

鹿兒島県史料

旧記雑録拾遺
伊地知季安著作史料集五

解題

本書は『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集五』として「伊地知氏雑録」、「御旧式類抄」、「御旧式類抄二・三」、「寺社巡詣録」、「諸旧記文書 卷一〜三」、「襲山紀行・襲山考」、「帖佐来歴」、「真幸紀行」と季安が記録所関係史料等を主に収集編纂した史料集並びに現地及び史料調査の成果を記述した著作集の一部を収載した。以下その一々について説明しよう。

伊地知氏雑録

東京大学史料編纂所蔵、島津家史料（旧島津家編輯所蔵）中にある。写本一冊。はじめに目録の記載があり、その順に収録されている。一は正徳三年、記録奉行田中国明・川上久儻連署の系図記載上の具体的処理案に関する伺書で行間に朱書で上裁文が記されている。この史料を後年の記録奉行吉田清純が明和三年に書写したものの写である。二は天保四年から八年までの記録所における家譜編纂事業の推移を記したもの、三は明暦二年、記録奉行平田純正の諸系図調の伺書で上裁文貼紙の書きこみがある。終りに天保十二年六月写、伊地知季安主の奥書があり、一から三まで一括して季安が書写所蔵したことを示している。四は明暦三年の諸外城諸家の系図文書所在目録で奥書によれば季安は天保十二年六月に鎌田藤馬（政純）家所蔵のものを内々且つ急々に書写したことがわかる。五は万治二年、鎌田蔵人（政直）の御記録方帳で、当時島津家々譜編纂のため系図文書等の収集整理に当たっていた平田純正と上司鎌田政直間の往復書状をはじめ五〇点の文書写をおさめる。奥書から同時期に季安が鎌田藤馬家珍藏のものから書写したことがわかる（拙稿「薩藩記録所と記録奉行覚書―御記録方帳の紹介を中心に―」鹿兒島県史料旧記雑録月報12、「島津氏系図について補考」尚古集成館紀要第四号参照）。六は「御

家文書所持之諸士記」、「御文書所持之貴賤同考之記」とあり、島津家歴代関係文書を諸家が何を何通もっているか記録所調査の成果を書き上げたもので、万治元年十月、藩老伊勢貞昌への指上帳写で、これ亦季安が同時期に鎌田氏所蔵のものから写し取ったのである。「不可許他見」とあることから秘蔵本であったことがわかる。七ははしがきにある通り、天保四年、季安が甲突川の氾濫で水災を蒙った婿本田親賢宅の帳箱よりとり上げた実祖父元記録奉行本田親方の書類を復元書写したもので、内容は親方が命じられた島津家々譜編集の経緯、経過、状況を示す史料を収録している。親方は宝暦、明和年間の記録奉行であった。付属して聖堂造立の際の地面調査、記録所職員の役料等が記載されている（拙稿「薩藩記録奉行本田親方と記録所職員の勤務時間問題」同月報17参照）。八は文政九年四月、季安はかねてより知遇を得ていた末川周山（拙稿「伊地知季安と児玉利器、そして末川周山」同月報18参照）の質問に答えて同年五月執筆した長文の書状で、周山は記録所、同奉行の創始の時期、事情、諏訪神社の神事、頭役の歴史などについての疑問を記録奉行相良甚太夫に照会していたところその返事を得てそれを季安に見せ、さらに詳細な事実の解明を期待したのであり、それに応じた考証となっているといえよう（拙稿「記録所の変遷と伊地知季安」同月報1参照）。なお諏訪神事、頭役等諸役の歴史については伊地知家との関わりもあって早くより調べていたと思われる（拙稿「町田二男家文書と諏訪社居頭役」同月報14参照）。また季安が書状の返却を求めていることはなお閉居の身であり乍ら記録所の答申に批判を加えることへの遠慮を示しているものとうけとれよう。またこの時期周山（久救）は季安にとっては得難い庇護者、情報提供者であり、季安の同人への傾倒も想像に難くない（文政六年の季安の編著『高雲堂頌詠集』に結実、周山の死は季安の四子徳四郎誕生の文政十年六月、八九歳、季安四六歳）。なお同じく東京大学史料編纂所蔵、島津家史料の中にもう一本、順序は違っているがほぼ同内容の史料（表題「御記録奉行本田新右衛門親方へ御家譜編集被仰付内萬

何書草案其外聖堂御造立之地面調査等之写」がある。

御旧式類抄 御旧式類抄二・三

「御旧式類抄」には東京大学史料編纂所蔵島津家史料の伊地知氏献上本中にある一冊（同内容の写本が鹿児島大学附属図書館玉里文庫中にあり、それには「御旧式類抄草稿全」の表題がある）と、島津家文書大箆筒内に二・三としてある二冊とがある。全て伊地知季安の自筆本であるが、前者には嘉永五年閏二月十八日付の季安の後書があり、それには「年中御規式事の舊籍に覺へたるをハ申上よとの御ことを承りて」関係史料を収集、類別に抄録、私見を加えてなお不十分乍らまとめた草稿を呈上するとある。季安は同年八月には記録奉行に就任しているが、その篤学博識ぶりが藩主斉彬らに大いに期待されたのであろう。内容は中世以降の年頭碗飯や五節供の飾図、移徙の式等諸儀式次第の史料等の抄録（とくに「上井寛兼日記」と同時期の「伊地知重元年男日記」等には興味深い記事が多くみられる）で、実用面からの要望もあつたのであろう。そのことは「伊地知季安日記秘要」文久二年十月二日条に「年頭五節供御謠初八朔嘉祥玄猪廿八日等之御旧式、徳川家ニ被為擬而之事候哉取調可申出旨被仰付候間、御家老座へ参り形行申出候」とあることからもうかがえよう。

「御旧式類抄二・三」の成立年時については明らかではないが、その所在が島津家文書の大箆筒・小箆筒であり、それらが何れも島津斉彬が藩主の座にあつた嘉永から安政期にかけて斉彬自身が収集、手許においたとされる文書を収納しているとされている（東京大学史料編纂所『島津家文書目録Ⅲ』解題）ところから、前述の献上本に続き編集されたものと思われ、二・三の番号もその事情を示すものと推察される。その内容が二は関狩・馬追等の先例を示す史料を収録、後半は天保十二年の季安の著作「狩夫銀御旧法記」（拙稿「伊地知季安狩夫銀御旧法記」鹿大史学第二四号参照）収録史料の大半三六点を再録しており、その中の数点について季安蔵本と特記

していること等から、伊地知家ゆかりの加久藤郷役所文書を所管入手するに至った後年、文久年間の編述ではないかと考えられる。三についても同様で、これらは馬牧関係の史料であり、季安の序文に「先年季安西藩田租考と名つけ著撰仕掛、寔の草案なれとも馬牧といへる篇目を第八に置き、大略の地取をいたし掛て果たす」とい、古代の馬牧の歴史について簡単にふれたあと、「此等は姑く置き、左に文治以来の事ともを類抄す」として以下中世・近世前期の馬牧に関する史料を掲出しているが、とくに伊地知家由縁の加久藤関係の史料から多くを採録している。また季安編の「寛永軍徴」(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集一』) 解題参照) の史料と重複するものも九点を数える。

なお二・三と並んで同じく季安筆で「諸給地一件類抄」、「公役類抄草案」(共に未刊) も同じく島津家文書の大筆箇中に収められているが、これまた同種の諸給地・寺社領関係の、そして百姓賦役関係史料の類別抄録であり、同じころ、時局の要請に応え、引続き季安の手によってまとめられたものと考えられる。

寺社巡詣録

底本は鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本、上下二冊。上巻に智賀尾神社伊集・志奈尾神社城・白羽神社佐・紫尾神社高尾・賀紫久利神社水出・箱崎八幡宮水出・紫尾山三所権現鶴・感応寺由来由野をのせ、下巻に可愛山陵・八幡新田宮水引をのせる。「伊地知季安日記秘要」(『黎明館調査研究報告第7集』に大平義行氏の史料紹介あり) によれば、季安は藩命により文久二年十二月三日より三年二月二十日迄、領内寺社の巡見に出かけており、その成果として、伊集院・川内・出水のとくに藩主家と関係の深い主要古社寺の由緒、来歴、現状について編述したのである。とくに下巻では史料に基き山陵に関する考察に加えて新田神社の歴史もかなりくわしく記述している。あらかじめ諸社寺には事前の調査報告書の作成を示達しており(前述の「日記秘要」によれば記録奉行名で「諸

郷寺社為見分廻勤ニ付糺方ケ条書」として一九項にわたる詳細な質問事項が列記されている)、これにより実地調査を行なったものと思われる。これよりやややくれて元治元年十一月に季安は「花尾社伝記」を、さらに慶応二年十月には「花尾社祭神輯考」(何れも玉里文庫蔵本)を編述しているが、これらも関連した季安晩年の業績として把握してよいのかもしれない(拙稿「伊地知季安と『秘伝島津譜図』・『花尾社伝記』・『花尾祭神輯考』」島津氏祖廟成立の経緯―鹿兒島大学法文学部紀要人文学科論集第一八号参照)。またこの後、藩事業として明治初年にまとめられたと見られている「神社調」・「寺社調」(東京大学史料編纂所蔵島津家史料)も上記文久二年の社寺調査の方針が生かされた成果とみてよいのではあるまいか。

諸旧記文書卷一―三

「諸旧記文書」は前回の『伊地知季安著作史料集四』で紹介した「諸旧記」と共に記録類と文書類を組み合わせて編集されている。何れも季安・季通の書写収集になるもので、巻毎のとりまとめは季通の手になり、内題は季通の筆で、表紙には「三番箱 伊進上」の書入れがあり、伊地知季通より島津家に納められたものであることを示している。現在は東京大学史料編纂所蔵島津家史料中にある。

卷一にははじめに記録所に於て担当職員が関心をもち、且つ必要に応じて収集書写したと思われる諸家旧記文書とも呼ぶべき史料群が二部収録されていて、相互に相当数の重複がある。それぞれの写者の個性があり、とくに前者は難解である。しかし文書の大半は「旧記雑録」に転録されており、またその原本は「島津氏世録正統系図」・「島津家文書」等にあるものも少なくないのでそれらによって補正が可能である。なお文書掲載後の奥書に塗抹されていて読み難いが一部「右紙数三十枚九月廿八日より起筆」と判読できる。後者ははじめに一点毎全部の文書目録が記されている。はじめにのせる「諸家旧記」には「旧記雑録」未載の分も多く、興味深い記事も多

い。たとえば相州家の島津運久の子孫のことや、越前家の播磨国の遺孫のことなど記録所の覚書でもあり、信憑性も高いと思われる。その他近世初期の島津家内部、徳川幕閣との交渉など重要文書、並びに島原の乱の際の伊地知重政関係文書等が案件別に摘出書写されたものと思われる。

また前後を通じて「旧記雑録」では文書毎の冒頭の所蔵者名を示す箇所に「雑抄」とするものがかなり含まれている。その場合の「雑抄」とは恐らくこの「諸旧記文書」そのものを指しているのではあるまいか。そして「雑抄」を写した「旧記雑録」の文書のあとにさらに季通が注記をして「島津家文書」により照合訂正を加えたことをことわっている例もみられるのである（たとえば一一九号文書、『旧記雑録後編五』五六二号文書）。

次の「新納仲左衛門忠雄日記書抜」は寛永十五年、加治木家宿老新納氏の日記写で、加治木士伊丹孫兵衛の書抜を文化四年に写したとある。当時の家久・光久・忠朗・伊勢貞昌等の動静が具体的に記述されている。そのあと季安の筆で内表紙に「諸旧記」として「樺山氏文書 川上久国上使附日記 加藤清風先生墓誌銘 池田右近将監家状 野村勘兵衛文書 加世田大浦村長田門来由 住吉崎 住吉社 同一之宮 同島津稻荷 同猫神」と表記されているが、この中野村勘兵衛文書、住吉社以下のものは収録されていない。季通が最終的に編集するまでの間に変更があったものであろう。

「樺山氏文書」は中世の樺山家文書のうち主なもの三二点が載録されている。次の「川上久国上使附日記写」は寛永十年、幕府巡見使を案内した際の担当者としての記録である。そのあと「惟宗政公撰 加藤清風先生墓誌銘」、「九曜紋章銘」、「加世田大浦村長田門来由」等季安が文政年間頃に随時書写収集した文書が付載されている。

巻二は内表紙に季通の字で「諸旧記文書」とあり、はじめに承応四年の京都吉田社司宛島津久通外三名連署

事書等を、次に元禄十四年の薩州島津家忠清の元服関係文書を収載、その次に「酒匂安国寺申状」が掲載されている。同書については、先年伝来本の中に二種の系統のもの、すなわちイ本とロ本とがあり、島津家発祥より被官酒匂氏等とのかかわりの由来を説明する比較的短いイ本と、末尾に島津好久への酒匂安国寺よりの提言の体裁を整えているそれより長文のロ本のあることを述べ、イ本の方が古い形でそれを補正したのがロ本であろうとの見解を述べたことがある（拙稿「南北朝・室町期における島津家被官酒匂氏について―酒匂安国寺申状を中心―」鹿兒島大学法文学部紀要人文学科論集第一九号、同「山田家文書と山田聖栄自記補考」鹿大史学第三一号）。イ本としては島津家文書に「酒匂一卷書」と表題のある古写本、山田家文書「聖栄記」付載のもの、それに島津家史料中の写本等で、ロ本としては同じく島津家文書中に古写本があり、またそれを基にしたと思われる「旧書類聚」中に収載されているもの等があり、またそれぞれ表記、用語等に異なることも指摘した。全体としてイ本とロ本では大むね記述の順番内容は共通しているが、イ本の末尾に当る部分はロ本とかなり異なっており、ロ本で削除されている箇所も一、二に止らない。ロ本は追加分を付記することでイ本の一部を手直したものであろう。また「旧記雑録」に部分的に引用されている分もイ本によっていることが知られる。さて本史料の底本はロ本の島津家文書中の古写本と近似しているが、項目のたて方、記載内容、文章表現等で相異なる箇所も間々あり、二項目記事が多くなっているという特色もみられる。また行間に別本との異同を示す朱点・朱注が書き加えられているが、これはイ本との対校によるものであることがわかる。恐らく季安は「安国寺申状」のイ本・ロ本両者の存在を知悉していたものと考えられる。「安国寺申状」作成の年時については、その内容等からみて好久が忠国と別個に活動していた時期、すなわち永享末年頃かと推定されている（新名一仁「嘉吉・文安の島津家内訌―南九州政治史上の意義―」史学研究二三五号参照）。なお「酒匂安国寺申状」に関連のある史料と

して「御当家始書」・「御当家之由来」(何れも島津家文書中にあり)等があり、その内容には重複する所が多い。かつて私は旧稿で「御当家始書」を季安の著作として紹介したことがあるが(拙稿「伊地知季安関係史料」『御歴代歌註解』・『藩翰譜島津伝記弁誤』・『古郡院説』・『御当家始書』鹿大史学第二五号)、それは誤りでこれらの原本は文明年間、永正年間頃のものであり、その後補筆が加えられたものと思われる。そして島津氏創業説話が形成されて行く経緯を示す史料として注目すべきであり、さらに「山田聖栄自記」との関係等についても検討を重ねる必要があるように思われる(朝河貫一「島津忠久の生ひ立ち―低等批評の一例―」史苑一二巻四号)。

次に応永十七年六月の進上物注文をはじめとして文書原本の体裁をとって四〇点の南北朝・室町期の文書写が掲載されているが、後半には大覚寺義昭事件の関連史料が集められている(何れも「旧記雑録」には収録済み)。

巻三は内題にやはり季通の筆で「諸旧記文書」とあり、ついで収録史料の目録を掲げる。「御三代様下文写」は島津氏初代忠久より三代久経までの主な下文・讓状等一七点を集めたもの(「旧記雑録」収録済み)、次の「蒲生土山元氏所蔵自記」は「蒲生郷土山元庄右衛門家蔵古日記」とあり、弘治元年二月より同三年三月迄の間、断続的に一六三日分の蒲生攻めの戦鬪記録が書かれている。底本は虫損、乱丁等難読分が多く、これを異本によりある程度補正を加えたものである。「旧記雑録」掲載文の後書には「右軍記と題し、蒲生土松下源五左衛門カ家ニ蔵ル所ノ、宝永八年ニ寫タル古本アリ、世ニ所謂山本日記ハ虫ノ為ニ切レ、或前後乱レテ讀ヘカラサル所多シ、此ハ古本ニシテ實ニ二ツナキ全本ナルヘシ、今茲弘化三年夏四月、蒲生土長谷場某より假テ寫載置もの也、平季直」とある。季直(季通初名)が「山本日記」とよぶこの戦記は『本藩人物誌』の編者福崎氏も参考書目の中に「山本氏日記」原本として掲げており、天保年間頃には書写流布していたものと思われる。また旧版『蒲生

郷土誌』の編者原田直哉氏の覚書「蒲生郷土史資料第一巻」に収録の「山本氏日記」の後書には「右山本氏古日記自伊地知小十郎季直丈乞得、明（治）八年乙亥十一月一日謄写、始業至四日成、用紙二十四葉 七十六翁得能彦左エ門通古 原本玉里島津家蔵書」とあり、玉里文庫本（現在所在不明）によったことがわかる。恐らく得能通古は「旧記雑録」掲載分の季通写本を転写したものであろう。なお「山本氏日記」については桑波田興氏が『旧記雑録後編』の解題で以下の如き興味深い考察を加えている。「本「日記」の記主と考えられる「山本氏」なる人物については何等知るところはない。本「日記」、「於岩劔城御合戦之刻之事」、「日州御発足日々記」、「日州新納院高城耳川御合戦日記」等の諸記録がほぼ同様の文体であり、最後の「日州新納院高城耳川合戦日記」が「大友退治日記」・「耳川合戦日記」の異称をもち、間々「河上左近将監日記」、「河上久朗日記」と呼称され、河上久朗に仮託されていることを考えると、本「日記」も山本氏に仮託されたものではなからうか」とある。なお本文書載録に当っては原型の一部を示したが、「旧記雑録」記載のものによった部分の多いことをおことわりしておく。次に「佐多民部左衛門尉久英覚書」は「寛永九年百石より式百石迄軍役覚」・「江平伝左衛門尉覚書」と同筆の写であり、知覧領主佐多久慶の弟久英が後年藩当局の質問に答え朝鮮出兵時の経緯を申告した覚書写であり（拙稿「佐多久英覚書」鹿兒島中世史研究会報37参照）、寛永九年十二月の軍役覚に「旧記雑録」で、「雑抄」よりとなっているのはまさにこの史料によったことを示しているものと思われる。「江平伝左衛門尉覚書」は佐多氏家臣江平氏の明暦元年提出の出自・由緒・経歴の書上写である。また「新納拙斎其外書状写」・「長野氏より手鑑書拔」も記録所の覚書を季安が収集載録したものであろう。

鑿山紀行・鑿山考

鹿兒島県歴史資料センター黎明館所蔵で伊地知季安自筆表題のある合冊本（昭和五十四年北九州の古書肆より

購求)で「襲山考」には一部(二丁)自筆分があり、「襲山紀行」には頭注の形で本文欄筆後二十四年の元治元年に再度栗原信充と同行、その際の両人の感懐詩三編を自筆で補入記載、後書に伊地知季安稿として栗原信充の歌二首を自筆で付記してあり、これを原本とみることができよう。鹿児島県立図書館には「襲山考」として、大正五年購入印のある黒色ペン字、野紙の写本があるが、右の後書と歌二首は同書の末尾に記載されている。恐らく右書よりの転写本であろう。「襲山考」作成の年記はないが、「襲山紀行」の方は天保十二年秋、国学者としても既に名の著れていた山田清安の強い要請で霧島を探訪した際の紀行文であり、清安は旅立前に季安の整えた史料(高千穂峯関係)だけでは説得力不十分で現地調査の必要性を主張、とくに胸副坂の立地・景観で兩人共々感銘歎喜した旨の記載があり、その考察を「襲山考」にも記しているところから作成年次は天保十二年以降ということになろう。また「襲山紀行」は華林寺迄でその後文は紀行文から離れて高千穂峯||霧島嶽説の考証となっており、それも未完成で欄筆しているところから、これはむしろ「襲山考」等に記述されるべき内容であり、そういった点からみても作成年次の順は或は逆ということにもなる。元治元年七月、来鹿中の幕府仕官の有職学者栗原信充は季安・木脇祐尚(幕末期甲冑所頭取をつとめ、甌島地頭に就任している。『伊地知季安著作史料集』の解題付記でもふれた。)らと共に公用旅行で霧島に登山、途次季安の案内で胸副坂を訪れ、季安説を確認、華林寺に宿泊、大に季安らと意見を交換、その充実感を彼の紀行文「高千穂行記」に記述している。中に季安の「襲山考」を読んだことが記されているので同書はそれまでにはまとめられていたことは明らかである。栗原信充との関係については早く三木靖氏の、近年では丹羽謙治氏の詳細な紹介、考察があるので参照されたい(「伊地知季安と栗原信充―沖家文書の紹介―」南日本文化第五号、「栗原信充来鹿資料二種―『高千穂行記』・『栗原氏真跡寫』―」国語国文薩摩路第四四号)。さらに木脇祐尚に関して本年度丹羽氏の「木脇啓四郎と『萬留』

付木脇啓四郎年譜（平成十二、十四年度日本学術振興会科学研究費補助金研究成果報告書『近世薩摩における大名文化の総合的研究』所収）をえた。季安自身のこの折の紀行文はないが、二十三年前のコースの踏査であり、高齢乍ら栄職在任中の身として自説の支持を中央の学者から与えられた慶びとは別に、前回、不遇の時代、行を共にし、その後嘉永朋党事件で自刃した気鋭の国学者山田清安の事を偲ばなかった筈はあるまい。恐らく「襲山紀行」が未完のまま「襲山考」が完成、その後「襲山紀行」の未分に元治元年の紀行の詩文を補ったものを合冊、一本としたのであろう。「襲山考」では、いわゆる天孫降臨の日向高千穂の場所について両説があるのに対して白尾国柱ら薩藩国学者らの霧島所在説を支持、実地体験をふまえてその妥当性を説いている。「襲山紀行」では道中での調査の記録等追真的に記述しており、就中季安が少年時代止上社を訪れた際、世話をしたという老婦人に再会、その回想談、すなわち一夜季安が読書中、睡気をさますため髻に紐をまき、柱にくくりつけていたのを自縊と誤認、あわてて介抱したという逸話の披露などあり、興味深い。

帖佐来歴

底本は始良町歴史民俗資料館所蔵、伊地知季安の草稿本一冊（昭和四十七年、町文化財指定）。奥書によれば、文政十三年三月、自宅に於て摺筆、同族本田親章が帖佐へ出張滞留するに当り、名所旧跡等探訪の手引にと今まで知り得た史料等を一二項に分け記述したとある。何分匆卒のこととて補訂補入等が随所にみられ、文字通り草稿本である。同書が現地に伝存した事情は明らかではないが、「名勝志調」の不備を補う資料として親章が地元役所に留置したのもあろうか。もちろん季安はその後も補正を重ねたものと思われ、その後明治十五年前後から編集された「地誌備考」にはその整備された形ものが季安の子季通らの手によって採録されているのである。その追記の分の概略を記すと、一はその後平山武敏撰の若宮八幡神廟記写の提示をうけたが、その中に平山

了清の downward を平山・船津等の地名の起源としているが、既に凶田帳にその名の見えていることからその史料価値に疑問を唱え、二、不明とされた行司愛甲氏の名が元和元年の帖佐衆中として見えることを親章に伝え、三、さらに同人より資料提供で雲門寺の正応二年銘の五輪石塔の大施主名を了清の子乗清と推定していたのを乗房なるべしと訂正し、四、正福寺と西福寺は同寺ならんと推定し、五、平山氏族飺氏について追記、何れも該当箇所貼付方を依頼しているのである。これらについては拙稿「伊地知季安と帖佐来歴」（鹿児島県史料旧記雑録月報13）、「大隅国正八幡宮領帖佐郷小考」（鹿児島大学法文学部紀要文学科論集第八号）を参照されたい。また平成五年、楠田靖夫氏の翻刻がある（『始良町歴史民俗資料館報』第五号所収）。

真幸紀行

「真幸紀行」の底本は鹿児島県立図書館所蔵写本、大正七年五月五日の購求印あり、県立図書館名入りの野紙に黒のペン字で記載、返点送仮名はない。弘化二年十一月季安は加久藤郷及びその近辺を訪れている。そこは日向国真幸院の地であったから、その紀行文に真幸紀行の名をつけたのであろう。加久藤はまた季安六世の祖伊地知重政が地頭をつとめ、招魂墓も同所にあることから、先祖の墓参りの意味もあったのであろう。あたかも子の季通がこの地方の事情に精しく、父が党禍等にわざわざいされてまだ一度も訪れていないことを案じて、すすめてその訪問を実現させたのであろう。季安自身も早く文政六年五月には「島津の字出所考」をまとめており、天保四年三月には大著「管窺愚考」（「島津御荘考」とも）を完成しており、日向国真幸院・三侯院等の史料についても博搜していたことは明らかである。また穆佐院には悟性寺の島津久豊石塔の考証のため現地に向向してもいた。ただ真幸院の地にはまだ足をふみいれることはなかったのであるが、ここによりやく実現をみたのである。すなわち弘化二年十月二十九日、男季慮（三子季敦か）を伴って鹿児島を出立、旧知の加治木新納氏宅に寄宿、

十一月二日龍門可坂を通り、溝辺・横川を經由、栗野に至り、季通の劔友肥後氏宅に一泊、翌三日栗野を発して吉松村に入り、邑正で同じく季通の劔友中村氏の案内をうけ、加久藤に至って同族秀包の迎えをうけ、翌四日徳泉寺に詣で、一族参会、六世祖の三百年忌を催し祭文を奉納している。また加久藤城に至り父祖の功業を偲び、季包宅に宿し、木崎原等戦跡を歴遊している。六日には飯野長善寺から大河平に至り、大河平氏宅に宿し、史料を調べ歴史について談じている。八日には白鳥山に登り、万足寺、白鳥権現廟に詣でている。九日には古文書等を調べ、性空上人の故事等を探り、二宮社・三徳院を訪れ境田氏宅に宿し、十日再び加久藤徳泉寺の先祖墓に詣で一族の墓にも詣でている。十一日吉田に至り、徳満城近くの峯八幡、総州家島津久林終焉の伝承地を訪ねている。次いで十二日には馬関田に入り、秀包ら一族の見送りをうけ、故郷を出る如き感慨を味わっている。そのまま吉松・栗野・横川を経て夜に加治木に至り、再び新納氏宅に泊り、十三日には新納氏文書等を調べ、縁族の契りを再確認、十四日風あり、船路を断念、陸路帰鹿している。往還四〇里余、半月に及ぶ旅行であった。季安の先祖顕彰願望は強く、とくに重政に対する思いが著しい。後書に季通のすすめもあって大事をとって旅行したが、やはり歩行の苦しみが出たという。しかし旅の記録は先の「襲山紀行」が一氣に脱稿するに至らなかつた苦い経験から何とか子孫に書き残しておきたいとの願で概略を記録することにしたとある。

終りに参考資料として本書全編を通して掲載分の史料の点数と、文書について「旧記雑録」に収載済のもの、未収載のものゝ点数を示しておく（表参照）。

（五味 克夫）

『季安五』掲載文書内、文書・記録・記事等点数

文 書 名	文書数 (収載) <未収>	系図・記録 ・記事等	目録上史料 総 数	掲載史料数
伊地知氏雑録	93 (3) < 90 >	5	98	96
御旧式類抄	24 (10) < 14 >	22	46	46
御旧式類抄 二	76 (20) < 56 >	32	108	107
御旧式類抄 三	75 (13) < 62 >	16	91	91
寺社巡詣録	4 (2) < 2 >	0	4	4
諸旧記文書 一	222 (164) < 58 >	49	271	251
諸旧記文書 二	57 (42) < 15 >	0	57	57
諸旧記文書 三	38 (28) < 10 >	2	40	40
襲山紀行	0 (0) < 0 >	4	4	4
襲山考	0 (0) < 0 >	1	1	1
帖佐来歴	18 (11) < 7 >	14	32	32
真幸紀行	3 (0) < 3 >	1	4	4

注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは、「同」未収載文書を示す。

2 掲載史料数とは、『季安五』内で掲載した重複分を除く史料数を示す。

例 言

一 本書は、「伊地知氏雜錄」「御旧式類抄」「御旧式類抄二・三」「寺社巡詣錄」「諸旧記文書」(卷一〜卷三)「襲山紀行」「襲山考」「帖佐来歴」「真幸紀行」を底本として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵別
伊地知氏雜錄	東京大学史料編纂所
御旧式類抄	東京大学史料編纂所(島津家本)
御旧式類抄 二・三	東京大学史料編纂所(島津家文書大筆筒)
寺社巡詣錄	鹿児島大学附属図書館
諸旧記文書 卷一〜卷三	東京大学史料編纂所
襲山紀行	鹿児島県歴史資料センター黎明館
襲山考	鹿児島県歴史資料センター黎明館
帖佐来歴	始良町歴史民俗資料館
真幸紀行	鹿児島県立図書館

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及びくで示した。

イ 原文書又は正統系図・旧記雑録等のない字句については、原則として該当箇所を「」で囲み、その右側に典拠史料を示した。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 補充や校訂に使用した典拠史料は、次の略記号で示した。

島津家文書（東京大学史料編纂所蔵） ㊀

新編島津氏世録正統系図（東京大学史料編纂所蔵） ㊁

新編島津氏世録支流系図（東京大学史料編纂所蔵） ㊂

旧記雑録 ㊃

寛永軍徴（東京大学史料編纂所蔵） ㊄

上井覚兼日記（東京大学史料編纂所蔵） ㊅

比志島文書（東京大学史料編纂所蔵） ㊆

祢寝氏正統世録系譜（東京大学史料編纂所蔵） ㊇

樺山文書（東京大学史料編纂所蔵「伝家亀鏡」） ㊈

台明寺文書（東京大学史料編纂所蔵） ㊉

日置島津家文書（鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵） ㊊

日置島津家文書（鹿児島県立図書館所蔵） ㊋

始良郡地誌備考（東京大学史料編纂所蔵）④

なお上井覚兼日記については、東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録 上井覚兼日記』（上中下）に拠った。

エ 「伊地知氏雜錄」は、島津家本「奉得御意條々」「諸外城系図文書抑留帳」「御記録方帳」「御家文書所持之諸士記」「御記録奉行本田新左衛門親方江御家譜編集被仰付置候内萬伺書草案其外聖堂御造立之地面調査等之写」により補充を行った。

オ 「伊地知氏雜錄」「御旧式類抄」中の頭注や行間の書き込みは、底本の体裁に合わせたが、長い場所は※印を該当箇所にし、関連箇所の本文後に適宜まとめた。

カ 「諸旧記文書 三」中の「山元氏日記」については、全体を通して『鹿児島県史料 旧記雜録後編一』所収「山本氏日記」により校訂を行った。

一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。

イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。

ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

エ 原則として原注に移動指示がある場合は、該当箇所に移動した。

一 合点は「ー」（墨書）、「ー」（朱書）で示した。

一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示し、判読不能な文字については■で示した。

一 見せ消は、その文字の左側に「々」を付した。

言

例

一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 原文中の地名・人名・官名・年号などに施されている朱引は、全て省略した。

一 原文中の送り仮名及び返り点については「寺社巡詣録」「巖山考」の返り点を除いて省略した。なお、「寺社巡詣録」において、返り点の明らかに欠落している箇所については、編者により補った。

一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 系図中人名上の「●」「▲」「♣」「○」「△」「◇」「※」などがすべて朱書の際は文末に付注し、文中に『』を付けないこととした。

一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□□、…、―、などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

一 『鹿兒島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として重複注は逐一付さなかった。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 亶(事) 芴(州) 季(年) 躰(体) 刁(寅) エ(衛) 穢(税)
邨(柳・郭) 筭(算) 逃(逃) 叵(難) 陳(陣) 諏方(諏訪)

一 本巻収載史料の中には、差別的な文字が一部用いられている箇所がある。これらについては、当時の誤った認識にもとづく根拠のない不当なものであり、人道的に絶対許されるべきものではない。しかし、それと同時に、

史料に書き残された内容が史実であることも否定できない。本書はいささかも基本的人権が侵害されることのないよう、また本書の利用が差別を助長することなく、差別解消の大きな成果となることを願い、原則として原文の通り収載した。しかしながら、一部の字句についてはその表記を省略して、字数を推して■で示した。

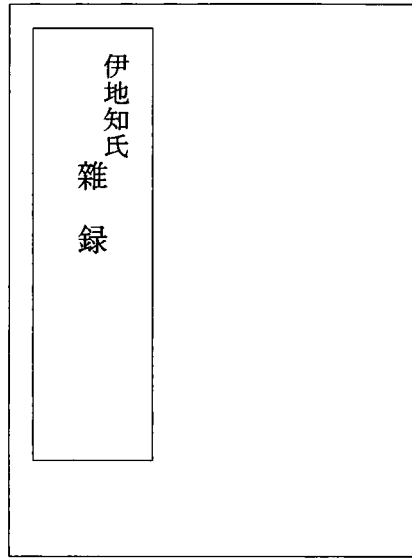
旧記雜録拾遺伊地知季安著作史料集五 目次

解題	1
例言	15
目次	21
伊地知氏雜録	一
御旧式類抄	
御旧式類抄 (島津家本)	七一
御旧式類抄二 (島津家文書大箆筒)	一四七
御旧式類抄三 (島津家文書大箆筒)	二一〇
寺社巡詣録	二五三
諸旧記文書	
卷一	三〇五
卷二	四五二
卷三	四八六
襲山紀行	五三一
襲山考	五四三

帖佐来歴	五五一
真幸紀行	五七九
文書目録	六〇一

伊地知氏雜錄

(表紙)



目錄

- 一 御系圖之内御位階之次第且亦兼中与書記候所茂有之、
下司相付候所茂有之ニ付調書留
- 一 御前江被召置候略系圖本御系圖ニ相違之所調書留
- 一 奉得御意條々
- 一 諸外城系圖文書抑留帳
- 一 御記録方帳

一 御家文書所持之諸士記

一 御記録奉行本田新右衛門親方江 御家譜編集被仰付置之内、萬伺事艸案、其外聖堂御造立之地面調案等之寫

正徳三年巳九月十六日

一 御系圖之内御位階之次第且又兼中与書記候所茂有之、

下司相付候所茂有之ニ付調書留

一 御前江被召置候略御系圖本御系圖ニ相違之所調書留

101

覚

御前江被召置候略御系圖御下被遊候間、御位階之
【巳十月廿一日準人殿より御用ニ付肥後仁右衛門罷出候如ニ、
 次第且又兼中与書記候所も有之、下司相付候所茂
 本行左之ヶ條之内、朱書之通ニ準人殿直ニ被仰渡候事】
 有之候ニ付、委曲相糺可申上旨被 仰出 左之通
 ニ御座候、

一 御家御官位之次第、 家久公朝鮮御軍功之為御恩賞御
【本行ヶ條之内、從三位權中納言与書記有之候得共、權之字付候儀致無
 初官ニ 正四位下少将ニ御叙任被遊、夫より段々御昇

用、從三位中納言与御系圖ニ書改可申候、尤御口宣ニ者權中納言与進候而、從三位權中納言迄御進被遊候、其後、光久様有之候得共、於江戸中將ニ御昇進之節、從四位上中將ニ被任候由被以來御初任ニ從四位下侍從ニ御叙任有之御事ニ御座候、然如ニ、光久様以來御代々之御傳記從五位下之御位階載來申候、是ハ從四位下侍從御叙任之節、從五位之御口宣茂同前ニ出申事ニ御座候、其御口宣を見合を書載為申与相見得候、畢竟不書載候而相濟申儀ニ御座候間、家久公以來從五位下之御位階惣而相除可申候、上り御系圖ニ者、貴久公・義弘公ニ者從五位下之御位階相記御座候得共、家久公以來ハ從五位下之御位階書載無御座候、然者、家久公少將御初任より、御家御官位も結構ニ罷成候へハ、上り御系圖、貴久公・義弘公御傳ニ從五位下之御位階書載有之候而茂、家久公より以前之儀ニ御座候へハ、差支申儀御座有間敷哉与奉存候、

一古來者無位無官ニ而茂下司を相付、傳記等ニ書記申候、〔本行ケ条、申出之通下司相除可申候事〕上り御系圖ニ茂其通ニ御座候、然共、光久様御代以來之儀者武家之官位も相定申候得ハ、無官之人ニハ下司相付不申筈ニ御座候得共、任古例付來候与相見得申候

条、光久様以來無官之人ハ惣而下司相除可然哉与奉存候、

一光久様より以來御娘之内簾中与書載候傳御座候、前方〔本行ケ条、前方簾中与書候儀ハ漢文之通夫人与書改可申候事〕ハ惣而御大名ニ者簾中与書載為申与相見得申候、然者三位以上ニ而無之候へハ、簾中とハ書不申筈之由ニ御座候へハ、此節簾中之事を夫人与書改可申候、日本ニ而者依位段々相替申事ニ御座候へ共、唐ニ而者諸侯之妻ハ夫人与申候得ハ、漢文之通夫人与書記申候而差支申儀御座有間敷与奉存候、

一龜姬様之御傳ニハ、近衛大納言家久卿前簾中与書載〔本行ケ条、家久卿簾中与書記可申候事〕可申候、大納言之御位ニ而御座候へハ、相當可仕与奉存候、

一満君様之御傳ニ者、近衛内大臣家久卿御臺盤所与書〔本行ケ条、内大臣之御臺与有之候、其位ニ相應候得共、公家方之衆記可申候、大臣之御位ニ而被成御座候へハ、右通ニ而より及簾中与書記被申事ニ候へハ、其通ニ満君様御事御簾中与書記可相當可仕哉与奉存候、〕相當可仕哉与奉存候、

右二ヶ條之儀、本御系圖ニ未御載不被遊候得共、右〔右朱書之通、準人殿より被仰渡候事、但差出置候本行別紙覚書老之通此節吟味仕候、〕右之通被仰付、可然哉与私共吟味仕候、以上、〔通御下ケ被成候事〕

『正徳三年』巳
御記録奉行 川上平右衛門
九月十六日 (國明)
田中五右衛門

覚

御前江被召置候略御系圖本御系圖ニ引合、相違之所可
『已十月廿一日、準人殿より御用之由、肥後仁右衛門罷出候処ニ、本行
申上之旨、被仰渡、左之通ニ御座候、

申出之通御系圖相改可申候ケ条之内、思召無之候由被仰渡、本行別紙
一本御系圖、貞純親王之御兄弟十四人相見得申名之傳記
覚書差上候者通御返被成候事、
等御座候、略御系圖ニ者末弟四人相見得不申候間、此

節本御系圖之通書載可申候事、

一新羅三郎義光之傳、略御系圖ニハ甲斐源氏祖与有之候、

本御系圖ニ者逸見・武田祖与書記有之、相違ニ而御座
候得共、右両氏則甲斐源氏ニ而御座候へハ、本意ハ違
不申候へとも、本御系圖之通書改可申候事、

一中宮大夫進朝長後者左兵衛尉与本御系圖ニ相見得候得
共、略御系圖ニ者左兵衛尉無之候、此節書載可申候事、

一略御系圖ニ者頼家公之御子一幡公曉与相見得候へとも、
本御系圖ニ者一幡公曉之分書載無之候得共、其通
ニ而被召置候而も可然哉与奉存候、

一本御系圖ニハ実朝公之幼名千幡君与有之候、略御系圖
ニハ君之字不相見得候而、君之字書載可申候事、

一本御系圖ニ 忠久公・頼家公・貞曉法印・女子・実朝
『此ケ条之趣ニ付又ニ致吟味候者、忠久公者、頼朝公之御長男ニ而被
公与次第有之候、略御系圖ニハ頼家・実朝・忠久・貞
成御座候得者、御出生之次第ニ書載可然儀与申談、其趣準人殿へ申上
曉法印・女子与御座候、此次第相違ハ、忠久公他腹
置候処ニ、被達 貴聞候、弥申出之通本御系圖之通ニ可仕旨、被仰渡
ニ而將軍家之統を御継不被遊ニ付、実朝之次ニ為奉載
候事、

次第与相見得申候、實之次第者本御系圖之通ニ而御座
候得共、略御系圖之通ニ而ハ召置候而も不苦儀与奉存
候、
已十一月十四日 川上平右衛門承之

候、

一略御系圖ニ 忠久公御母比企判官能員妹与計有之候、

本御系圖ニ者丹後局与御名相見得候間、書載可申候事、

一本御系圖ニ若狭島津忠季父子書載有之候得とも、略御
系圖ニハ不相見得候、是ハ吳父御同腹之儀御座候へハ、
朱線を掛可申様無御座候故略仕候与相見得候得とも、

此節本御系圖之通書載可申哉与奉存候、

一掃部介忠直之子三人本御系圖ニ相見得候得候へとも略
御系圖ニ略仕候、其通ニ而可然奉存候、
(符カ)

本御系圖ニ越前嶋津忠綱之子孫書載有之候得共、略御

系圖ニハ忠綱之子之代迄書載候而、孫之代より略仕候、

略御系圖之儀ニ御座候得ハ、其通ニ而可然奉存候、

一本御系圖ニ伊作家之元祖久長之妹老人有之候へ共、略

御系圖ニ不相見得候間、此節書載可申候事、

一本御系圖ニ伊作家宗久入道名道惠与有之候、略御系圖

ニハ法名道惠与有之候得共、法名者別ニ御座候間、入道与書載可申候事、

一本御系圖ニ伊作家宗久之弟主殿助久俊之次ニほうしゆ

と有之候、略御系圖ニ不相見得候間、此節書載可申候事、

一本御系圖ニ伊作家親忠之弟若狹守忠武之弟ニ神代家、

其次ニ女子与有之候、略御系圖ニハ不相見得候間、書載可申候事、

一略御系圖ニ総劔家伊久之名之傳ニ九花齋与有之候得と

も、本御系圖ニ不相見得候ニ付吟味仕候へとも、出所相知不申候間、相除可申候事、

一伊久之弟碓山三郎左衛門久安ニ始良祖也与本御系圖ニ

有之候へとも、略御系圖ニハ不相見得候間、書載可申

候事、

一総州家守久入道名得佛与本御系圖ニ有之候得共、略御

系圖ニ者法名得佛与有之候、然共法名者別ニ御座候間、入道与書記可申候事、

一守邦之次ニ女子七人共ニ為比丘尼与本御系圖ニ者有之

候得共、略御系圖ニ者不相見得候間、書載可申候事、

一伊作久義之弟久親之次ニ(そゆうカ)の房与本御系圖ニ有之

候得共、略御系圖ニハ不相見得候間、書載可申候事、

一右同弟石見守久周之次ニ男子ぞう与本御系圖ニ有之候

得共、略御系圖ニ無之候間、書載可申候事、

一総州家久世誕生之年、本御系圖ニ無之候へ共、略御系

圖ニハ相見得別条無御座候間、其通ニ被召置可然与奉存候、

一義岡家之元祖豊久之弟僧老人女子四人与本御系圖ニ有

之候得共、略御系圖ニハ不相見得候間、書載可申候事、

一伊作家教久之傳ニ四郎左衛門尉与略御系圖ニ有之候得

【此ヶ條之趣ニ付又、致吟味候者、教久ニ四郎左衛門尉与名相付候儀無共、本御系圖ニ不相見得候間、相除可申候事、
故為仕ニ而者無之管与申談、其趣申上置候如ニ、弥申出之通如本可載置官承之候事】

一 立久公之御幼名安房丸与略御系圖ニ有之候得とも、本
「此ヶ條之趣ニ付又、致吟味候者、立久公ニ安房丸之御幼名相付候儀
 御系圖ニ不相見得候ニ付吟味候得共、御記録其外古儀
 無故為仕ニ而ハ無之答与申談、其趣申上置候処ニ、弥申出之通如本可
 系圖ニも相見得不申候間、相除可申候事、
 載置旨承之候事、
 巳十一月十四日
 川上平右衛門承之」

一 忠國公御娘之内嶋津出羽守忠徳室之妹ニ女子早世与本
 御系圖ニ有之候得共、略御系圖ニ無之候間、書載可申
 候事、

一 伊作家久逸之法号徳瑠輝公与本御系圖ニ有之候得共、
 略御系圖ニ者徳瑠道輝与有之候間、本御系圖之通相直
 可申候事、

一 右馬頭忠興之妹女子早世与本御系圖ニ有之候得共、略
 御系圖ニ不相見候間、書載可申候事、

一 左兵衛尉尚久之幼名鎌安丸与本御系圖ニ有之候得共、
 略御系圖ニ者曇秀丸与有之候ニ付吟味仕候処ニ、曇秀
 丸別条(無説)其通書記可申候事、

一 久保公御兄霧壽丸与本御系圖ニ有之候得共、略御系圖
 ニ者無之候間、書載可申候事、

一 久保公御母廣瀬氏之女、実者園田清左衛門女与本御系
 圖ニ有之候得共、略御系圖ニ者廣瀬大炊助宗安与有之

候、本御系圖之通書載可申哉之事、

一家久公御名之傳ニ中将宰相与本御系圖ニ有之候得共、

略御系圖ニ者中将書落有之候間、本御系圖之通書載可
 申候事、

一 光久様以来之儀、御兄弟之分いまた不書載も有之、其
 外段ニ本御系圖ニ相違仕候間、相糺書載可申候事、

右之通本御系圖与相違仕候間、此節右ヶ條之分者本
 御系圖之通書改可被 仰付候哉、御差圖次第ニ奉存
 候、以上、

御記録奉行(久徳)
 川上平右衛門
 『正徳三年』巳九月十五日

田中五右衛門(國明)

右卷冊、明和三年丙戌三月上旬書写之、

(吉田)
 清純

天保四年己六月七日

一 嶋津矢柄より御用ニ付、得能彦左衛門罷出候処、(鳥津久良)但馬殿より御家譜編集之儀當座請持之事候処、(鳥津重家)大信院様

御以来久々編集無之哉ニ茂相聞得候、何様之成行候哉

御尋ニ付、延享二年 大信院様御誕生より天明七八年

迄之間數冊連々草稿相調置候旨申上、其以来迎茂相應

手数茂相立、程過候而者御事實ニ茂相掛事ニ付、此節

より急度取付候様被仰付候旨、御口達を以被仰渡、致

承知候事、

一 右ニ付申出趣有之、御記録奉行有馬休左衛門・得能彦

左衛門江編集方一編差分り取扱候様被仰付、多端之取

調付、添役平川宗之進(常經)茂差寄相動候やう被仰付、案原

善助(國彦)・相良甚太夫事ハ日用御用茂相兼候筋、已七月四

日、但馬殿より指而申出候通、種子嶋六郎御取次御達

を以被仰付候、

天保八年
一 酉五月、編集集中取清書相濟、同八月八日より九月十日

迄拾四帙被遊 御覽、少茂 御存寄不被為在旨ニ而被

相下候事、

一 酉八月十五日、御用人川上孫左衛門より平川宗之進御

用ニ而、但馬殿より 太守様御家譜編集即より取付、

出来次第式三冊ツ、艸稿之儘差上候やう被仰付候、

大信院様御家譜編集方相掛候人数混々差分取調候様、

其内黒田新之丞(清直)儀者別動ニ付、田原仲之丞(備啓)と兩人被仰

付候、

一 右ニ付、寛政三亥年より文化八未年迄艸稿拾三冊出来

ニ而、酉九月廿三日、平川宗之進・江田(國雅)五郎左衛門よ

り差上候処、一通り被遊 御覽、御湯治御光越ニ付被

下ケ置候、其砌追々 御判物巡見使等之御用多端可罷

成ニ付、編集方文化九年以来暫之間先御猶豫被成下度

申出、随分其通ニ而宜候段、天保八酉十月朔日、碓山

八郎右衛門御取次を以被 仰付、宗之進承知仕、酉九

月三日より大鐘時迄長詰ニ而、書役并小仕迄昼飯米被

成下候得共、朔日迄ニ而此涯引取候、御届二日ニ申上

候、

但馬殿より被相渡候御書付之写

御記録奉行江

来ル廿五日吉日候間、御家譜編集取付被仰付候、右付而者奉行者勿論、書役中堅固相勤、埒明候様専心掛、誓詞之趣堅可相守之候、

右可申渡候、

(天保九年カ)八月

(島津久風)但馬

右編集被仰付候奉行平川宗之進・橋口今彦、添役田原仲之丞・江田五郎左衛門ニ而、五郎左衛門一人相殘當已まで廿五年相勤候、

奉得御意條々

一 當上様御誕生年月日御官位未相知候、前ニ粗被仰聞候得とも、不必定由候事、

一 當太守様御男女、綱久様之外ハ御誕生年月日及御懐之親父姓名諱不存候、銘々ニ承度候事、

一 伊集院右衛門殿御家一流未相知候、巨細者先御奉行嶋

中務殿御存知ニ而候事、

一 町田氏次序未相究候、嶋中務殿・新又左殿御下知之時御相談之上ニ而、彼三人出羽殿 勘左衛門ハ右衛門之系圖面々可記置由被仰聞候、其分ニ清書可仕候哉、如何、殊更一門中不被

相糺者、彼御一家迄ニ而候事、

一 喜入殿御家古系圖と新系圖と少々相違有之儀ニ候、いづれを用可申候哉之事、

一 伊作又四郎善久日新様ニ而彼御家断絶かと見得申候、伊作殿儀者善久迄ニ而未相見得候、是者達 上聞重而可相極事乍推參愚見之通申上候事、

一 山田名字之人方々ニ有之由候、其内阿多衆山田内記・志布志高下谷之甚兵衛と申者系圖差出候へ共、別所不知候、此節被糺候様ニ被仰渡間敷哉之事、

一 大村衆伊作右近系圖被出候へ共、わかれ所不知候事、大村伊作名字之人、別所不知候者、無是非候事一 串良衆若松曾兵衛系圖被出候へ共、當所若松助左衛門

系圖と不一順候条、疑候而此中召置候、此節坊津松山若松家之事、伊作家ニ引合正數古系圖次第たるべき事寺より古系圖被出候、大半被相違候条、御一門ニ可書

加候、雖然助左衛門系圖と相違之儀、如何様ニ可有之候哉之事、

一 大口之字宿名字之人之系圖を鶴田衆字宿利左衛門より
「大口之字宿當所之稱宜若狹へ附屬之儀、如何候ハシ哉、先無用ニ存被指出候、此節字宿若狹大口之人より可致附屬通契約候事」
(脱カ)
 之由候、此家之立様手前ニ難叶候、御沙汰之上ニ而可有御定事、

一 高山衆大田新兵衛、鹿屋之祝子賀と申者差出候系圖、
(加脱カ)
「高山衆鹿屋之加賀と申者、宮里之系圖差出候哉、隨ニ被書立置可然宮里之次第有之儀候、彼一流茂書立置可申哉之事候事」

一 谷山衆平山右京、清敷衆平山二左衛門・平山和泉、日
「平山衆之儀、本家ニ而候間嶋津豊前相札、御家平山にて無之、系圖當山衆長田外記差出之系圖、何茂他家平山にして御家者御家之字於名乗者豊前沙汰可被申事」
 之末ニつり續申候、是又可有御沙汰事、

一 阿多衆森才左衛門差出候系圖、御家之末より書續候御
「分茂なき系圖者被成御返間敷候事」
 沙汰之事

一 伊作氏支流之系圖伊集院ニ長善坊、出水ニ宍人有之、
 其系圖吉野おび迫ニ被居候伊作名字之人被差出候、い
 つれも次序不知候御沙汰之事、但此兩人系圖手前ニ不
(取カ)
(得脱カ)
 受差置候、前ニ見申候事、

一 山田主殿既ニ為被切腹儀候へ共、彼系圖之様子可被御
「山田主殿子孫御内ニ被召出候ても、山田名字御なほせ被成間敷覽置事、付今度檢断ニ出申候書物茂彼系圖仕立之草案候、わけもなき儀、系圖ニ被書入置候儀曲事ニ候、前之三嶋名字たるへと見得申候事」

き事
 右條々御相談之時分、何れもの系圖共可致持參候、
 以上、

明曆二年十一月八日
(補正)
 平田清右衛門

402

「右朱書者張紙ニ而候、糊氣薄候て剝捨候茂可有之候、
 残候分以朱写置也、
(十二年)
 天保辛丑六月寫

伊地知季安主
 』

(中表紙)

「諸外城系圖文書抑留帳」

501

谷山

一 系圖 卷卷
 一 文書写貳通
 指宿
 平山右京
 同人

一 御家系圖卷

田中主馬

一 源家系圖貳卷但共御家系圖也、

同

一 右同 卷

拾九町村西之蘭の
内藏助

一 忠久御下向之事卷紙

同

一 右同 卷

海江田貞左衛門

▽ 一 忠久御下向之時御供記卷

同

一 大閤御朱印卷通

同人

一 御家系圖卷紙

同
△
一 乘院小姓
長里八左衛門

一 元久御成之記卷

同人

一 系圖 卷但伊作之支流

松山寺

一 龍山御状卷通

同人

泊津

知覽

佐多又四郎内
森 仲兵衛

一文書 卷通但御法度条書也、
口欠

伊東茂兵衛

一 御家系圖卷

森 仲兵衛

加世田

河邊

日置太郎助

一 御家記卷冊

池田主馬

一 御家系圖三通

日置太郎助

一 義久御歌 卷

河村寛右衛門

一文書卷通但御家代々

同人

一 龍山御状 卷通

尾形弥五左衛門

一同 卷通但義弘公御書也、

玉泉寺

一 義昭御状 卷通

同人

一 御家系圖卷

宮村下之門新助

一 阿蘇谷市来家論系圖卷

本田民部右衛門

一 右同 卷

田部田村いりきの門
甚兵衛

一 御家系圖 卷

仁礼右京

一 和田系圖卷

和田次郎左衛門

一 御家記卷冊

同人

坊津

一 乘院

一 竜伯公御状 卷通但加藤主計殿へ
宛書

愛徳善左衛門

一 御家系圖卷

一 乘院

一 右同 卷通但宛書なし

吉田種右衛門

- 一 忠恒公御狀 卷通 同人
- 一 義弘公御狀 卷通但前欠 伊加倉三左衛門
- 一 御家記卷冊但御代々ヲ為書立書也、 同人
- 一 御系圖卷卷 市来伴介
- 一 御家記卷冊 同人
- 一 右同 卷卷 同人
- 一 秀忠公御内書卷通 同人
- 一 御狀貳通龜伯公
家久公 青木宅右衛門
- 一 御家系圖貳卷 春成大膳
- 一 西氏之系圖卷卷 西三郎右衛門
- 一 石塚系圖卷卷 石塚對馬
- 阿多
- 一 系圖 卷卷 森才左衛門
- 一 御家系圖卷卷 山田内記
- 一 御家自忠久公到貴久法名一紙 同人
- 一 御家系圖 卷卷但一紙 市来孫兵衛
- 田布施
- 一 御家系圖卷卷 尾辻太右衛門
- 一 系圖卷卷但伊集院庶子丸田 遠矢八郎次郎
- 一 御家系圖 卷卷 前田平兵衛
- 一 御家記卷冊 案原佐左衛門
- 一 右同 卷冊 谷山長左衛門
- 一 一家久公御狀之案文 案原諸左衛門
- 一 懷紙 卷 同人
- 一 右同 卷通 二宮仲右衛門
- 伊作
- 一 大閤御朱印四通 椀山一鈞
- 一 高麗入人数賦卷但并兵具賦 同人
- 一 御家記卷冊 同人
- 一 大名衆狀三通 案原惣兵衛
- 一 大閤御朱印卷通 同人
- 一 千句發句第三迄拾卷枚 同人
- 一 懷紙 卷通 同人
- 一 御家系圖并御家之儀有之書卷冊 多寶寺
- 一 大閤御朱印卷通 石崎寺
- 一 右同貳通 川邊佐左衛門

一書狀卷通 但旅庵より御家老衆へ
参り

中島吉左衛門

一文書卷通 但從尊朝島津豊後守殿江
被遣狀

無言

一忠久御入國卷

伊尻諸兵衛

限之城

一中山王之狀卷通

池上源左衛門

一文書五之写卷通

上村少吉

一龜山御狀卷通

同人

一同四之写卷通

同人

一相良殿狀卷通

同人

一文書卷通 忠兼

同人

一御家系圖卷通 (卷カ)

田部四郎左衛門

水引

一近衛殿御狀卷通

同人

一御家系圖卷

執印

一大老より家久公へ参狀之写卷通 同人

一右同卷

權執印

一書狀卷通

吉永源兵衛

一御家代々書立卷

同

永吉

一文書卷通 但和泉三郎兵衛宛書
修理亮英時在判

同

一御家代々記卷冊

高崎六郎右衛門

一文書貳之写一紙

同

一梅天御一代記卷冊

同人

阿久根

吉利

一文書卷通 但惠瓊より新納武蔵守へ
御返書也

持主未知、

一松平隱岐守殿御狀卷通

西郷平内

一御家系圖卷

蓮華寺

一鮫島系圖卷

鮫島萬兵衛

一右同卷

伊地知長次郎

市来

高尾野

一古文書写貳通

北山調左衛門

一御家系圖卷

山崎清兵衛

串木野

一右同卷

土岐三郎右衛門

一系圖 卷卷

村上作左衛門

一右同 卷卷

龍泉寺

出水

清敷

一忠久公御下國記卷卷

持主不知、

一系圖卷卷

平山仁左衛門

一御家系圖卷卷

吉満治部太夫

一右同卷卷

平山和泉

一右同 卷卷

知覧宮内左衛門

一文書きれ卷但末欠

入来院石見内
山崎助左衛門

一右同 卷卷

小田原四郎兵衛

一文書貳通

同
本田傳藏

山野

郡山

一文書卷通但忠久公御下向之時御供衆書立

牧之瀬曾右衛門

一御家系圖卷卷

郡山弥左衛門

馬越

平松

一御當家合戦聞書卷冊

川田弥左衛門

一松下系圖卷卷

黒田善左衛門

鶴田

一義久義弘家久三君御系圖事書卷ツ

同人

一系圖一卷

宇宿利左衛門

一義弘公宛書状八通

同人

大村

一義久公より義弘公へ被進感状一ツ 同人

一御家系圖卷卷

伊作右近

吉田

一文書 卷通但忠久公御誕生之事書也

市来市右衛門

一御當家次序之書卷冊

春成主税

一御家記并御家代々書立卷冊

同人

一竜伯公より祐乘法印へ之御状卷通 同人

一文書 卷通但忠久公御下向之記

千竈助右衛門

一惟新公へ参状三通

川田城之介

一御家系圖卷卷

同人

一家久公より土井大炊頭殿へ被進状卷

蒲生

深見六左衛門

一御状写卷

村岡兵右衛門

一御家系圖卷

谷口宮内左衛門

一御家文書之写卷但十通之写也、

東郷為右衛門

一宣頓より忠平江参状卷通

同人

一惟新様へ宛書之状卷通

野元五兵衛

一書状三通但伊集院右衛門太夫へ宛書

有村隼人

一家時より義弘公へ参状卷通

黒江七郎左衛門

一御家文書貳通

伊牟田平兵衛

一秋月種實状卷通

同人

一義弘公より又一郎様へ被進御状卷

谷山右京

一御状之案文卷通但又八様

伊地知吉右衛門

帖佐

山田

一御条書貳通

中馬李左衛門

一御条書貳卷

池上二吉

一家久卿御自筆歌卷紙

同人

一御内書写卷通

同人

一光久公より帖佐之おは様へ被進御状卷

同人

一義弘公御在判書物一ツ

同人

一惟新様御状貳通

(池之)沙田為兵衛

一奉書卷通

同人

一忠恒様御状写前きれ物一ツ

(池之)河田民部左衛門

一惟新様御状卷通

同人

一宗固状卷通

向井弥左衛門

一文書写卷但高麗

鹿屋良可

一石田殿より又八様へ被進状卷通

町ノ平右衛門

一御状貳通義久様久四郎殿

白坂与一左衛門

帖佐

一御家代々書立卷

有馬助右衛門

一御状卷通但日付名乘判宛書切捨り、

田原少吉

一 右同巻通

竹内傳兵衛

一 公家之御状巻通

濱田覚兵衛

一 右同巻通但御門跡より少様へ参候、

平田覚右衛門

一 藤孝之御状巻通

同人

一 奉書巻通

竹内八右衛門

一 御状 巻通左衛門大夫長治

高橋辰左衛門

一 義弘公御状巻通

同人

一 御状 三通一ツ龜山
一ツ宗洪
一ツ頼忠

同人

一 御状貳通

竹下市兵衛

一 義昭御書巻通但反之字之事也、

同人

一 軍記巻冊

同人

一 御状三ツ續候を一ツ但貳ツハ御判
切捨タルナリ、田実九左衛門

一 御状貳通

白尾清右衛門

一 宗麟状巻通

同人

一 氏久公軍忠之書写巻

長谷場傳左衛門

一 文書巻通

同人

一 御朱印写巻通

同人

一 悼之書巻ツ

三宅七兵衛

一 文書三拾九

同人

一 鶴御拝領之時送之書一ツ

同人

國府

一 系圖巻卷但源家之内御家五代有之、

徳持庵

一 龜山御状四ツ

同人

一 御代々御誕生書一ツ

同人

一 近衛殿御状巻ツ

同人

一 御家系圖巻但忠久公已来

同人

一 龜伯様御状巻ツ

同人

一 系圖巻卷但源家之内御家
御紋在之、

加治木善兵衛

一 御夢想巻ツ

立山伴左衛門

一 龜山御状巻通

南雲巻岐

一 大中様之追繕御歌巻ツ(巻)

宮原善右衛門

一 如雪御状巻通

同人

一 義久公御自筆條書巻ツ

同人

一 龜山御状巻通

楠元五郎左衛門

一 同御状巻通

同人

一如雪御状卷通

同人

一自忠久公至勝久公書立卷

瀨戸口源兵衛

一諸將朝鮮國より御披露条書写卷

同人

一大閤より琉球へ被遣御書之写卷

大明寺

一竜山御状卷通

矢野八兵衛

一義昭御内書卷通

築原善右衛門

一義昭御教書卷通

同人

一家久卿御書式

中村老岐右衛門

一龍山御状卷通

鎌田新左衛門

一光久公御書卷

同人

一竜山御状貳通

遠壽寺

一御家文書卷卷

川原村
新兵衛

一懷紙 卷通竜伯様

安樂了心

曾於郡

一右同 卷通貴久様

明山内藏助

一御家系圖卷卷

稻留喜左衛門

一御教書卷通義昭款、御判替也、

東郷五郎兵衛

一御家由来及御代々書立卷

宮田大膳

一樺山家之次第卷卷

小濱ノ内藏助

日當山

一案文卷

有馬清左衛門

一系圖卷卷 但御家系圖之末ニ他家平山有之、

長田外記

一義久公御状卷通

同人

一文書卷卷

谷山右近

一貴久様御状卷通

濱田覚兵衛

踊

一沙弥存忠様御状卷通

い地知彦三郎 御自筆

一御家系圖卷卷

前田外記

一貴久様より義久様へ文書卷通

曾山千左衛門

一書状卷

津曲長左衛門 持松村之

清水

一御家系圖卷卷

段兵衛

一立久公之御書物卷通 但未欠

濱田民部左衛門

横川

一御文書写卷

野田主馬

一文書三ツ

下島早右衛門

真幸

吉田

一伊集院系圖卷

馬関田

一御門跡御状卷但義弘公へ宛書

飯野

一御家系圖卷

高岡

一御家系圖卷

穆佐

一伊集院系圖之きれ卷

一御家系圖卷

敷根

一幕之紋卷但十文字

市来

一文書卷但北条義時より島津左衛門殿へ宛書之正文也、但富山母子可指上之書也、

百引

一御家系圖卷山田系圖と有之、

一右同 卷但堅持系圖と有之、

押領寺寺九右衛門

天神社内より
出由候、

萩原利兵衛

平山左京

中原勘兵衛

土橋伊右衛門

児島三左衛門被官彦助

谷田之門

少兵衛

山田久左衛門

堅持郷右衛門

恒吉

一忠久公丹後局之儀有之書卷

一御家系圖卷

財部

一御家系圖卷但日光神社内為有之由候、

一系圖卷但中原系圖と有之、伊集院庶子ニ中原と号スルモノ無之、

一御系圖卷

一和田系圖卷

庄内

高城

一御家由来書卷冊

一書物卷通

都之城

一御家文書之写卷冊

一御家由来文書卷

一系圖卷

末吉

一御家次第之文書卷

一御家系圖卷

鎌田善鏡坊
高屋之門

大炊左衛門

大宮司

長友神左衛門

松下源五左衛門

鬼丸助左衛門

室田市左衛門

上野半左衛門

中村伊賀

北郷殿後室

小幡長右衛門

久木崎助右衛門

平田宇右衛門

同人

一系圖卷但國府系圖と有之、末二御家代々書立有之、

南之郷宮田ノ
新兵衛

一系圖卷

羽島新兵衛

松山

一竜伯様御状卷ツ

蓑毛七右衛門

一義弘様御吉書卷ツ

吉田仁右衛門

一御家由来書物貳卷

平田志摩丞

一系圖卷

小能与左衛門

志布志

一御家系圖卷但山田氏系圖と有之、

高下谷之
甚兵衛

一御家記録卷

野上村之
同人

一義隆状卷但豊後守殿へ宛書

帶刀

一立久公御状卷

野邊勝右衛門

一日新公より義久公へ被遣候教訓状卷ツ

寶満寺

▽ 一中山王へ義久公被遣候御状之写卷ツ

同

一御家系圖卷

肥後喜兵衛

一御家文書之写四卷

鹿島權左衛門

一武久神文案文卷通

大慈寺

大崎

一竜伯公より石田殿へ之状卷ツ

堀内清右衛門

一忠恒公より惟新公へ被遣候状卷ツ

同人

一御家記一冊

小野四郎兵衛

一朝鮮國御働ニ付御詰之書写卷

野元内記

一大野主馬殿へ之返書案卷

同人

一義久公より豊後入道久江宛書御書卷但前欠

同人

一北郷殿へ被遣御書卷

野元内記

一又八郎殿江千石御給之書卷ツ

東覚院

一御家系圖卷

若松(号カ)文兵衛

向之島

一文書卷通但忠恒公御判有之、右馬頭殿へ宛書

萩原右京

牛根

一文書卷通但御家之次第有之、

藤井与右衛門

垂水

一御家系圖卷

堀内七兵衛

一牛根軍記卷冊

同人

一御家系圖卷

本田次右衛門

一文書巻通御家之次序有之、

同人

一 御家系圖巻冊

町田次郎兵衛

一 河田系圖巻冊

新御堂之權左衛門

一 義昭御書巻通

被川庄屋 對馬

一 御家記巻冊

伊十院善之丞

一 御家軍記貳冊

町田伴右衛門

一 梅天一世之記巻冊

喜樂

一 元久上洛記巻卷

野口孝左衛門

鹿屋

一文書巻ツ

前田藤兵衛

一 御家文書四ツ

三浦勘左衛門

一 御家系圖巻卷

神主 加賀太夫

一 年代記巻冊

海老原源太兵衛

串良

一 御家系圖巻卷

安住寺

一 伊集院氏系圖巻卷

神主 治部右衛門

一 近衛殿御状巻ツ

柏原唐人町 長左衛門

一 系圖巻卷

但御沙汰可有之、
總佐之土橋被遣候
系圖ニ可引合候

若松曾兵衛

高山

一 御家系圖三内貳ツハきれ物

山下少兵衛

一 同巻冊但源家系圖と有之、

同人

一 系圖巻卷但知覽系圖と有之、

大田新兵衛

一 家康公御状巻通但充書切々

吉井掃部兵衛

一 御家系圖貳ツ 内一ツハ御代々
書立也

宮里外記

一 御家系圖巻卷

市来主膳

始良

一 御家系圖貳卷

大学坊

一 御家系圖巻卷

松山助右衛門

一 竜伯様より又八郎様へ被進御状巻 同人

一 御家系圖巻卷

幸田寺門前 分左衛門

大始良

一 御家系圖巻卷

北村ノ 權之丞

一 右同巻卷

繁昌ノ 孫左衛門

大始良(マ)

一御家系圖卷

宮里刑部左衛門

小根占

鎌田藏人

一竜伯様より石田殿へ之御状卷ッ 永山彦右衛門

一竜伯様御詠歌貳ッ

同人

町ノ隼人

一家久公御状一ッ

一追膳之御歌一ッ義久公

玄了

明曆三年九月 日

八月十一日

平田清右衛門殿

5の2 右古本鎌田藤馬家ニあり、天保辛丑夏六月中旬乱毫なが

ら急速ニ写置もの也、

6の2 手紙ニ而申候、

い地知氏

他見皆秘

一書物細々見届候、兩條自是相宛返事可申候、

一高麗より関ヶ原迄之儀、加治木衆為被存人口上書之事

可申越候間、御記録方題目之用所之分頭書ニて可被差

出候、其外為被存分ハ細々被書出候様ニ与可申遣候、

其上ニて不埒明候ハ、乍大儀被差越儀も可有之候、

為御心得候、以上、

6 「萬治貳己亥秋九月 日

(中表紙)

御記録方帳

八月廿五日

平田清右衛門殿

6の3

書物

串良院之内慈雲山弘誓寺者、志布志大慈寺開山之弟子徳翁和尚之開基ニ而候、御扨那者御當家第六代 氏久様之由候、即御位牌開山扨那齡^(玄脱カ)岳久公大禪伯与御坐候、昔者書物・知行目錄等雖有之候、肝付表幸侃領知之時分、諸寺家毀破ニ而候故、其刻書物等捨り申之由申傳候、今ニも御位牌有之事ニ御坐候条、寺御免ニ被召成可被下之様ニ御披露奉頼候、已上、

萬治二年卯月十日

弘誓寺

宗珉

串良

御地頭様

6の4

隅州肝付郡串良院慈雲山弘誓寺者大慈寺之末流也、此寺檀家七世之先主氏久公盛世之創而所寄附小地也、其後有勸落之事、寺地共為 公領打飯難續年久矣、今也大守光久公令有司改察於封内之采地焉、是時住持宗紙^(ママ)因

地頭島津忠弘与使役相良長廣告訴、則復為官寺、載之於社改之典再所寄附寺地一段三畦、實是 光久公勤繼先志之孝心也、仍為後年之證牘如件、

萬治二己亥歲秋八月 日

鎌田藏人 政直

弘誓寺

6の5

覺

- 一天正記 壹部 九冊
 - 一承久記 壹部 二冊
 - 一義經記 壹部 八冊
 - 一信長記 壹部 八冊
 - 一保元平治 壹部 六冊
 - 一盛衰記 壹部 廿五冊
- 御記録方へ入用之由前ニ申候間、右之書物遣候、儘可被請取候、以上、

七月九日

平田清右衛門殿

6の6 朝鮮征伐記老冊川上因幡殿より參候間為持候、慥ニ請取

可有候、以上、

七月十二日

平田清右衛門殿

6の7 嶋津又六殿内衆江川後藤兵衛与申者、高麗陳中之儀為存

之由候間、来ル十二日如其方參候様ニ与申付候、以上、

八月九日

平田清右衛門殿

6の8 一御記録草案不相調候内者筆者入間敷之由尤ニ候間、左

様ニ可被申渡候事、

一御藏請取衆者被罷出候様ニ可被申渡候事、

一慶角替蘭田里右衛門可申候事、

一修理之儀高崎惣右衛門殿を以御物座江申渡候事、

以上、

七月五日

鎌藏人

平田清右衛門殿

6の9 其元衆中へ系圖所持之人諸方同前ニ可差出候由被仰渡候

趣、諸方ハ追付不残差出候段、其許ハ指宿十右衛門・平

山左京両系圖迄差出候、若相残所持之人於有之ハ、早々

差出候様ニ可被申渡候、以上、

九月三日

高岡暖中

6の10 御文書方へ入用之書物、其方一人ニ而不埒明由候、左候

ハ、手傳之衆ハ一人可相付哉、返詞ニ可得其意候、以上、

九月三日

川野長右衛門殿

6の11 回答

一義弘様 家久様御代之文書被写置内、百四五拾通程改

之、以後無之ニ付、自舊冬至當春為御改候之處、少々

出造半正本無之由得其意候、最早入念為御改して無之

上者、前之写悪有候共先被書載、其分ニ押札被仕置可

然候、後日若正本出儀も候者可書載事、

一罷下以後以書付承候條々ハ、折而返詞可申候事、

八月廿五日

鎌田藏人

平田清右衛門殿

6の12

国分宮内之留主・桑幡・澤(兼)・西勝寺四氏之系圖御記之見合ニ入由候間、平田清右衛門所迄差出候様可被申渡候、

恐々、

九月朔日

喜入(久守)久右衛門殿

御宿所

6の13

覚

一義弘様已後御記録草案可相調様無之候、其故者、或者軍記、或日帳等も候へハこそ見合候而調申儀ニ候、左様成もの至迄者(今カ)不出来候条、右之成ニ候、

但御文書計をうぢて可召置や、それも年号不知もの過分ニ御坐候事、

押札

『義弘様以後之御記録調之儀、軍記日帳等も無之候ハ、御文書計(ツカ)ニ調可被置候、御文書之内年号不相知者可致様無之候間、見合次第ニ可被書置候事、

九月十一日

一當分筆者いたつらニ被罷居候、草案惡候間、中取ことくに被仰付候而ハ如何可有御坐候哉、但又きやしたる所計書直そこねたる細工人江つくろい被仰付可被召置候哉事、

押札

『御文書草案損共有之候間、當筆者衆徒ニ被居候条、中取如く申付候而ハ如何之儀尤ニ存候ニ付、島津圖書殿ニ致相談候、肝要之事ニ候間、相調事候ハ、申付可然由候、御物ニ入事ニ候間、家老衆へ相尋、可申付由候ハ、是より何分ニ可申付候事、

▽九月十一日△

一清書有之儀ニ候条、草案者すたり物ニ可罷成候哉之事、

押札

『御文書清書有之上者、草案ハ入間敷事ニ候へ共、自然

後年正本之内失損儀も可有之候間、箱卷ツニ被入置、
髓ニ鎖おろしニ被申付可然候、長持ニ而も可有之哉と
差圖次第可申渡候事、

九月十一日

右条々、被得其意候而可給候、已上、

万治二年九月十一日

平田盛右衛門

赤塚源太左衛門殿

6の14

右正本押札いたし相返候事、

大慈寺被為申請候御書物、如證文明日方茂私宅迄為御持

可有之候、以上、

九月十七日

河野長右衛門殿

6の15

鎌田藏人殿御返事

一机拾面 一硯拾面箱共 一明箱式拾

右三行御物奉行所へ被申出可有返上候、

一程村紙櫃卷ツ有之候、追而何分と可被仰渡候、

一御文書清書刻書損候反古櫃卷ツ、可被燒捨哉之由候、
反古櫃共ニ御書物同前可有格護候、以上、

右之通申聞候へく候、以上、
(万治二年)
取次

亥九月十八日

高崎密右衛門尉

河野長右衛門殿

宮越新兵衛殿

6の16

外ニ被申出候口状書ニツセへて相渡候、

坂本角右衛門殿

6の17

昨日被差出候書物ニ致返答書遣候ハ、可見届候、以上、

九月十二日

平田清右衛門殿

6の18

田中藤次兵衛替之儀致談合候へ共、差而存寄無之候、馴
不申衆も被相勤儀可難成候間、市後崎長右衛門・徳永半
左衛門此兩人被仰候而可然被相談仕候、同意ニ被存候

ハ、可申渡候、御報ニ可得其意候、已上、

本ノマ、(程村)
猶申候、ほとむら地仕候かミ櫃壱ツ有之候、其方入用ニ
候ハ、可被受取候、但川野長右衛門方へ有之候、以上、

九月十八日

平田清右衛門殿

6の19

一表紙百冊分

一真筆廿對但夏毛冬毛半分ツ、

右御記録表紙ニ罷成候之間、可被召下候由平田盛右衛
門被申候、本之表紙遣候之間、如此御申付可有之候、
筆之儀ハ從京都下候へとも悪敷有之候間、江戸より可
召下由被申候間、江戸評定所筆者衆へ可被仰越候、以
上、

拾月朔日

鎌田藏人

町田源左衛門殿
(忠代)

新納又左衛門殿
(久丁)

6の20

先ニ御記録方入用之筆之儀、申遣候五拾對之分者何も冬
毛ニ与又ミ被申出候間、右之通ニ可有御申越候、以上、

拾月朔日

町田源左衛門殿

新納又左衛門殿

6の21

口状書

御方所持之文書餘多被差出候内、忠久様御逝去之日御
自筆之御讓状壱通、右為御禮銀子五十枚可被下旨、伊勢
兵部殿より被仰渡候得共、此文書題目ニ付銀子不被申受
候、此上ニ御手付可有之者、不入御耳候へ者不成候間、
明年之儀ニ而可有之候、銀子五拾枚之儀者最早相濟候事
ニ而候条無口能候、如何可有之哉、相尋申候、已上、
(万治二年)
亥十月朔日

6の22

龜山三郎兵衛被申上候、
(久運)

御口状書之通拜見申候、此中御他言雖申上候、不被達
上聞候へ者不罷成候通御尤奉存候、當時身退行迫候間、
右之銀子五拾枚可申請候、来年 太守様御下向之時分、
於様子ハ可申上候、

(万治二年)
亥十月二日

取次
高崎惣右衛門

6の23

前々書付之ことくニ可被渡由御物座ニ被仰渡候、以上、

切紙ニ而申候、今朝被指出候書付候表紙百冊被差出、如本京都へ申越候、真筆二拾對夏毛冬毛伴分ツ、草筆五拾對御物奉行衆へ申渡候、江戸可被下由御物奉行衆へ申渡候、以上、

拾月朔日

平田清右衛門殿

6の24

覚書之通委見届候、

一 虎狩之様子、奥後藤兵衛申分と川上因幡殿書物与相違有之候哉、繪圖出来次第、因幡殿方へ持参候而被引合可然候事、

一 高岡系圖之儀者、從佐多表罷帰候刻私可受取候事、
一 有屋田系圖竹下吉右衛門尉へ見せ被申可然候事、

拾月三日

平田盛右衛門殿

6の25

手紙ニ而申候、此中大慈寺借用之御書物返上候之間、可被請取候、大慈寺より之書付遣候之間、其元へ有之書付者返可有之候、以上、

十月三日

川野長右衛門殿

6の26

覚

一米五石 真赤琉米

右者御記録所筆者年中御扶持、

一米七石 右同、

右者御物座筆者年中御扶持、

右御物坐筆者并ニ御記録方も無之候者相調間敷由、平田清右衛門咄被申候、以上、

十月二日

6の27

御物奉行町田源左衛門被申ニ者、平田清右衛門首尾之御

6の29

一 都之城より出候 御家之文書百四ツ之写、文箱ニ入、我等方より北郷殿方江返、御方請取可取返事、

返答書

6の28

手紙ニ而申候、都之城より之書出遣候之間可被見届候、此文書ハ先被返候而者如何可有候哉、相尋申候、又右之文書ハ何方ニ有之候哉、御報、得其意へく候、以上、

十月六日

平田清右衛門殿

記録、清右衛門事老衰ニ付被相終候ハ、後日首尾存衆有之間敷候、就夫此節三人被仰付候へ共、御扶持米五石ニ付而何茂罷成間敷由御咎言被申候、御物座筆者衆并米七石ツ、被仰付候而者如何之由候承候、前々物定之刻、惣四石ツ、ニ相極候へ共、御記録所ハ辛勞仕由入 御耳、五石ニ被召出候、七石ツ、ニ可被召成ハいか様ニも御老中御下知次第ニ候、

(万治二年)
亥十月三日

取次

高崎惣右衛門

6の32

一 御記録草案可書改通被仰聞候、料紙何紙たるへく候哉之事、
一 朱つりたるへく候哉、墨つりニて候半哉、御意次第之事、
一 當分仕置候草案懸御目候、御免之上ニ而様子可被仰付候事、
以上、

九月十三日

平田清右衛門

6の31

(本文書ハ六の29号文書ト同文ニツキ省略ス)

6の30

(本文書ハ六の32号文書トホボ同文ニツキ省略ス)

一 肝付伴兵衛殿より出候 御家之文書百四ツ之写、伴兵衛殿御方江可被相返事、
亥十月七日
藏人
平田清右衛門殿

右三ヶ条之押札

九月十日

御記録草案調紙御國すき厚中紙可然候、

同日

朱つり可然候、

同日

右草案圖書殿へ見せ申、其上ニ而從是御返事可申候、

6の33
手紙ニ而申候、此手紙見届、明後日定御丸江書物共可有

御持参候、以上、

十一月九日

平田清右衛門殿

6の34
以手紙申候、龍渥之書之写、明後日定御丸へ可有持参候、

余ニも可入書物者御持参可有之候、以上、

十一月九日

平田清右衛門殿

6の35
以手紙申候、高麗之繪圖、明後日定御丸へ可有持参候、

以上、

十一月九日

川野長左衛門殿

6の36
以手紙申候、仍先日御方持参候高岡より出候系圖箱之各

書ニ者系圖三ツ与有之、内ニ者系圖式ツ有之候、但尅ツ者其元へ被留置候哉、如何与存御報ニ可承候、以上、

十一月十四日

平田清右衛門殿

6の37
返答

一 田中藤次兵衛役渡相濟候ハ、龜者役可為御免事、

一 徳永半左衛門田中藤次兵衛替ニ可被申渡事、

一 御記録外題、福昌寺内長圓与申出家頼可申候之間、彼

方へ可被為書事、

(万治二年)
い十一月十一日

平田清右衛門殿

6の38

御記録所廻之修理之儀、御物坐へ申申候得共、當分者御(衍カ)金無之候、来春諸方修理可被仰付候、其時分可被申出由候間、左様可有御心得候、以上、

十二月六日

平田清右衛門殿

6の39

去々年以廻文被相觸候、其在所より被差出候文書進上被仕候而者如何可有之候哉、左様於被存者、早々其首尾被申出、平田清右衛門書置候受取可被相返候、若又進上仕儀難成仕合候者、又其段可被申遣候、以上、

十二月五日

田布施・永吉・平松・加治木・清水・日吉吉田・高岡・恒吉・財部・庄内高城・都之城・末吉・大崎・向之嶋・牛根・高山・大根占・小根(占)

役人中

銘々

6の40

川野久兵衛六七日暇之儀可然候、以上、

十二月十日

平田清右衛門殿

6の41

返答

御記録方筆者衆之星帳之儀被相尋候、御記録方又々兵部殿被仰付候様可申上候、其内圖書殿へ可頼候間、星帳圖書殿へ可被懸御目候、以上、

(万治三年)子ノ正月廿八日

鎌田蔵人

平田清右衛門殿

6の42

今晚火事ニ付、御記録所へ被見廻候衆、

御記録方細工人

徳永半左衛門

慶覚坊

市後崎長右衛門

宮越新兵衛

為後日か之条彼衆江入念候由被仰聞候而、先如何可有御坐候哉、

(万治三年)子正月三日

平田清右衛門

6の43

右之節御文書所へ被罷出候由藏人殿被聞召上、神妙ニ被
思召候、向後共ニ心掛被申候而可然旨被仰渡候、何も慥
ニ申渡候、忝奉存由被申上候、
御使

正月六日

高崎宗右衛門

6の44

御記録外題福昌寺内長圓書調候様与申付置候間、相應ニ
平田盛右衛門へ被成御相談、相應ニ心付被仰付候様ニ御
物坐へ被仰渡可給候、私罷上ニ付如此ニ御坐候、以上、

正月七日

鎌田藏人

島津圖書殿

6の45

手紙ニ而申候、福昌寺内長圓外題書調候時分、此手紙圖
書殿江被差出、御心付有之様ニ可被申候、以上、

正月七日

平田盛右衛門殿

6の46

返答

一花尾權現之木像首尾明日 御本丸へ可申入候間、御方

并可被差出候事、

一草案外題書手福昌寺長圓へ申候事、

▽ 一神書書入儀、宮越新兵衛へ可申候事、

正月七日

平田清右衛門殿

6の47

返答

一厚智山ニ有之御石塔邊ニ有之古木式本、前ニ枝折御石
塔之角打欠候由、寺田宗右衛門申候ニ付、為伐候者如
何可有之哉之由尤ニ候、何も御談合申可為伐事、

一厚智山申候、世ニ者脇坊拾六坊有之、其後十二坊ニ罷

成候由彼方(之カ)へ者共申由、寺田惣右衛門申候哉、就其ニ

草案相替儀者大乘院へ可被懸御目候事、

一比志嶋(義時)左京所へ厚智之書物有之由惣右衛門申候哉、左

京如其元被參候様ニと可申候間、可有談合候、

正月十六日

平田清右衛門殿

返答

一 朝鮮國在陳之人数名乗之儀、先日以廻文申越候、大方集候分先遣申候、又々以廻文可申渡候、 義弘様御代之草案大方出来申候哉、一段之儀候、

一 先年當所并外城より召上候文書、先御文書方へ可被渡候、 御家御系圖之分者別ニ取分、是又同所御文書方へ可被渡候、尤御文書奉行へも請取候之様ニ可申付候事、

一 前々より之草案過分ニ有之候哉、是又御文書念被入可

然候事、

(寛文元年)
丑後八月十二日

鎌藏人

平田清右衛門殿

覚

一 諸外城より差出候文書之事、

一 御家御系圖之事、

一 御記録草案之事、

右、平田清右衛門へ断、請取、御文書倉へ可被入置候

也、

(寛文元年)
後八月十二日

鎌藏人

日高主膳殿

川上彦左衛門殿

一 平山五郎右衛門系圖之沙汰急度可申渡事、

一 平山左京申分各為被承置由候間、最早及召寄間敷候間、是又急度可致談合事、

一 御家之諱之字被名乗候衆達 上聞可相極候、我々相談

ニ而者可難成与存候、以上、

四月十日

鎌藏人

平田清右衛門殿

右老冊鎌田藤馬殿(正純)珍蔵也、

天保十二辛丑夏六月中旬写之置也、

主

伊地知氏

(中表紙)

「御家文書所持之諸士記」

島津(久雄)安藝殿

7

一 伊勢國波出御厨地頭職御下文卷通

元曆二年六月十五日 頼朝卿御袖判 忠久公御代

一 伊勢國須可御庄地頭職御下文卷通

同日 右同 右同

一 嶋津御庄下司職御下文卷通

元曆二年八月十七日 右同 右同

一 御下文卷通

文治三年九月九日 頼朝卿袖判 忠久公御代

一 下知状卷通

文永六年十月廿三日 相模守平・左京權大夫在判 久經公御代

一 文書卷通

延曆(慶)二年二月十日 陸奥守相模守在判 忠宗公御代

一文書卷通

六月十日 高氏卿御判 貞久公御代

一文書卷通

貞和四年正月十二日 義詮卿御判 貞久公御代

一文書卷通

九月廿八日 武藏守師直在判 右同

一同卷通

八月二日 尊氏卿御判 右同

一同卷通

二月廿八日 將軍家御判 氏久公御代

一 頼朝卿御自筆欵

十月二日 御判在之、 惠眼御房

島津(久憲)大膳殿

一文書卷通

建武四年十二月 直義御判 宗久公御代

清水臺明寺

一 御立願書卷通

建仁三年十月十九日 忠久公御在判

入来院石見殿 (重頼)

一文書写巻通

建保六年十月廿七日

忠久公御代

一文書巻通

建保六年十一月廿六日忠久公袖判 薩摩方地頭代官へ

右忠久公御在判御物ニ無御座候条、右両所之文書御所

望候而ハ如何之事、

榊山源三郎殿 (久清)

一文書巻通

應永廿五年正月十四日伊東祐立判

久豊公御代

一同巻通

應永廿五年正月十四日右同

忠國公御代

喜入撰津介殿 (忠長)

一文書巻通

八月十八日 宗祇在判

忠昌公御代

村田太右衛門

一文書巻通

正應六年三月廿一日 陸奥守 相模守 在判

忠宗公御代

一同巻通

四月十五日

(赤松) 満政在判

忠國公御代

一同巻通

寶徳二年十月廿八日 (島山持國) 沙弥在判

右同

一文書巻通

閏七月十一日

義教卿御判

忠國公御代

一同巻通

九月廿三日

(政力) 義尚卿御判

忠昌公御代

右五通之外ニも若可有之歟、

龜山又六

一文書巻通

文明十一年十二月廿七日 (下野守) 大和前司 在判

忠昌公御代

最上右近

一文書巻通

六月廿七日 近衛大閤御判 (継家)

日新公御代

山田七郎右衛門 (久通)

一文書巻通

文永二年五月七日

忠時公御代

一文書卷通

建治三年九月七日

久經公御代

一起請文卷通

永亨二年十二月十日

藤原長久在判

忠國公御代

指宿助左衛門

一文書写卷通

弘長二年七月十日

忠時公御代

一御家文書写餘多有之、

白濱治大夫

一御家文書之写卷冊

(中表紙)

「御家文書所持之貴賤同考之記」

元曆二年六月十五日 頼朝卿御袖判

「右同」 一伊勢國須可御庄地頭職御下文卷通

同日 頼朝卿御袖判

「右同」 一島津御庄下司職御下文 卷通

元曆二年八月十七日 頼朝卿御袖判

「右同」 一御下文 卷通

文治三年九月九日 頼朝卿御袖判

一頼朝卿御自筆欵惠眼御房へ充書卷通

十月二日 頼朝卿御判有之是ハ御家之人ニテハ無之欵、

「忠久公御代」 一下知狀 卷通

文永六年十月廿三日 相模守平左京權太夫在判

「三代忠宗御代」 一文書 卷通

延慶二年二月十日 陸奥守相模守在判

「五代貞久御代」 一文書 卷通

六月十日 高氏卿御判(在脱カ)

「右同」 一文書 卷通

貞和四年正月十二日 義詮卿御在判

「右同」 一文書 卷通

「元祖忠久公御代」 島津安藝殿
一伊勢國波出御厨地頭職御下文卷通

九月廿八日 武藏守師直在判

〔右同〕 卷通

八月二日 尊氏卿御在判

〔七代氏久御代〕 卷通

二月廿八日 將軍家御在判

〔十七代義久御代〕 卷通

永祿七年三月十四日

〔右同〕 卷通

天正九年五月三日

合十四通

〔久考〕 島津又六殿

〔家久御代〕 一石田治部少入状卷ツ

三月二日

〔久意〕 島津大膳殿

〔六代宗久御代〕 卷通

建武四年十二月廿日 直義在判

〔重類〕 入来院石見殿

〔元祖忠久御代〕 卷通

建保六年十月廿七日

〔右同〕 卷通

建保六月十一日廿六日 忠久公御袖判薩摩國地頭代

〔年九〕 官へ充書也、

〔五代貞久御代〕 卷通

元亨二年八月廿二日 裏ニ貞久御在判有之、

合三通

〔久清〕 樺山源三郎殿

〔九代久豊御代〕 卷通

應永廿五年正月十四日 伊東祐立在判

〔十代忠國御代〕 卷通

應永廿五年正月十四日 伊東祐立在判

合二通

〔忠長〕 喜入撰津介殿

〔十一代忠昌御代〕 卷通

八月十八日 宗祇在判

〔久運〕 龜山三郎兵衛殿

〔右同〕 卷通

文明六年六月一日 村田肥前守平田右馬助在判

最上右近

【日新公御代】
一文書 卷通

六月廿七日

【十六代實久御代】
一文書 卷通

七月十八日

合二通

村田太右衛門

【四代忠宗御代】
一文書 卷通

正應六年三月廿一日 陸奥守相模守在判

【十代忠國御代】
一文書 卷通

四月十五日

【右同】
一文書 卷通

寶徳二年十月廿八日 沙弥在判

【右同】
一文書 卷通

閏七月十一日

【十二代忠昌御代】
一文書 卷通

義教卿御在判

九月廿三日 義尚卿御在判

合五通

【右五通之外ニモ若可有之歟】
指宿助左衛門

【二代忠時御代】
一写文書 卷通

弘長二年七月十日

【右同】
一写文書 卷通

弘長二年八月十一日

一御家文書数多之写卷冊

合三通

白濱治太夫

一御家文書数多之写卷冊

本田作左衛門

【十五代勝久御代】
一写文書 卷通

閏六月十七日

伊藤七右衛門

【十六代實久御代】
一文書 卷通

二月十九日

近衛大閤御在判

右京太夫高國

【右同】
一文書 卷通

九月三日

近衛大閤御状

【十七代義久御代】
一文書 卷通

六月廿七日

近衛大閤御状

合三通

(親長)
本田助丞

【十六代貴久御代】
一戸次山城入道紹花状卷ツ

五月十一日

【十七代義久御代】
一相良頼房状卷ツ

三月七日

【右同】
一源宗綱状卷ツ

十月廿一日

【右同】
一源宗綱追而之状卷ツ又追而書別紙ニ有之、

十月廿一日

【十八代義弘御代】
一又八郎忠恒御状卷ツ

十月四日

【右同】
一義弘より石田殿へ被進状卷ツ

十月十四日

【右同】
一伊集院源次郎状写卷ツ

六月十八日

【右同】
一義弘より伊十院源次郎へ被遣状卷ツ

八月六日

合八通

【義久御代】
一石治少状卷ツ 重久長右衛門

十一月廿五日

【右同】
一石治少在判状卷ツ

十一月晦日

【右同】
十一月晦日

入来又六
一平田太郎左衛門 状卷ツ
新納武蔵入道

七月晦日

【右同】
一伊集院源次郎状写卷ツ

三月十五日

【廿代家久卿御代】
一藝中輝元状卷ツ

七月十五日

【右同】
一右同状卷ッ

八月十五日

【右同】
一御公家御在判在之卷ッ

六月三日

合七通

弁官新兵衛

【義久御代】
一家康卿御状卷ッ

三月廿二日

東郷二右衛門

【義弘御代】
一義照卿御内書卷ッ
(昭カ)

十二月四日

【右同】
一義弘御状卷ッ

閏十月初二

合二通

松元慶彌左衛門

【義弘御代】
一龍山公御状卷ッ

卯月廿六日

【右同】
一龍山御状卷ッ

卯月十九日

【右同】
一同御状卷ッ

七月廿日

合三通

安藤權右衛門

【右同】
一小早川隆景状卷ッ

六月廿四日

【右同】
一木下大膳太夫殿
一淺野彈正少弼殿状卷ッ

十二月廿五日

但虎御用之状也、

一御案文帳

合三通

入佐勝左衛門

【義弘御代】(氏善)
一堀内安房守殿状卷ッ

正月十五日

【右同】
一安國寺状卷ッ

九月十七日

【右同】(久家)
一羽柴美作殿状卷ッ

七月十二日

【右同】
一 祐乘法印状卷ッ

三月廿九日

【右同】
一 片桐主膳正殿状卷ッ

九月廿一日

【右同】
一 小棋状卷ッ

正月廿八日

【右同】
一 掃齋状卷ッ

極月十一日

【右同】
一 毛利民部大輔殿状卷ッ

十月九日

【右同】
一 石田左衛門殿状卷ッ

八月十七日

【右同】
一 小左衛門隆景状卷ッ

九月十八日

【右同】
一 戸田民部少輔殿状卷ッ

八月九日

【右同】
一 小林民部少輔殿状卷ッ

十一月五日

【右同】
一 秋長門守状卷ッ

二月廿六日

【右同】
一 毛利孝岐守状卷ッ

二月廿四日

合拾四通

野田久右衛門

【義弘御代】
一 備前宰相殿状卷ッ

六月十五日

【右同】
一 小西撰津守殿状卷ッ

八月廿一日

【右同】
一 安藝少将殿状卷ッ

二月廿九日

【右同】
一 照高院御状卷ッ

三月五日

【右同】
一 照高院御状卷ッ

十月十三日

【右同】
一 片桐主膳殿状卷ッ

四月五日

【久保御代】
一唯悼之物龍伯公被遊候卷ツ
二脱カ

閏九月廿三日

【家久御代】
一照高院御状卷ツ

三月五日

合八通

淵邊仲兵衛

【義弘御代】
一惟新公御状卷ツ

卯月廿二日

崎元久右衛門

一御案文帳

前川休宅

【家久卿御代】
一家光公御内書卷ツ

十二月廿七日

宅万与左衛門

一家光公御内書卷ツ

五月四日

伊地知軍弥

一御案文帳

上町 小倉仲左衛門

【實久御代】
一御連歌懷紙

弘治二年正月十六日

西田町 山崎

庸心

【義弘御代】
一桑山修理亮殿状卷ツ

五月八日

【義弘御代】
一照高院御状卷ツ

正月七日

合二通

加治木新納仲左衛門
(忠雄)

【右同】
一井伊兵部殿状卷ツ但写款、

十一月十三日

【右同】
一山山城殿状卷ツ

三月廿三日

【家久卿御代】
一長壽條書卷ツ但又八郎忠恒御上洛ニ付礼物等有之、

慶長三年六月廿四日

合三通

加治木圖師平兵衛

【義弘御代】
一 福智三河守状卷ッ

五月十三日

【義弘御代】
一 同人状卷ッ

十六日

【右同】
一 桑山修理亮殿状卷ッ

五月廿日

【右同】
一 同人状卷ッ

六月十三日

【右同】
一 福智三河守状卷ッ

六月廿九日

【右同】
一 右同人状卷ッ

七月廿日

【右同】
一 右同人状卷ッ

七月廿一日

【右同】
一 伊東民部殿状卷ッ

卯月廿五日

【義弘御代】
一 福智三河守状卷ッ

後五月晦日

【右同】
一 桑山修理殿状卷ッ

十一月五日

【右同】
一 民部卿法印状卷ッ

後五月廿四日

【右同】
一 石田左殿状卷ッ

八月十五日

【義久御代】
一 伊民太状卷ッ

霜月十六日

【右同】
一 桑山修理太夫殿状卷ッ

霜月廿日

【右同】
一 民部卿法印状卷ッ

十一月五日

【右同】
一 安宅三郎兵衛状卷ッ

卯月十日

【義弘御代】
一 桑山修理太状卷ッ

正月廿六日

【右同】
一 右同人状卷ッ

十一月十三日

合十六通

加治木 誰人所持候哉、新納仲右衛門存、
(久保カ)

一 福智三河守状写卷ツ

九月十四日

一 馬越能直在判

二月十五日

一 龍山公より兵庫頭殿へ之御状卷通

九月十三日

一 成政より兵庫頭殿へ返書卷ツ

七月五日

一 治部少輔三成兵部入道玄旨より兵頭殿へ之状卷ツ

十月廿一日

一 成政より兵庫頭殿へ返書状卷ツ

十一月十八日

一 小早川左衛門隆景より兵庫頭殿へ返状卷ツ

十一月廿四日

一 佐々平左衛門政元より深水三河入道・養田信濃へ返状

卷ツ

十二月五日

一 成政より兵庫頭殿へ之状卷ツ

十二月廿四日

一 浅野彈正少弼長吉・加藤主計頭清政・黒田勘解由孝
(政)

高・毛利彦岐守直成・福島左衛門太夫正則・小西撰津

守行長・戸田民部少輔勝隆・蜂須賀阿波守家政・生駒

雅樂頭近規より兵庫頭殿へ之状 卷通

五月十五日

一 義弘より又八郎殿へ御状卷通

六月六日

但御上洛道之記有之、

一 龍伯公より兵庫頭へ之御状卷通

七月六日

一 龍伯公より兵庫頭殿へ之御状卷通

五月廿五日

合拾三通

加治木城權右衛門

『義弘御代』
一 よしひろよりさいしやう殿へのかな文卷ツ

月日なし

【右同】
一義弘御状卷ッ

五月四日

【右同】
一右同かな文卷ッ

六月廿二日

【義弘御代】
一御条書かな書卷ッ

八月二日

【右同】
一よしひろよりさいしやう殿へのかな状卷ッ

八月八日

【右同】
一右同御状卷ッ

六月六日

【右同】
一義弘御状卷ッ

卯月五日

【右同】
一かな状卷ッ よし弘御状欵、

五月朔日

【右同】
一義弘より宰相殿への御状卷ッ

五月五日

【右同】
一右同かな御状卷ッ

閏七月廿八日

【右同】
一よし弘より宰相殿への御状卷ッ

三月十九日

【義弘御代】
一かなふミ卷ッ但義弘公高麗よりさいしやうとのへ被遣

たる欵、

月日なし

【久四郎殿御代】
一義弘より久四郎殿への御状卷ッ

十一月十六日

【久四郎殿御代】
一忠恒より久四郎殿への御状卷ッ

十一月十六日

【久保御代】
一又市郎殿より宰相殿へのかなふミ卷ッ

五月四日

【右同】
一右同かな状卷ッ

六月廿日

【家久御代】
一義弘御状卷ッ

閏六月廿四日

【右同】(マヤ)
一龍伯御 卷ッ

三月八日

【右同】
一義弘御状卷ッ

六月十三日

【右同】
一右同御状卷ツ

六月廿一日

【右同】
一右同御状卷ツ

八月一日

【右同】
一又八郎忠恒かな御状卷ツ

月日なし

合式拾二通

田布施二階堂三左衛門
(定行)

【四代忠宗御代】
一文書 卷通

永仁五年十二月十日陸奥守相模守在判

【五代貞久御代】
一文書写 卷通

建武五年閏七月廿九日

【右同】
一文書写 卷通

建武五年八月十一日

【右同】
一文書写 卷通

建武五年九月卅日

【右同】
一文書写 卷通

曆應元年十一月日

【十一代立久御代】
一文書 卷通

十一月廿二日

合六通

政國在判

高岡

平山左京

【五代貞久御代】
一文書 卷通

五月廿八日

吉松

般若寺

【日新公御代】
一文書 卷通

五月廿五日

勝久御在判

吉松

和田左近

【日新公御代】
御吉書 卷通

天文八年正月十一日

日新公御在判

清敷

平田大圓坊

【右同】
懐紙 卷折

隈之城

上村少吉

【貞久御代】
正文 卷通

曆應二年八月十五日左衛門尉久景裏判

出水

宗像長左衛門

一 甲斐宗運状卷ツ

三月廿四日

市来

古川源右衛門

【義久御代】
一 大友左衛門入道宗麟状卷ツ

三月廿八日

加世田

猪鹿倉三左衛門

【義弘御代】
一 義弘御状卷ツ

三月廿六日

飯野

萩原利兵衛

【右同】
一 義弘御状卷ツ

八月五日

飯野

白鳥山

【義久御代】
一 義久公より甲斐民部入道へ之状卷ツ

卯月廿八日

國分

獅子尾寺

【義久御代】
一 義昭御内書卷ツ

十一月二日

横川

熊谷傳右衛門

【義弘御代】
一 義弘御状卷ツ

本ママ

十一月廿二日

平松

永源寺

【義久御代】
一 掟 卷通

天正廿年正月五日

志布志

山田七郎右衛門

【二代忠時御代】
一文書写 卷ツ

文永二年五月七日

【十代忠國御代】
一起請文 卷通

永享二年十二月十日

藤原長久在判

【三代久經御代】
一文書 卷通

建治三年九月七日

【七代師久御代】
一文書写 卷ツ

延文元年十二月三日

合四通

惣合百六拾九通

張紙ニテ
【虫付不知】

伊兵少老へ指上候帳 條書ニハ筆違ニテ

百五十八と書申候、是又為御納得申上候、

万治元年十月 日

右者、伊兵少老(伊勢貞昭)へ指上候帳之写ニテ候、已上、

8の2 右本書鎌田藤馬家蔵也、(正純)

天保十二辛丑夏六月上旬写置也、朱書等 本仮

伊地知氏

不可許他見

(中表紙)

「御記録奉行本田新左衛門親方江

御家譜編集被仰付置候内萬伺書草案

其外聖堂御造立之地面調査等之写

▽伊地知季安△

9 (本田親方)

此冊者我等實祖父本海院様御勤中之諸調草案等也、去ル

廿八日甲突川筋大洪水ニ而、聳孫次郎(親賢)所茂書院床縁より

上三寸程水揚り、帳箱等少々相濡候段承之、當分留守候
間取寄せしらへ候処、古書付過分之内きれく濡損候艱
ゆへ、正文ハほし上、如此寫取置如本差返候事、

天保四年

伊地知小十郎

巳六月吉日

季安

10

去ル寶曆八年寅九月御譜編集被仰付候節、當座より申
上候ハ、先役平田清右衛門(純正)編集被仰付候節者、終日之

勤ニ而兩度御賄被仰付、其後寶永二年、先役田中五右(國明)

衛門・市来源右衛門・肥後仁右衛門江編集被仰付候節

ハ、暑氣中ニ者早朝より八ツ時迄相勤、暑氣薄ク罷成

候節ハ四時より晚迄相勤候筋ニ被仰付、御賄忝度ツ、

被仰付候、然處寶永四年御所帯方難被續候付、御賄被

下候儀被召上候、且又小身之者共ハ御賄不被下長詰仕

候儀、不勝手ニも可有之候得者、少々御切米被召重方

ニも有之、御賄なしニ被仰付候而者如何可有之哉、吟

味仕可申出旨被仰渡候付、先役共より御記録之儀諸書

付等見分仕、召載申事御座候得者、今六年中ニ茂漸相(五脱之)

仕廻可申欵与相考申候、然者寄筆者多人數被召入置事御座候得者、御物入之方ニ御座候故、被仰渡候筋ニ御賄なしニ被仰付、四ツ八ツ迄之勤ニ可仕旨申上、其通被仰付候、此節之儀茂年數久敷相懸可申事ニ候間、先年之通暑氣中早朝より八ツ時迄相勤、暑氣薄ク罷成候節ハ四時より晚迄之筋ニ被仰付候ハ、先例之通御賄壹度被仰付度、編集之儀別而根氣入申事ニ御座候得者、長詰仕候付而、小身者共御賄等不被下候而者不叶筈ニ御座候、長々御賄被下候儀、御物入之時節ニ候得者、御不勝手之方ニも御座候ハ、四ツ八ツ之勤ニ被仰付度旨申上候処ニ、御賄長詰ニ不及、四八之勤ニ而無油断相勤候様ニと主殿殿より北郷七郎左衛門御取次を以被仰渡、編集ニ付而者御身分ニ相懸り、後年御見合ニ相成分を可被載置候間、隙取無之埒明編集可仕旨段々御ヶ条を以被仰渡趣奉承知、私共折角無油断編集仕事ニ御座候処、吉貴公御譜草案下書之儀者皆共相濟申候得共、清書之儀者未少々相濟不申候、右次第ニ而(御脱力)継豊公以來御代々様譜續編未相濟不申候、依之申上

候、私共中間江戸詰又者別勤方被仰付候節も有之、此已前よりハ當時之御用茂相重ミ、其内病氣之者茂有之儀ニ候ハ、四ツ八ツ之勤ニ而者存之儘編集墓取不申候、先年編集被仰付候年より當年迄拾ヶ年ニ罷成候ハ、右通吉貴公御譜清書をも相濟不申、此以後只今之通ニ而者今程相濟申程合茂難計、左様御坐候ヘハ、多人數寄筆者被召入置、御物入之事ニ候間、長々編集相濟不申候而ハ如何ニ存申候、先年先役共江編集被仰付候節者、(家心)中納言様御代慶長八年より(光心)寬陽院様(調心)泰清院様(御書)大玄院様(吉貴)總州様御代迄百三年分之御譜編集被仰付候處ニ、七ヶ年目ニ編集相濟申候、此節者吉貴公以來五拾餘年之編集ニ而、殊ニ年數茂半分ニ而候処ニ、拾ヶ年ニ及編集埒明不申候ニ付而者、畢竟前条之通當時之御用調方又者別勤等仕候儀茂有之、四ツ八ツ之勤ニ而、就中短日之砌者猶以編集方埒明不申候、依之私共吟味仕候ハ、此涯以前之通四時より暮迄長詰仕、編集仕度存申候、長詰仕候節者、先年以來御賄被仰付來候例も御座候得共、當時之儀候間、多人數

御賄被下候儀茂御不勝手之事ニ候間、私共并筆者中御賄なし、自分弁當ニ而一往長詰仕、一日分編集調方写物等何程出来仕、年数何程相懸成就可仕候哉、試申度申談候、若御賄被仰付、御不勝手ニ茂不罷成筋之儀ニ茂御座候ハ、其節吟味仕、何分可申上候、此節編集ニ付而ハ、四ツ八ツ之勤可仕旨被仰付置候付、此段奉得御差圖候、以上、

明和四

亥十月 日

御記録奉行

※(頭注)

「自慶長八年至宝永二年為百三年、七ケ年ニ濟トハ宝永二年ヨリ(正) 徳元年迄ノ七年ナラン、吉貴公以来五十余年トハ宝永三年ヨリ宝曆八年迄ノ五十三年ノコトナラン、宝曆八年ヨリ十年イマタ濟ストハ明和四年迄ノコトナラン」

11

※1

此間御家譜編集方之儀ニ付而別紙之通得御内意候処ニ、申出之通長詰いたし編集試仕、何分可申上旨被仰渡候付、先月廿八日より昨日迄、私共中間筆者中朝四ツ時より晚迄長詰いたし、調方又者写物等出精仕候処、筆者

※2

拾人ニ而寫物御傳記等卷日分四拾枚計書調申候、右之賦ニ而卷ケ月百弍拾枚、五ケ月分六百枚、十ケ月ニハ千弍百枚相濟申積ニ而候、左候得者弍年之内ニハ大方相仕廻申積ニ御座候、當時短日之砌右通相濟候得ハ、春より夏ニ至長日之時分ハ拔群写物等埒明申積ニ候、然者只今より編集仕候分御譜大抵二千八百枚餘茂有之候処ニ、其上諸書付等見分仕御傳記書入申事ニ候ヘハ、此内之通四ツ八ツ之勤ニ而編集仕候ハ、五六ケ年ニ茂漸相仕廻可申哉、其内急成御用をも被仰付候ハ、右年数ニも相濟候儀難計御座候、只今之通長詰ニ而出精仕候ハ、大抵弍年之内ニハ相仕廻可申哉与存申候、御譜之儀ハ御肝要之儀ニ而、御家無窮ニ御相傳之御記録ニ候得者、急度長詰ニ而御賄被仰付、老年ニ而茂早成就仕、御文庫ニ被納置度儀与乍憚奉存候、左候得者多人數寄筆者をも被相減、旁以御勝筋(手脱之)ニ茂宜可有御座哉与奉存候、依之私共得与吟味仕候ハ、此涯先五ケ月程茂致長詰出精仕候ハ、大方濟寄申程合茂相知申積ニ候間、其節何分御尋申上、御賄等被下候儀、長詰ニ

茂不及ほと罷成候ハ、平日之通四ツハツ之勤ニ而
編集可仕候、弥申出候通長詰ニ而御賄被下儀ニ候

ハ、當分編集方相勤候人数相究可申上候、何分ニ茂
奉得御差圖候、以上、

明和四年亥十一月十八日

※1 (頭注)

「亥十月二十八日ヨリ十一月十八日迄ノ試ニテ賦ラレシトミ

ユ」

※2 (頭注)

「親方宝曆十二年ヨリ安永三年十月迄 (吉奥) 淨國公二十冊 (雜書)

公三十一冊 (重年) 圓徳公三冊、五十四冊ヲ十三年目ニ成就セリ、 (邦)

然アレハ此試ノ賦通りニモ成就ナカリシト見ヘル也」

川上大六

▽市来瀬兵衛△

右者、當分 御家譜編集御用係私共江被仰付置候、然者

淨国院様御一世御家譜ニ被召載候御内書御奉書其外諸御

書付等漸々書写濟寄申候ニ付、當分中取清書御傳記ニ取

右、御家譜編集方御用係被仰付候条、御記録奉行申談可
相勤候、

右申渡、御記録奉行江茂可承置旨可申渡候、

(宝曆十二年) 十一月

(島津久亮) 圖書

御記録方稽古 (實包)

東郷次太夫

郡山主右衛門(員良)

右者、當分御家譜編集被仰付置ニ付、右編集方并日々御用先達而被仰付置候同役同前被仰付候條、此旨申渡、御記錄奉行へも承置候様可申渡候、

寶曆十四年

申十一月

(島津久岳)
主鈴

十一月八日

右之通伊集院伊膳御取次を以被仰渡、主右衛門承知仕、次大夫并御記錄奉行名代承知いたし、其段申達候事、

15

御家譜編集方御用ニ付、左之通琉球へ問合申越候様被仰渡置候、

一 宝永五年已前者御判物逆茂御用無之候、 太守様御判形有之候而茂、年々拜領物等被仰付候御書類者御用無之候、國王身分ニ付格別ニ御意之趣も有之候御書迄を写調可被差越候、

一 太守様御家督、琉球國代替ニ付而者御判物計御用候、一 江戸江疏使差上、又者縫使者差上、冠船渡来ニ付而者

公邊ニ為相懸儀迄御用候、鹿兒嶋迄為相濟儀ハ御用無之候、

右之通琉球江可申越旨、去ル寶曆九年卯十月被仰渡置候、右ニ付吟味仕候趣、引札を以御尋申上候間、何分被仰渡度奉存候、左候而被仰渡候趣を以、此節琉球へ申越、来夏諸書付写調差越候様申越度御座候、以上、
本文 太守様御判形有之候而茂、年々拜領物等被仰付候儀ハ役式ニ罷成候得ハ、御記錄ニ不被召載置候而も後代之支ニハ不罷成筈ニ候間、被仰渡候趣御尤奉存候、此節より右通御書類ハ御記錄ニ不召載筋可仕候、然者將軍家此御方様御吉凶ニ付 太守様より國司へ被下候御書、國司より被差上候書翰之類ハ、
(家久) 中納言様御代より 吉貴公御代迄被召載置候、且又琉球國之儀ニ付公儀他所江茂相懸、後年御見合ニ罷成候書付ハ御家老衆御書付類茂被召載置古例ニ而候間、是又先格之通編集被仰付度奉存候、

一 太守様御家督・琉球國代替ニ付而ハ、御判物計御用有之候旨被仰渡置候、御本文之趣ニ而ハ 太守様より國司

へ被下候御判形之御書計と申儀ニ而可有御座与奉存候、然者此御方様御家督・琉國代替ニ付而ハ、常式とハ格別之儀、殊吳國之儀候故、御先代之通中山王より差上候誓詞神文、按司三司官より差上候誓紙等茂、中納言様御代より 淨國院様御家督内被召載置筋ニ前々より為被究置事候処ニ、(雜書)隅分様御代より不被召載候而ハ、御家譜御記録之旧式茂乱申躰ニ罷成候間、此儀者都而 淨國院様御代之通編集被仰付度奉存候、

一公邊向ニ相懸、又ハ琉國之儀ニ付以後之御見合扣ニ茂罷成候書付類ハ、御家老衆御書付茂吟味之上召載候筋ニ仕度候ニ付、其通被仰付度奉存候、

右之通御尋申上候間、何分ニ茂被仰渡被下度奉存候、以上、
(宝曆十四年十一月)
本(親方)田新右衛門

16 於江戸從 大御所様 隅州様江御拜領之御腰物・箱御着
昨七日御到来、御頂戴被遊候ニ付、月并御礼罷出候面々、
明九日四ツ時、於 御本丸 御兩殿様江御祝儀謁御家老

衆可申上候、且又御下屋鋪江兼而御祝儀申上候人者、有來通御祝儀可申上旨、縫殿殿より被仰渡候通達、昨日渋谷喜三左衛門御取次を以致承知候間、此段為御心得申達候、以上、

七月八日
本(親方)田新右衛門殿
兒玉(實門)早之丞

17 覚

肥後與三右衛門曾祖父肥後市右衛門兄肥後兵部左衛門事病ニ而、其子肥後兵部左衛門事茂病ニ而、親子共ニ御目見不仕候処ニ、右兵部左衛門嫡子肥後兵右衛門事無病者ニ而御目見之儀申出、御法之通願出候様被仰付候由、且又池上武助家内池之上治左衛門親池之上次郎左衛門事茂御目見之願不申上相果候処、治左衛門依願、御法之通願目見願申出候様ニ被仰渡候由、五番与頭より被申出候付、右兵部左衛門親子・次郎左衛門右三人御目見不仕候ハ、進上物者為差上儀茂可有之候間、相糺可申出旨被仰渡候、當座諸書付又ハ銘々自家江茂相糺申候得共、右三人進上

物差上候儀相知不申候、与帳ニ茂不被召載置候へハ、決

而進上物不仕筋与相見得申候、然者右兵部左衛門親子并

次郎左衛門事 御目通罷出躰無之候間奉得御差圖、進上

物差上御礼被仰付候様奉願管候処ニ、其身又ハ親類共氣

付不申大形ニ而進上物をも不差上相果為申者ニ御座候、

右躰之先例を以、存生ニ而 御目見不仕者ニも進上物不

差上筋ニハ被仰付間敷儀与奉存候、依之別紙調書ニ申上

候通、幼少又ハ病身ニ有之御目通罷出躰無之者ハ、名代

を以進上物迄差上、御禮相濟候筋ニ此跡より被仰付来

候、當桑波田傳右衛門實兄桑波田權之進事、病ニ而御目

通ニ罷出躰無之、名代を以進上物迄差上、御禮相濟候筋

ニ被仰付候近例茂有之、右旁之例茂御座候得ハ、町田伊

右衛門家内町田熊助病身ニ有之、御目通遠慮仕躰御座候

ハ、名代を以進上物差上、御礼相濟候以後、嫡子四郎左

衛門御目見之願申出候様可被仰付儀与吟味仕候、以上、

(宝曆七年カ)

丑四月廿五日

(中神長庵)

織右衛門

(藤崎真純)

八右衛門

(本田親方)

新右衛門

18 聖堂被遊御造立度被 思召上候間、場所并聖堂ニ而平日

之仕向・学業之作法等相調可申上旨被仰渡候、依之御造

立之場所段々見分仕候処、御城近方相應之空地無之候、

諸士以上之屋敷被引移、其場江御造立之方ニ被仰付候得

者宜場所茂有之候得共、及数ヶ所申儀ニ候得ハ、返地引

料等大分之御物入有之積ニ候故、右躰之場所ニハ御造立

可難被仰付哉与奉存候、右ニ付而ハ御下屋敷下辻番所前

土居より舛形之土居迄東之方五拾間計相圍、唐琉國聖堂

之繪圖面を以段々致減略、別紙繪圖之通、聖堂并家作

等被仰付候ハ、何様可有御座候哉与乍憚奉存候、御

城下為火除被明置候場所之儀ニ候へ共、公義江茂御届

等被仰上場所柄之儀ニ候間、私共究而難申上候、弥右之

場所御差支無之候ハ、猶又地面之丁反等相究差上可申

候、尤平日之仕向・学業之作法等、追而得与吟味仕差上

可申候、先地面并聖堂之程講坐作事等、別紙を以奉得御

差圖、唐聖堂繪圖二枚・琉球繪圖一枚・御當地聖堂圖老

枚、為御見合差上申候、以上、

月 日

連名

19 一御記録奉行三人并添役又ハ稽古三四人、筆者四人

御扶持米六拾五表、(俵)江戸十人賦、田舎五人、添役ハ

四人賦、

一御系圖方惣而古代より之御書付等見しらへ、堅固ニ

いたし、虫付拵禁候役也、

一當時ニ而も後代ニ可入儀ハ時々入念書付、文庫ニ納

置候事、

一惣而士之筋目・系圖之由緒糺候所也、

一御記録方添役 六人賄料

一御記録方稽古 四人賄料

御扶持米貳拾五表

一御記録所筆者 役料米廿四表壹斗

20 先日者從周山(末川久教)様御切紙被成下拜見仕候、不揃之時氣御座

候處、益御勇健被成御座、恐悦奉存候、被仰下趣、以別

紙御答申上候間、成合候様御披露可給候、私事、去年九

月より積年持病之脱肛大破之再發、乍尾籠出血夥、疼痛

一通ならず伏轉罷在、十月霜月頃ハ以之外致勞倦、内外

之棄用ニ而二月方より小快仕候得共、今以全治不仕、歩

行長坐を嫌ひ一向御目通不相調、氣之毒罷過候、然共追

而順路ニ趣候間不遠罷上、積御物語可申上候、以御序右

之段宜御執成可被下置御頼申入候、以上、

(文政九年)
四月十五日 相良甚太夫

周山様

御取次衆

21の1 山本教授(正置)編集之嶋津國史序文ニ、本藩史官者平田清右(純正)

衛門よりと被記置、右件被遊御不審候趣御尤奉存候、

應御尋、心覺之一筋左條申上候、

一御記録奉行御役之旧名御文書奉行と申し、寛永之中年

頃欵、吉岡(後)宮内太輔(久遠、久世)其外同役一兩人有之、其以前之奉

行委相知不申候、勿論當時奉行之職掌とハ拔群相劣申

候、其訊ハ、大切成御讓御系圖御文書類者 上様御手

※1 許江御格護、其以下御家筋記録ニ掛候儀ハ、嶋津圖書

久通殿江惣宰被仰付置、専於彼宅諸吟味等有之たる由
御座候、今ニ圖書殿宅江御記録座・金山座杯と唱來候

席相殘申候、御文書奉行御役席別格ニ御城内江被立置候筋ニハ見得不申候、兼而之職分者、時々御文書日記等致拜見、虫干類を受持、御家之一筋を相心得候迄ニ而、何事茂御家老衆御直之御受持御座候、然處寛光陽院公御代平田清右衛門江御代々様御記録編集被仰付、寛永之末年よりか正保之初年よりかと寛申候、

張紙

※2

本文寛永之末年よりかと申上候得共、寛永十五年(家)中納言様御逝去之節、最早御記録百餘冊出来居、

寛陽公江御讓相成候哉と寛申候、然者清右衛門へ編集被仰付候ハ、寛永之初年ニ而可有御座候、折角相考候得共、年鑑明白寛不申甚残念御座候、然共事實付而者本文通相違無御座候、

於自宅ニ編集取付、尤圖書殿宅ニ而も時々取調、其時分迄ハ御國茂漢字等取扱候人多クハ無之、山伏躰之者(忠)杯驅込、誠太粧成事と申傳候、得佛公より(重)圓徳公迄之御家譜及六七百冊候處、其中寛陽公迄ハ都而

※3

所ニ有之候、其頃より御記録奉行与御役名被相替年鑑候得共失、御城内只今御進物藏之所江御記録所被召念仕候、

建、御系圖御文書類・諸人家筋等萬端引受ニ成、以前之御文書奉行与ハ職掌致一変、格別重任与相成申候、右次第御座候間、國史之序文ニ本藩史官平田清右衛門より何之与記候而茂事實相違無御座候、國史改選之節ハ、平田善太夫・木場次郎兵衛を混与被掛置、右様之儀ハ兩人より明白取調之上教授江差出候間、決而相違無御座候、

一寛永之中年、從公義諸侯一統之系譜御用有之、此御方様より茂、御讓御系圖之外別段御編集之上被差出候、段々繁を省、粗を補、被成御損益、專御家老衆御下知ニ而但馬様御先祖彈正大弼久慶杯御頭取、其外学

文有之衆段と集會と見得、其事ニ付而ハ承傳も有之候、御文書奉行誰と申事ハ先申傳無御座、是ニ而其時之奉行職分大概知れ申候、右を上り御系圖と唱、其以後(新註)白石藩翰譜著述之節、是を基ニ取、御家之譜種と非を打被申候、文意不事足残多御座候、

一 中古以前御系圖之系續等何様之人被仕候哉、兎角出家類か又時代ノ、ニ而一通り文字邊取馴たる人も候半、(義)龍伯様國分御城ニ而御系圖御系續之節、右馬頭入道宗(久)恕於御前自家之甲乙を被申候儀、旧記ニ見得申候、

右之通心覚之儘を前後區申上候、最早御記録方江相勤候茂十七ヶ年以前、其上八九年跡重き瘡を煩、今ニ氣分本腹不仕、四年以前御咎後者猶閉居勝ニ而、氣力以之外相衰、右申上候旨趣茂間違ハ案中奉存候間、何そ之御證據等ニ被遊御取用儀者、乍憚御断申上候、只物語と御聞取被下度、其中御目通奉願、委細可申上候、

(文政九年)
戊辰四月十三日

21の2
※1
『彼宅』
註

季安按に、御記録所計ニ無之、御家老座を初、中古迄者自宅ニ而御用者御取扱為被成事之由、何そ屹与御用談等被成候節ハ、酒匂安國寺申状たと左之通、

元久乃御時までハ評定日を定められ候而、何事もなき時も其日者御寄合候し、志布志ニ而ハ宝滿寺の佛殿、鹿兒嶋ニ而ハ道場邊にて、人のよりつかぬ所ニ而こそ御談合し云々、

右通相見得、道場とハ浄光明寺ニ可有御坐、又上井覚兼日記ニ茂左之通、

天正十一年三月ノ内

一十六日出仕云々、此日諏訪坐主ニ而談合也、忠棟・親

貞・伊集院野州・上原長州、此日之御使兼刑・吉作・

拙者也、後日巨細可註候也、談合過候而座主差出云々、

一十七日、此間蜜と御談合候趣、村田右衛門殿江被仰出

候、於本田野州館、忠棟・親貞・拙者同心ニ意趣申

候、乍勿論任上意申出候、御使吉田美作守・伊地知雅

樂助・村田雅樂助云々、

右通見得候得者、當分御家老衆大目付衆など御家老坐上之間御入為有之由など申、向之御用談ハ安養院杯ニ而御談合有之、御議定之趣御使衆を以被達 貴聞、弥何れ之

※ 3

筋と被仰出之節、御家老衆之内本田下野守親貞宅江な
と、御家老衆・御使衆御寄合ニ而、御用筋ハ夫之之人江
御使衆取次ニ而為被仰渡筋ニ御座候、然者 元久公より
龜伯公御代迄ハ御評定所ハ宝満寺・浄光明寺・安養院等
ニ而為被濟候筋、右旧記ニ明驗御座候、且又御家老衆御
宅ニ而御用筋為被成計ニ茂有之間敷、天正之頃迄ハ土之
居宅ハ惣躰役所と為申哉ニ被考申候、是又上井日記ニ左
之通、

天正二年戊八月之内
一此日鎌田圖書助殿被申候、此度新城江罷越、役所配申

候、今三十ヶ所計餘リニ而候、猶々移衆仰付候へと被
申候云々、

同年十月ノ内
一三日云々、下椿ニ役所共計御座候云々、

右通相見得、元和元年閏六月、公義より一國一城と不
被仰渡已前ハ、諸士之居宅ハ諸外城惣而城之曲輪内ニ有
之候半、夫故役所ト為申管候、夫故又諸御用自宅ニ而勤
來候事段々為有之筋ニ相見得、元和已後外城破却ニ而麓
ニ役所を被引移候而より、地頭之居所ハ地頭飯屋と唱、
諸士之役所者屋敷と為申ニ而無御座哉と奉存、未札ハ不
仕、一寸考に成ニ御座候、右次第御座候へハ、御記録所

22の1

喜入振津介殿先
(忠長)
引付

屋敷屯町

計ニ無御座、諸御用中古迄ハ居役所ニ而為被濟候半、御
馬預など茂御厩内ニ居役所之由、夫故居別當と為申由
候、奉行頭人右通乍居御用動來候ゆへ御役座ニ可有之、
古書付等子孫ニ相傳候もの段々有之哉ニ承申事候、左候
得ハ諸御役席屹与 御城内ニ被召建、其御坐計ニ而御用
相勤候事ハ、漸々近代之事共ニハ無御座哉、本文ニ自宅
ニ而と申事有之ニ付、此段も朱書御物清書ちらし御覽茂
御煩敷可有候へ共、宜御取成可給候、

(文政九年)
戊五月廿日

又考出申候、札改等茂古來御組頭衆宅ニ而被仰付、諸古
帳組頭衆御宅へ御次渡ニ而御格護被成來候由、正徳三年
已後ハ御勘定所ニ有之候由、於客屋札改被仰付候ハ其年
より欵ニ奉存候、時代々々毎物相替候事、勘弁無之候而
ハ合点難參事ニ御座候間、是亦加筆仕候、

(本文書ハ前号文書ノ行間ニアリ)

右者、此節御船手ニ被召成候、船頭・水主儀罷移儀難成候、漸々ニ可罷移之由申出候間、從船奉行可被申断刻ハ、右屋敷之内次第ニ可被引渡者也、

明曆三年酉卯月廿六日

(町田入則)
勘解由
(新納入詮)
右衛門
(伊勢貞昭)
兵部
(鎌田政昭)
筑後
(島津久頼)
筑前
(島津久通)
圖書

岩切嘉左衛門殿
有馬勘左衛門殿
伊東肥前殿
新納縫殿助殿

22の2

引付

屋敷者段式畦四歩

右者、此中御船手水主屋敷ニテ候處、此節頭殿別火所

屋敷ニ被召成候間、可有支配者也、
明曆三年酉卯月廿七日

勘解由
右衛門
兵部
筑後
筑前
圖書

岩切嘉左衛門殿
有馬勘左衛門殿
伊地知主膳殿
新納縫殿助殿

22の3

引付

御蔵入塩屋村之内與作先

一下々屋敷者畦廿六歩

同所彦助先

一同三畦廿式歩

同所伊豆中宿

一同拾八步

同所徳右衛門居付

一同廿七步

右御船藏地並水主屋敷ニ被召成之条、船奉行方江可被

引渡者也、

明曆三年酉七月四日

(鎌田政有)
源左衛門

勘解由

右衛門

兵部

筑後

筑前

圖書

支配奉行

岩切嘉左衛門殿

有馬勘左衛門殿

新納縫殿助殿

22の4

右者、去年初秋參上仕候節、以前ニ者鹿兒嶋御船手上十柱邊ニ有之候処、當分之場所江被召置候者何年鑑之事候哉、又當分之通頭殿廣間等無之内者、頭屋之規式何方ニ有之候哉之御尋御坐候付、糺候而可申上旨御物語仕置候、御船手被引直候儀ハ右三通之古引付ニ而委細相分申候、明曆以前ハ、只今之七月中頭屋之式者日置・平佐・都城其外大家之書院御借入ニ而左右銘ノ規式有之、夫ヨリ七月廿七日廿八日、於社頭御神事有之候段旧記御坐候、委者御目通之上可申上候、

(文政九年)
戊四月十五日

相良甚太夫

22の5

右書付三通、從 周山様御遣被為見候儘寫置、此中論史之拙文入御覽候處、我様御不審ニして段々御問越被成候、返答之由也、

文政九年戊五月十三日

伊地知季安

23

別紙相良甚太夫殿江為及御問答之由ニ而拜見被仰付、誠ニ初而為存事共段々有之、何より難有奉存候、右

ニ付、猶又案出候儀共御座候間、長文御物笑与茂乍存、左ニ申上候、

一 寛永中年欵、義岡宮内太輔御文書奉行ニ而、其外同役

一 兩人与被覺申候者、鮫島次郎左衛門宗當・伊地知志

賀重助右衛門杯ニ可有御座、重昶者宮内太輔同様御文

書奉行為相勤由家傳有之段承及、宮内久嘉者 家久公

御代と御役源記ニ茂御座候得者、皆共寛永十五年御近

去已前ニ可有御座、河野長右衛門通頭六兵衛茂 寛陽

公御代為相勤事自系ニ相見得、其親父右衛門通宣入道

道純事ハ文之儒弟子ニ而、御同公御相手為相勤由、左

候而此頃之御役格者評定所當分之御家老坐取承申付之役と有

之内に被入置、宗躰改所取次式人と代官拾式人と有之、

兩御役之間ニ御書物方式人、御記録方御文書一人与御

座候間、大抵其當り之格ニ茂被準候哉、職事茂一人役

ニ而相濟候得者、當分御役職とハ格別相替候事、誠ニ

相良氏覺之通御座候、然共最初此職被召置候年月等者

不詳由、愚按乍憚寛永十三年之頃、家久黃門様御病氣御

難症ニ被為在、愛甲次右衛門廉宗霧嶋御鉢ニ二夜三日

御生替御願として為被致參審時分、段々御遠祖様方

御墓所等御追福之御修甫被仰出、曾木廣徳寺江頼朝

公御石塔杯為申傳所へ御園垣可被相調旨、地頭本田伊親

豫へ為被仰渡由、或ハ清水馬場ニ被成御坐候 御五廟

等茂同様御修築被仰出、又者 御代々様御崇敬遊來

候愛染明王・摩利支天其外御寶刀類、寛永十四年二

月、平田清右衛門純正御使ニ而江戸江被差遣、 寛陽

公江御讓被為進候儀有之、右式之事共何れ誰欵被掛置

御文書等御しらへ無之候而者、御由緒杯難相知筈と被

相考申候、然者其時分より茂宮内太輔杯へ右様之奉行

為被仰付ニ而者無御座哉、相良氏寛永初より純正江編

集為被仰付哉ニ被申上候事、如何成按據有之候哉、平

田氏ハ正保二年乙酉冬より取付と被書置、此説可然与

奉存候、林道春并其上男春齋被撰置候諸家系圖傳三百

餘卷之儀、寛永十七年十二月起草、同廿年九月成と春

齋傳ニ有之、左候へハ此御方様江御系圖等御用被仰渡

候者、十七年十二月欵、翌十八年正月頃欵ニ可有御座、

夫より御國許江御問越被為在、彈正久慶杯御頭取段々

24 元寛年月日記卷第十四拔書

寛永十八年辛巳

二月十一日、召太田備中守資宗諸大名并ニ旗本諸家、悉

御吟味茂候而、圖書頭久通・川上上野介連久江御系圖

御調之掛り被仰付候半、彼御衆段々御取しらべ、先一

篇御清書相成、古御文書等被差添、六七月頃ニ茂江戸

江被上候哉、八月初方川上久國より右之御用掛り大田

備中守資宗様江可被差出御手當之折柄、八月三日巳之

刻、家光公若君竹千代様御誕生、御城向御取込、

寛陽公より茂御献上物彼是御混雜ニ而被及御延引、同

月廿一日備中守様（ハリ紙刺落カ）為被差出趣、左之御状ニ分明御座

候、

〔此所張紙一葉ヲ記載ス〕

此書付ハ先日上置候燈下筆談ニ御張置可被下旨、宜

被仰上可被下候、

御取次衆

（季女）
小十郎

令記系圖可献之、可被納日光山御寶藏、依汝可奉行旨被

仰付、大小名有来（古カ）之系圖改書之献上ス、無系圖輩俄ニ記

之、或五六代、或ハ三四代記之献スル者繁多也、皆献上

畢テ被日光山寶藏納、今年日光山ニ權現様被建御宝塔皆

以大石作之、大名大勢御手傳被仰付云々、

25

猶々諸大名之系圖与三部一上り申候、加賀肥前殿な

と系圖未出候由道春物語ニて候、又 黄門様御昇進

口宣之寫此許尋申候へ共、未見出申候、自其許被成

御寫、早々可被召上候、已上、

一書申入候、然者御系圖今月始ニ大田備中守殿へ可差上

と存候之處、若君様御誕生ニ付而御取籠之由候間、延

引申、去廿一日備中守殿江持參申候、御系圖を被成御請

取、古書物者御家之重宝ニ而候之条、書寫候而可差上之

由被仰ニ付而則寫申、昨朝持參可申由被仰候間、能瀬喜

庵備中殿御存之人ニて、致同心伺公申候處、道春之親子

被召寄、御系圖其外古御書物被成御見せ、 忠久様已来

之儀少も不審懸不申候、御文書之内北條家之判など皆々

被見知、已ニ時政判之御座候書物者、廣元之手跡ニ而候
 由被仰候、頼朝之御子忠久・大友時直之外ニ茂御座候、
 是茂恐御臺所、他家を御名乗候之故、世間不知之由、物
 語ニ而候、静ニ御尋申候而書付相下可申候、諸御大名之
 系圖ハ近家ニ而候哉、多分一枚紙ニテ相濟候、就（未カ）御當
 代之儀を細々被書入候、此方之御系圖ニモ近代之儀を書
 入可申由候而、条書被為出候、多分爰許之衆も為存儀多
 候得共、其内不知事共御座候故、道春之条書ニ理書仕、
 差下申候、急度被成御記可被召上候、兎角道春江御尋申、
 爰許にて書せ申へハ、又なをり可申候、道春茂 大隅
 様已来被下御目候、于今少茂無他事存候間、如何様ニ茂
 可有助言被仰候、筆者平田六郎右衛門ニ少書せ候而見申
 候、一段能候之間、書せ可申欵与右衛門佐殿江談合申
 候、御系圖此中出候諸大名之系圖ニ相替、御代茂永、別
 而細ニ御座候由備中殿被仰候、何とそ被成御急、条書之
 段々可被仰上事奉待候、先々御系圖之一筋ニ御不審無之
 候而目出度存候、御系圖御調之儀、圖書殿・川上上野介
 殿御當之儀ニ而候間、可申入候得共、御談合可入儀多々

御座候故、如此御座候、恐惶謹言、

寛永十八年辛巳也

八月廿七日

川上因幡守
久國判

彈正太弼様

（島津久慶）

下野守様

（久政）

頼娃左馬頭様

（政統）

鎌田治少輔様

（有米）

山田民部少輔様

人々御中

（本文書ハ「旧記雜錄後編六」二〇五号文書トホボ同文ナリ）

26 右通被差上候処、相洩候近代之事共猶又御書出シ可被成
 旨、道春無心置條書迄被相渡、右趣又々御掛合有之、御
 清書本ハ翌十九年三月五日、備中守殿江為被差出由ニ相
 見得、彼是俄成御糺之上、其頃迄ハ古文書等取馴候人茂
 無之候哉、宗兵衛尉与御見得被遊候宗之字ハ惟宗之略語
 之由候處、御名之筋ニ被書出、或ハ丹後御局ハ文字廣言
 江御再縁ニ而御出生為被遊、若狹兵衛尉忠季御事ハ、得
 佛様御吳父御兄弟ニ而 頼朝公御子ニ不被為入筋合ニ候

処、御子之場ニ系掛、剩其沢不被辯置、旁届兼候付、

後年終ニハ白石なと非を被打、今以諸人残念ニ奉存候、

乱世涯ニ而何篇右躰不行届段ハ此御方ニ而茂追々御存付

被為在候哉、夫より直ニ圖書頭久通總裁ニ而承應三年甲午十二月より鎌

田筑後守政昭儀
總監被仰付候由平田清右衛門純正江御記録編輯為被仰付

筋ニ可有御座、相良氏寛永初より純正此事江被相掛候哉

ニ被覺候事、合点難參、彼家文書之由ニ而左之通候、

27 先年大樹家光公諸家系圖被収官庫之後、⑧久太守光主編

輯高祖以降之繪旨感牘、以自正統至枝葉之系譜、可令正其

紕繆之由被仰附之處、日夜無怠慢多年勵勲勞之旨達 貴

聞、御感不斜、為加增高百斛目録在別紙被宛行之、弥以彼世

録記可遂成功之通、所被仰出也、仍執達如件、

鎌田筑後守

政昭判

嶋津図書頭

久通判

明曆三年正月十五日

平田清右衛門尉殿(純正)

(本文書ハ「旧記雜錄追録」六八七号文書ト同一文書ナルベシ)

28 右通候得者、寛永十九年御系圖御献上之以後、純正ニ編

輯方為被仰付筋別儀有御座間敷、且寛永初頃迄者純正事

地下旅又ハ長崎表杯江色々唐器物等買入方ニ共被差遣、

品々買調、児玉筑後守利昌取次ニ而御前江為被差出御届

書、當四郎兵衛家ニ段々有之、殊更御支配方御引付ニ茂

左之通、

29 曳付

一高五拾石者

右者、平田盛右衛門殿、地下旅共別而御奉公被申候

ニ付、為新地被宛行候間、無異儀可有支配者也、

(書入忠政)

嶋津守印

(島津久元)

下野守印

寛永六年八月十五日

御支配奉行衆中

まゐる

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」二五二号文書ト同一文書ナルベシ)

引付

高貳百斛者

伊地知李右衛門殿

右知行、御使役分として被給候間、可然支配者也、

山田民部少輔(有榮)

寛永廿年八月二日

顯娃左馬頭印(久政)北郷佐渡守(久加)川上因幡守印(久國)

高奉行衆

平田清右衛門殿

市来五兵衛殿

蒲地新助殿

31 右通廿年八月迄者高奉行被相勤候儀明驗御座候間、正保二年酉冬より取付与申説左茂可有御座、但純正月初發ハ高奉行より兼務ニ而、後者御納戸奉行より兼務ニ為被仰付由、光久公御代御納戸奉行之儀者、達 貴聞申付之役与有之内ニ而、琉球在番杯之次ニ御座候、純正居宅ハ不断光院下之小路、坂元八郎次當分罷居候屋敷ニ而、表庭江八帖敷被相建、其内に諸御文書等如山取散し、夏共者

大腰拔ニ而、昼夜被致出精候由、圖書殿御方之儀茂于今堀之内江有之下屋敷ニ御記録所被立置、純正居屋敷山与者相界候而園路有之、不断其通道より往来ニ而御互ニ精博被遂吟味、為被致編集之由、私從兄本田孫九郎後ハ七、右衛門又ハ彼邊老人谷山喜兵衛咄共承置申候、扱又純正御高拜領者、致成就候上為被下筋ニ平田・相良兩史共其通被覺候由相見得申候へ共、太抵成就前被下、猶又可遂成功之旨為被仰出趣前明白ニ御座候、其後茂出精候哉、純正著述三百冊と承及候、左候而 黃門様御家譜半成就ニ而被致病死、其後御編集無之候處、元禄十四年巳十二月廿五日御記録所より編集被仰付度被申出、田中五右衛門國明江續編被仰付宝永四、五年之事狀候由、然處國明事享保三年戊九月病死ニ候間、 黃門様より 淨國院様まで半成就被仕置候哉、寶曆十二年私實祖父本田新右衛門親方ニ被仰付、 淨國院様冊廿より 有邦院様(維忠) 冊三拾(重年)圓徳院様冊三迄之御年譜五拾四冊編修仕、安永三年十月成就、翌四年八月六日御褒美為被仰付事共承傳罷在候、左候而久通・純正兩宅之御記録方 御城内に被召建候事、何年間共相良氏覺

茂無御座候哉、別紙ニ茂不分明候、愚按仕候ニ、寛文九年己酉之春、綱貴公より大田小平次久知・河野六兵衛通

古ニ新撰系譜之編集方為被仰付砌ニ茂、御城内ニ屹与

御記録所為被召建ニ而ハ無御座哉、大概其頃より欵、猿

渡喜右衛門・平山勘兵衛江茂御文書役被仰付、通古相合

御用為被勤由御座候得者、御役坐茂為被建置ニ相違有御

座間敷、是則當分御進物藏之邊ニ為有之由、相良氏被承

覺候御記録所之事ニ相當り、元禄九年子四月廿三日夜

御城回祿之節、御燒失相成候御役座ニ御座候半、左候而

御回祿後者 御本丸諸御役坐差當詰所無之、翌廿四日よ

り奏者番衆・御目附衆・兵具奉行衆・御納戸奉行衆・物

奉行衆・高奉行衆・口事奉行衆・御記録奉行衆・御文庫

方^{是ハ御書}物奉行欵等之御役々同役中被申合、各附役人迄茂御下

屋敷江可被相詰、詰所之儀者御下屋敷御用人ニ引合候

様、上井五郎左衛門朗喜御取次を以被仰渡、御記録奉行

者御文書被召置候邊江可被相詰由ニ而、四五日ハ為差御

用無之、其通ニ而為相濟之由候処、御文書藏より燒殘書

付共被堀出、左様成取扱又ハ日帳留彼是御用向被書調候

座席無御座候付、同廿八日、田中五右衛門より御下屋敷

内へ假ニ御記録所被度趣被申出、御家老佐多豊前殿・嶋

津縫殿^{〔久寛〕}・嶋津助之丞殿被聞召、則日御用人仁禮与三左

衛門景林江見合、可引渡旨被仰渡、景林より初ハ樂屋鏡

之間為被相渡由、左候得共太切成御系圖等茂取扱仕ニ成

合間敷旨、國明申分ニ而、御書院下之間御小姓衆番所ニ

御小座構等被仰付、其日より御記録所ニ被定置、御本丸

ニて御記録所入口之中門江者掟書札相掛置候付、同廿九

日其通為被仰付由、

32 從是内に無用事人出入堅令停止訖、

若相背族於有之者可及沙汰者也、

(元禄九年) 子四月廿九日

33 右通暫假ニ被定置、御文書箱等者御下屋敷御番所ニ為被

召置由、然共萬一近火等之節、御下屋敷者可持退明地無

御座、別而御念遣被思召、御本丸江廿五帖敷御番所仮

ニ被召立、御番衆被仰付候、就夫御本丸ハ其頃退場茂手

廣候間、御文書箱御直シ候而者如何可有候哉、子五月十日、久達より仁禮景林御取次を以國明被仰渡、則相役伊地知助右衛門重英江茂申談、一段可然之旨被申出、同十三日、其通御引直有之、御記録所之儀者同六月十日、御厩内之新御物見明合候由ニ而、御下屋敷より御座直シ被仰付、諸道具等者御厩夫頼入を以、當日為被引移由、左候而七夕ニ者毎年於御對面所御文書御寶鑑等御虫干被遊御旧例候得共、其年ハ御下屋敷御書院ニ而虫干為有之由、左候處、新御物見之儀者 匠作様浄国院様御事なり御厩役座ニ而御下向前ニハ不明除候而難叶御座之由國明承付、同十年丑三月十八日、成行を以何方江茂御記録所被仰付度旨、中神内藏之丞頼安を取次被申上、御家老嶋津圖書殿其外御同役中被聞召、先御城内江仮ニ御造立被成度場所茂御見合可被究候間、御記録所之指圖可差上、左候ハ、御國遣座今之御江御引合、勝手方、何分可被仰渡、明日者御精進日ニ候、太切成御系圖所之儀候間、廿日廿一日之間可差出旨迄茂被仰渡置、自其江戸御伺ニ茂相成候哉、究而何分不被仰渡、御下向茂差掛候付、同年六月廿三日、國明よ

り中神頼安取次ニ而被相伺候處、同月廿八日、圖書殿より仁禮景林取次を以、御厩馬頭觀音堂有之奥ニ明地茂候間、御記録所可被召建候付、成程指圖滅略書調可差上旨、國明江被仰渡置候處、同七月九日、圖書殿より頼安を以、御記録所之儀、此中之通御物見ニ罷居候様江戸より被仰下候旨為被仰渡由、然處同十一年寅十二月、國明より左之通又被申出候由、

34 口上覺

御記録所只今ハ御厩内ニ被仰付置候、第一座狹クしまり茂不堅固御座候、尤御厩内家数多ク、每馬屋ニ人足罷居火を燈申事ニ御座候得者、諸外城之系圖書過分ニ納置、且又御前より御下ケ被遊候御書物等茂多ク有之候、當分ニ而者旁以別而念遣ニ存申候間、御城内ニ急度御記録所被召建度奉存候、若今程 御城内ニ被召立儀不罷成仕合ニ御座候ハ、御見合を以堅固之地ニ御記録所被相立度奉存候、

(元禄十一年)

寅十二月八日

御記録所

(國明)

田中五右衛門

右通被申出置、其後之儀見當不申候得共、安永初年只今之御仮屋鋪江被召移迄之間ハ御厩内ニ為有之事、現ニ被為御覽候通御座候得者、右申出之通無程御造建為被仰付筋ニ可有御座、前件段々考合之通ニ、古代ハ每代易簡ニ被濟メ置、御記録奉行与申御役名抔純正ヨリ為初儀、相良氏覺之通相違有御座間敷、私愚存ニ而山本生之序文ニ口惜存寄申儀者、何ぞ左様之事實共疑申ニハ無御座、彼程名高キ先生之文章ニ御座候間、後年文集等ニ茂相載り、自然他國抔江茂流布仕候半儀難計、左候而茂國史ハ御秘藏ニ而、御代々様御盛著成次第巨細ハ世ニ不奉存、纔ニ只其序文共窺申迄之事ニ而、左様之者共より御家ハ六百年以上三ヶ國御傳領被遊来候久敷御大名様成ニ、御記録役人抔者誠之近代光久公御代より為初由、國史序文ニ相見得候、其已前ハ差而史官迎茂無之候哉、去迎ハ久遠之事共無覺束など、彼白石躰之妄説を若哉又致信用候者抔有之間敷共難申、夫共其已前五百餘年之間、記録為仕人實ニ無之候得ハ無是非候得共、御代々様御文書類御系圖等者

御手許ニ御格護被遊、右躰之御用向者御家老衆之内より御受持御座候筋ニ平田・相良兩史茂被覺居候由、左候ハ、純正已前之史官ハ御家老衆より御兼務ニ而、每物如此久敷御傳來と相見得、序ハ全篇之糸口と承候得者、左様成次第を明白ニ彼程文章自在成筆中ニ書述置不貫、近代之純正より被書置御座候事、僻愚之私式誠ニ憚多不入儀ニ御座候へ共、兼々残念ニ相考罷在候処より、甥叔父(ハリ紙割落カ)間不覺愚存之程書著為申誠之秘草ニ御座候間、此間拙文必他見ハ御勘弁可被下候様、宜御取成可給候、

36の1

一 明曆已前頭屋之事、別紙ニ相見得、私寫置候古書も其通御座候、是亦奉備御覽候、
慶長五年庚子 御頭屋 右馬頭殿候屋
御頭人 高城六郎右衛門殿
一 御頭殿左寺山四郎左衛門殿二男 右國分五右衛門殿二男

一 居頭左 新納勘解由自官殿 幣役喜兵衛殿
初献作右衛門殿 左イ 三献源十郎殿 式献与四郎殿

相伴肝付越後守殿内

一同 右平田久兵衛殿

幣役「郎イ」五兵衛殿

初献与九郎殿

三献狩野介殿

式献次左衛門殿

相伴賀治木加右衛門殿但平田殿内衆

一 居頭宿本左直撰州飯屋

右「美」三代主膳正殿

慶長七年壬寅

御頭屋「忠長」圖書頭殿「老イ」
御頭人「屋イ」本田与兵衛殿

一 御頭殿左新納助右衛門殿嫡子

右猿渡賀左衛門殿嫡子

一 御幣役御三献役左平田与九郎殿

右同名五次右衛門殿

一 御敷皮役宿元「イナシ」彦左衛門殿

朔日より鬪取ニ而替々被勤、

右外諸社役左宿瀧間宗連老 右宿平田九郎左衛門殿

一 伊集院 (川上) 町田 (新納)
伊地知 (長野) 本田 (鎌田)

右諏訪御神事御頭殿居頭役等之作法者、 忠國公御代

為被初由、永享十年本田氏親被記置候得者、社役惣而

左様ニ可有御座、然共其時分之組合何様共不分明、弘

治・元龜・天正之頃ニ至而者、新納家社役之日記共有

之候得共、一方者長野名字六人也、或ハ一方六人者他家之侍被召也なと、略記ニ御座候得者、尚分明不相知、

左候而文禄年間より慶長初頃迄一節及中絶候事茂御座候段、

本田家ニ申傳候由、按ニ朝鮮御在陣中ニ而右家筋之衆不足合、

一往右通ニ茂候哉、慶長五年七年ニ者前文之通平田家茂相勤候儀、

平田与九郎宗敏承傳ニ見當申候、

嫡家平田太郎左衛門増宗事、慶長十五年六月被誅候間、

其時分より鎌田家ニ為被仰付ニ而茂哉、右之通御支族四家・他家四家と八家ニ而、

両家ツ、組合繰廻シ勤来候事ハ慶安元年已来之儀ニ候由、川上・鎌田

社役帳之内、又者諸家大概記長野之傳ニ抔雜出仕候由、

左候処寛延二巳年、町田勤前之節、嫡家郷九郎病死ニ付、

常式組合町田・本田を新納・本田と組替相勤、

已後ハ以前組合之通と為被仰渡由、且年鑑不存、伊集院家勤前ニ而差支候節茂、

伊集院・伊地知之組合を川上・伊地知と組替同断為被仰付由、

右家筋何れ茂當時為差立者より勤来候哉、

伊地知・本田・長野・平田等多ク者 忠國公御代御家老抔其頃惣奉行又ハ老名なと、為申由為相

田等多ク者 忠國公御代御家老抔其頃惣奉行又ハ老名なと、為申由為相

勤家柄ニ而、平田家何年間より被差免、鎌田家被召加候哉、増宗兄弟為被誅頃之事ニ御座候ハ、其時分より少前迄出雲守政近御家老ニ而候間、平田代り茂被仰付候哉、御譜代家之事候間、其已前より被掛置候哉、左候得者九家之筋ニ見得候ヘ共、分明不存候、伊地知家茂去ル文化五年辰十一月、嫡家被召禿候節右勤方被差免、其代り酒匂家ニ為被仰付由候、酒匂ハ、得佛公已來為差立事ニ而、此已前社役ニ為被掛置事有之候哉、是亦不存候、此社役古來為差立家筋より勤來候儀、今更奉按候ニ、天正十五年、(義久)貫明様御上洛已後御代ニ様御上洛茂被遊、諸士茂公界成動向漸々有之、此社役拵者別而古風ニ相成、當分共御役人扨より被勤候人一切不承候ヘ共、右御上洛已前、(忠題)大岳様迄之御間七八代御家督様方御上洛迎ハ不被遊、此御祭禮鹿兒嶋報賽ニ而、御國中第一晴立候壯觀之由、見物之貴賤群集仕候ニ付、歴々衆ハ花棧敷と唱、當季之花ニ而路傍ニ取構、奥方扨御差出、主人ハ敷皮を敷、乗馬を立、鍵共備置、多ク者、太守様御直參被遊、諸士御供、(ハリ紙)御

(割落カ)一族者勿論、伊地知・本田等之御譜代家より先陣中陣後陣迎、騎馬之御供相勤、餘程威勢成事之由、社役之内ニ而茂就中居頭役者、其一家中之歴々より勤來候事共、新納式部少輔久治、(義弘)松齡公江被致殉死候御書置之内ニ相見得申候、左茂候哉、居頭ハ武藏守忠元・右衛門佐久饒なと被相勤候、元禄十四年、右居頭私高祖父伊地知左右衛門重倫相勤候事有之、其頃吟味役ニ而、當分御側役より上席之御役と申事候処、古風成儀ニ御座候、夫故諸人より茂浦山敷存申程之勤方ニ而、為差無由緒他家より色々懇望仕、伊地知名字持ニ罷成、社役相勤候もの多々有之由、畢竟左様成故ニ茂候哉、當分ニ而者伊地知川上犬之尿なと申様、諸所ニ繁衍仕候、今更難堪一笑次第御座候、扱又新納忠元大口地頭之節、大口諏訪ニ茂元龜年間より頭屋之祭法被治置候由、其古帳于今連續仕所ニ傳居候由、左之通、

慶長十二年丁未七月廿九日
御諏訪之神事米進方日記

頭屋 曾木正右衛門尉

慶長十八年七月廿九日
御諏方祭錢米究之日記

頭屋 伊集院半右衛門尉

右通候間、是亦其頃鹿兒嶋之頭屋を本ニシテ為被初置
ニ可有御座候得共、御當地只今之頭屋とハ格別相違罷
成候半、于今年々三拾石已上之郷土共相合、其作法執
行仕候由承申候、

36の2

右案出候儘前後書ちらし、備御高覽申候間、成合候様宜
御披露可被下候、此中拜見被仰付候相良氏書付之儀、御
不用共候ハ、頂戴被仰付度、右之内御引付ニハ、先祖御
支配奉行為相勤事相見得、私ニも先年於御支配方寫置申
候へ共、相良氏者多年史官為仕人之筆跡ニ御座候間、後
年證據ニも可相成と奉存、此段御願申上候、右ニ付文言
ハ惣而此冊ニ寫込差上申候、御一覽後ハ何卒早目御返シ
可被下候、尤先度差上置候書牘も一緒ニ御返シ被下候様、
旁可然御取成頼存申候、以上、

(文政九年)

戊五月十八日

伊地知季安拜

36の3

周山様
御取次衆中

二白、日置御屋敷御舊記御拔写御望被置候由、御傳
言難有承知仕候、被為成御事候ハ、全文御寫貫被
遊度、山々念願奉存候、

一稻荷御神事鑄流馬之事、朝鮮入前年御立願被為在、

惟新様御帰朝翌年より御張行有之、其節者射手拾六騎

と犬追物御傳授書之内ニ相見得名前ハ、一両騎ツ、ニ

被召成候者其已後之事ニ候由、文化年間相良氏など尚

史館ニ被勤居候節之調書ニ為有之哉ニ覺申候、然處上

井伊勢守日記ニ左之通見當置、是又為御咄左ニ申上候、

天正三年十一月之内

一四日、如常出仕申候、一乘院御参也、樽一荷・折御雜

掌なり、於對面所點心御寄合候、御座配御次撰州、客

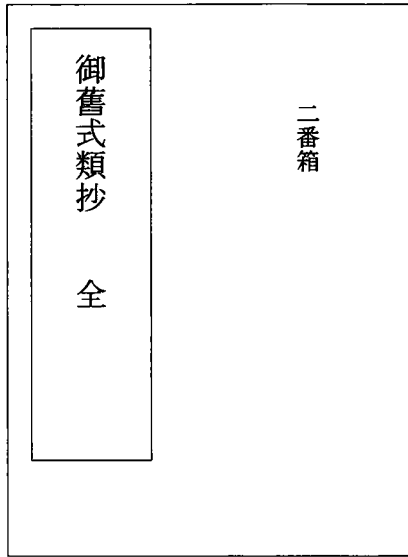
上一乘院、次柗山殿御子息也、昨日鑄流馬閉目候間、

御参候也、同前ニ寺山四郎三郎殿も御参候云々、

右通候得者、 惟新様慶長三年戌十二月御帰朝候間、
翌年とハ慶長四年之事ニ可有御座候、 栴山殿とハ時之
家督兵部太輔忠助ニ而、 御子息とハ太郎三郎規久ニ可
有御坐、 寺山ハ四郎左衛門久兼事ニも可有御坐、 然者
慶長四年より式拾五年以前天正三年霜月三日、 稻荷御
神事ニ右之兩人最早鎗流馬被相勤、 其翌日登城之筋ニ
相見得候、 十六騎御張行之儀ハ、 御立願ゆヘニ人数為
被重メニ而、 御常式ハ其已前より兩騎ツ、 ニ御座候半、
其頃伊作鎗流馬なども兩騎之筋ニ同日記ヘ為有之哉ニ
覺罷在候、 是以不入貴文(マツ)と奉存候ヘ共、 白紙相残申候
間、 此御物語も申上置候、 御吟味被遊度候、 以上、

御
旧
式
類
抄

(表紙)



御舊式類抄目次

- 一 永正年間五十九ヶ條之御事目
- 一 大岳公御移徙之式抄 永正三年奉 圓室公命 伊地知八郎重房所寫置
- 一 寛陽公五節供御飾古繪圖之御跋并島津圖書久通跋付伊地知重昌覺書
- 一 長祿二年守護代本田國親吉書、付十五日焼飯進上之例

証

- 大翁公御代
- 一 永正十八年島津撰津介忠譽 喜入 日記抄
- 同御代
- 一 享祿二年同忠譽日記抄 (孝)
- 一 興岳公御代御座躰 渋谷出 仕之時
- 一 蘭窓公御代御座躰 全二 通
- 大中公御代
- 一天文十一年一所衆等御三獻之式
- 同御代
- 一同二十二年伊地知越後守重實日記 正月朔日より 閏月十五日まで
- 實明公御代
- 一天正三年上井覺兼日記抄 正月元日より 同十九日まで 付碗飯之品書
- 同御代
- 一同七年正月十一日御吉書
- 同御代
- 一同八年本田大炊太夫公親御年男日記 元三より十 五日まで
- 同御代
- 一同十年伊地知又八重元等御年男日記 元日より十 五日まで
- 同御代
- 一同十二年伊地知右京亮重則御年男日記 前年十二月廿五日節 分より正月十五日ま まで
- 實明公御代
- 一同年上井覺兼日記 正月十一 日の分也、
- 同御代
- 一同十四年伊地知勘解由重元御年男日記 前年十二月十八日迄 にて残缺 あり、
- 同御代
- 一同十九年正月二日御吉書
- 松公御代
- 一文祿三年高麗入御日記抄 十二月晦 日の分也、
- 同御代
- 一同四年同御日記抄 十二月廿六日 より卅日まで

同御代

一慶長二年同御日記抄日十二月廿七日の分なり

同御代

一同十三年加治木御日記正月朔日よ晦日まで

琴月公御代

一同年間御一家國衆御三獻之式

同御代

一同十九年同御三獻之式

寛陽公御代

一寛永十六年正月御太刀進上之座配

同御代

一同十七年正月佐多・新納座配之爭訟

大玄公御代

一元禄十三年年頭御座配

宥邦公御代

一享保九年一統着座に易へられ、御座配も年頭御禮着座

と唱へよとの仰渡

一寶曆中着座のしらべ

一御年男之義ニ付 淨國公の仰出

一月之五節供并正五九月之事

道義公御代

一朔望廿八日諸土出仕之事付松齡公並寛陽公の仰出し

道義公御代カ

一坂元家并三門乙名之由緒文政年中永田氏より塚木の碑文を頼まれ審問傳採して著撰するに 皆渠

等の由緒ゆ

へ此に置也、

1 田島重房譜

一元日、先出仕衆 上覽候而御社参之事

一同二日、福昌寺江御光儀之事

一三日、市来より御さつしやうの事

一四日、福昌寺之御請用之事

一五日、殿中江福昌寺御参之事

一六日、御代官所江被申候事

一七日、平田方之掬飯之事美濃守兼宗カ

一八日、平田方御請用之事境

一九日、道場より御請用之事浄光明寺カ

一十日、石井殿より御請用之事丹波守義忠カ

犬追物初

一十一日、御吉書之事本田因幡守兼親一所

一十五日、清水掬飯之事

一十六日、御千句并大般若

一十七日、本田より前々ハ被申候事兼親家

一大殿様・若殿様御一家中江御寄合之事

忠昌公御嫡母ハ大和守祐堯ノ女、忠治公ノ御夫人ハ大和守尹祐ノ女トあれハ此比ハ御通信ならん

一伊東より使者看、渋谷衆江看同前之事

一年頭五日福昌寺殿中江御出之事

一御一家中御参之時、『友久公ならん、明應二年御卒去六十二歳』相刃様御家計老中奏者之事

一三月三日御祝之事

一五月五日之事

『元和元年六月十六日と奥に記し、加治木・吉田・山田・帖

佐・蒲生衆中帳と御坐候、惟新様御代一年ニ卷度、六月於

加治木御振舞被下候節、参上為仕人数次第不同に書記候帳之

写と申傳候と書付御座候、此六月一日何事共不詳ニ付、聊附

注仕置候、左候処また案出申候ハ、從 頼朝公 忠久公へ

御付屬之谷渡愛染明王、御舊式ニ而毎年六月朔日於 御城ニ

御開帳御祈禱御坐候、此事ニ的中仕候』

一六月一日之事

一七夕之事

一七夕さうめんの事

一諏方御祭禮之事『此御祭禮之御座躰者世に傳寫御坐候』

一諏方御祭禮之時御座躰之事

一司江御祭禮之日、御前御酒もりの事

一八朔之御使者之事

一奏者之事

一御一家國衆江御寄合之事

一御寄合之御相伴之事

一御座敷奉行之事

一常住御手長之事

一殿中惣門之事

一御寄合之時川上殿之事

一御一家國衆江御光儀之時之事

一五ヶ日御掬飯頭ニ御酌之事

一御沓之事

一原田・松本道うちの御劍持申事

一御宮仕之事

『永祿三年十月の旧記に、忠久御下向之人数代々役人之事と

ありて、本田御幡奉行、酒勾御沓役人、猿渡御劍役人、東

条・西条・鎌田・山田御下向之御役七人とかき、下に御幡指

左近尉、本ハ真幸・筒羽野の相京方なりしに 氏久公国合の
御合戦に戦死せしより、左近尉御幡指に為りしとあれハ、此

左近允を合せて八人なれハ、此にいふ御年比の八人此等歟』

一 八人御年来之事

一 御吉書御捻飯之御座之事

一 十一日、御見かゝミ御三献之事

一 十一日、御吉書御三献之事

一 十一日、御吉書之時、老中筆者扱之事

『永正十三年四月廿五日、琉球文船着岸、使僧天王寺、使者謝那大屋子、同年又使船着岸、使僧建善寺、使者西殿と他書ニ御座候、又上井日記に、六十年前の日記通進上物等持参仕候旨琉為申茂、此時を指て為申ニ可有御坐候』

一 琉球紋船之事

一 同赤かミ衆座敷之事

一 同下部之座敷之事

一 琉球より進物之事

一 琉球人宿江調之事

一 御屋形様より世主へ御返禮之事

一 御返禮なき以前ニ御屋形様使僧使者宿へ御光儀之事

一 殿中江琉球人参上之時之事

『文龜三年十一月廿一日、忠治公御年十五御元服其事ニ茂可有御座

哉』

一 御けんふくの事

『近江守忠武江又三郎忠治公より為被成下御書ニ就祝詞申通候、令啓候、抑於自今以後者弥自他之満足益可申加候、仍太刀貞次一腰・馬鹿毛一疋進上申候、誠表佳例候、恐々謹言、十二月十三日と御坐候、忠武為被参歟与被考申事御坐候』

一 新納殿多ほし親ニ御参之事

『忠幸入道ニ飄齋天文八年七十二御卒去、御額メサレ十八九ニシテモ文一忠幸様御ひたひめされ候御祝之事
明十八年比ニ相當可申歟』

一 御代祝之御座敷之事、

『忠治公永正五年御家督またハ、勝久公永正十六年御家督為御祝ニ
て御坐候哉』

一 御小者三そへきり三人之事

一 御はうの事

田嶋駿河守
『重房』

伊地知越後守
『重實』

本田因幡守
『兼親』

桑波田觀魚
『讃岐守景元入道』

石井旅世
『丹波守義忠入道』

大寺宮音
『治部少輔安勝入道』

肝付越前入道【兼演入道以安】

『右ノ兼親・景元ハ、永正十八年ノ連署ニ見エ、十四年モ見へたり、義忠ハ、忠国公より立久公まで、安勝ハ、立久公より勝久公まで、以安モ同比より貴久公御代までの御家老衆なれハ、大抵永正中右の人數にて御代ノ御舊式を調撰ありし事目ならん、年号相知不申故、如此愚按書込仕置候』

2 『伊地知越右エ門藏』

移徙之日記

二ちう・すゑへい子云々
右之日記 忠國様御（移徙）わたまし（後）の儀式お都に使者登相傳させられ、于今書おかるゝ書なり、しかるお 忠昌様新藏之御わたましの時、彼日記おめし出し候を申請而書付候所也、可ひすへしゝ、

伊地知八郎平重房

『后越後守重實』

永正三年春三月中旬二日

『右五十九ヶ条の調撰にも重實召られ、如此御秘書まで方被仰付、子孫越右エ門五節供またハ、梶殿御節の圖或書傳等代ノ持居て、御移徙の式など勤来る職掌の家筋ニ為相成ニ可有御座候』

3 覚

一萬治三年子ノ八月廿八日ニ納殿衆伊東孫兵衛殿御取次ニ而從

光久公御當家御相傳之五節句祝之書并わうばん之書御写可被成之由 上意ニ付、指上御寫被成候事、

『萬治三年』 伊地知新左衛門
子正月吉日 『后ハ越右エ門』 重昌判

4 『竹内助一藏本』

御三猷組次第之事

一年中之五節供正月より三月三日・五月五日・七月七日・九月九日、是を五節供と云也、
一月之五節供と云ハ、正月元日・二日・三日・七日・十五日、是を五節『供』と云也、正月八月初なれハ是を用也、

5

御床掛物并松其外御飾繪圖略于此、
右之一卷、鼻祖從忠久主相傳年中之儀式也、而伊地知

宗子世司奉之、伊地知氏重順為其家之宗子到我祖義久

公之治國奉而行、彼因不幸而有事礙、伊地知氏庶子重

康代宗子重順奉之、是以此書重康之孫所收藏者也、取

而視之甚有條例、予以武城江府參觀之禮紛々不遑、今

不能盡行、因舊制略繁就簡、取其要者行之、以故新録

別作一卷附舊本之後、今子孫枝葉正月並五節供具各有

定格、更貽為永代之規鑑者也、

寛文元年辛丑十二月廿五日

源光久朝臣御判

6

右年中御規式之供具累代御相傳之格式當 御代略、以

所新録之一軸也、夫國君之政務先治其國、而往述職者

古往制度定也、而今

太守公趨江府之禮節者一朝而隔年歸者每歲也、因茲五節

等規式亦不遑盡行、嗟呼下民瞻仰而可感者在焉矣、然

重忠撫民之至情酷深矣、是以思之、將舊制格式略繁就

簡、殆非好容易者可知、是則禮制不可違者在于有司三

人長、此非予私行之所、奉

光久公命也、汝等欽哉、不可怠惰者也、

島津圖書

久通判

7 『寶永二年』

一西十二月十九日ニ、市來次郎左衛門殿御取次ニ而、八

郎兵衛ニ被仰渡候者、正月御規式塙飯之儀、此節より

伊地知越右衛門家ニ(格書)覺語仕候古風之書を本ニ被成調方、

御包丁人頭江被仰付候間、右之書御包丁人頭見合可申

儀茂可有之候間、左様成節者見せ可申由被仰渡候事、

一同日御包丁頭山下三左衛門殿來入候而被申聞候者、今

日市來次郎左衛門殿御取次ニ而被仰渡候者、正月塙飯

并ニ五節句之御規式、(綱書)大玄院様御代ニ重信弥左衛門

より鎌倉流之由申上相調候得共、向後者此方へ古來よ

り所持之御規式之書、(光久)寛陽院様より御寫させ被成、

角櫓并ニ御納戸江茂 寛陽院様被遊奥書被召置、其通

ニ向後御包丁人頭より可相調候、重信弥左衛門方江者

不被仰付候、重信家者何篇御包丁人頭へ相付、差圖次

第可相調由被仰付候、御包丁人頭方江茂 寛陽院様よ

り此方之書之写被下置候得共、塙飯之儀者相見得不申

候間、此方之書可見せ由被申候ニ付見せ申候、来正月

より者弥此書之通相調可申由被申候事、

一 重信弥左衛門近年鎌倉流之由 大玄院様江申上、正月

塙飯并五節句御規式相調候処ニ、此節佐多豊前殿よ

り御記録奉行肥後仁右衛門殿・市来源右衛門殿・田中

五右衛門殿へ調可申由被仰渡候ニ付、重信弥左衛門へ

御規式之古キ書可差出由被申渡、書物差出候處ニ、古

キ書尙通茂無之ニ付、右之通為被仰付由、山下三左衛

門殿より承候事、

寶永二年酉十二月廿日

伊地知越右衛門

【重昌】

右塙飯之書、山下三左衛門殿より被申上候ニ付、可差

出之由酉十二月廿日申来候ニ付差出候処ニ、同月廿五

日ニ山下三左衛門殿より被相返候、

8の1 『帖佐船津村百姓』

守護代吉書

一可興行神社佛寺事

一可專勸農事

一可修固鑿井葺事

一可執行大犯三ヶ條事

一可入部所々所領事

右伍條々被致沙汰状如

長祿二年正月四日

藤原國親

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三六六号文書ト同一文書ナルベシ〕

8の2

改年吉兆珍重幸甚、猶以不可有際限候、抑来十五日塙飯

之事、任恒例、令勲仕候、着少々預御助成候者、目出候、

恐々謹言、

長祿二年 正月四日

藤原國親

謹上 税所介殿

『按東鏡、正應三年北条貞時の執權たる時き、造作修理の用途
坑飯役五節供を百姓に充課するを禁制して、地頭の得分を以
て沙汰すへしとの申渡あれハ、國親の助成を乞入も課役の流
弊にや、但し 貫明公御代迄の坑飯役は、一段に錢三文つゝ
掛られしこと後に見へたり』

8の4 ※ 『調所氏藏

留守所下

諸郷院

仰下

参簡条

一可任例勤行佛神等事〔事脱カ〕

右、治國之法、佛神事為先、尤致礼具、可勤行、

一可修固池溝築堤事

右、初春要池溝堤為宗、尤可修固、

一曳殖苧桑漆等事

右、治務之道、苧桑漆為要、尤可曳殖、

以前参簡條、任下知之旨、可致沙汰状如件、

永正十三年正月廿日

大中臣篤則判

權大拯

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八六七号文書ト同一文書ナルベシ、尚本文書ハハ
の2号文書ノ下ニ記入サル〕

9 『島津撰津介忠譽日記』

一 永正十八年正月一日云々、

一 十九日ニかこしまへまいり候、同廿日朝御めにかゝり〔忠兼公〕

候、有間殿・五代殿・田代平二郎殿同道仕候、御暇申

候へハ、山口より客にんしはらく祇候申候へと、桑波〔景元〕

入道〔周防〕觀魚〔景元〕コトカ

田殿廿二日之晩氣御出候て承候間、致逗留候云々、
一 大内方より塩田〔鹽田カ〕卷岐守と申物、かこしまへ使者ニ参候、

正月廿九日に 御屋形様の御めにかゝり候、御酒にて〔目〕〔懸〕

候、さかなハ御ミしやうさかなにて候、くわへ三返ま〔端〕

てにて候、大内方より被進候御太刀一腰・おり地十た〔端〕

ん、又わたくしニ太刀・おりかミ使者の進上申候、
一 二月五日ニかこしまより帰候云々、

10 『全』

鹿兒嶋へ渋谷参上之時

享祿二年正月一日戊戌、かこ嶋にて早朝 五社ニ参候、

其よりかりやニ帰候て、せつく仕候て、申刻程 御内へ

まいり候、先豊州江御見参候て、其後拙者懸御目ニ候、

其後河上殿御まいり候者、御前にて御酒三こんにて候、

そうしや御年男にて候、其 豊州江参候、さけにて候、

二日、兩寺へ参候、其よわうはんニ参候、大雨にて候、

三日、河上上野守殿被懸御意候、其よ豊州にて夕めし

其よりわうはんニ豊州兄弟同道申候て、殊外御酒

四日朝、二日ゑい仕候、さる之時程福昌寺より使給候、

五日、池袋筑前殿御使ニかち木へ番衆進候

六日、ちんしゆへ参候、罷帰ニ雨にて候、

七日よ、わうはんニまいり候、御しやく申候、ゑとの内

衆兩人長野刑部めし出し給候、

11 『入来家臣入来院某藏』

忠隆之御代 座敷

主居

忠隆様

入来院又五郎

伊地知周防入道

高城秋月

伊知地縫殿助

伊知地縫殿助

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一八九六号文書・「同附録」一三〇二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔全〕

忠治之御代 自永正五年 重朝重聰 至十二年 隰州・霜臺参候、

主居

忠治様

客居

東郷彌次郎重朝

東郷隠岐守

入来院霜臺

東郷備前守

中居

客居

東郷弥次郎重朝

安藝守長久入道宗榮

樺山藝州

入道長久

重朝

重朝

重朝

重朝

重朝

重朝

重朝

重朝

重朝

重朝

重朝

【重信氏藏
横折用紙二丁】

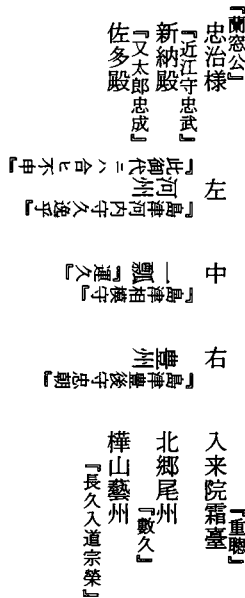
天文十一年十一月廿日一所衆三献之事

左馬助者入来院親類として参れ、此次伊知地殿参れ候
を、霜臺頻ニ斟酌候、依左馬助④次に珠全参候、自國衆
親類御座へ参候夏、常ニ無事にて候、

同左馬助

忠治之御代入来院殿参上之時

座敷之事



(本文書ハ「旧記雜錄附録」一六三二号文書ト同一文書ナルベシ)

厥外御一家國衆次々不覚候、

【彦三郎久信后ハ】
川上殿
【上野介久頼入道憲政】
右四人しき三こん
【讃岐守忠相】
北郷殿
【河内守義弘】
比志嶋殿
【島津】
【忠持】
新納殿
右馬頭殿
佐多殿
【上野介忠成】

右之御人数者古躰三こん
【石見守重朝】
入来院殿
【兵部少輔兼左】
北郷殿
【河内守義弘】
比志嶋殿
【島津】
【忠持】
新納殿
右馬頭殿
佐多殿
【上野介忠成】

右者渋谷三献也、

【島津右衛門大夫久定】
吉利殿
根占殿
肝付殿
菱刈殿
伊地知殿

右之御人数者三ツ肴三献也、

御老中

右者三ツ肴三献也、

諸地頭

右者けつりものにてかすのかわらけ参也、

國衆使之時

右者けつりもの 但ひら折敷、

談議所

右者先茶子参三はんてんしん吸物ニ而御参候、

但かわらけ盃也、

福昌寺

右同、但天目にてうけ酒参也、

道場

右同、但かわらけ盃也、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四四三号文書ト同一文書ナルベシ)

伊地知越後守重實日記

天文廿二年正月朔日、御社参、老中御酒持参被申候、御酒もりにて候、「大中公」御屋かたさま御しやく候、我等ハさし出不申候、御をく黄はん御さんこん候、御屋かた御より合候、後者我等さし出申候、

二日、ふくしやう寺へ御出候、せんもん衆さし出被申候、「地知」伊ちの家へ我等参候、「重實」大殿さまより太郎左衛門「日新公」討殿御使「者カ」夜入候てまいられ候、いしうみん其外より御さつしやう被申候、「殿」上さま中城へ御参候、

三日、典殿より使者ひや参候、吉田殿ひや参候、同心持参上申候、「大中公」御屋かたさまおくへ御出候、すへんの御酒

参申、おもての年をとこおくへ参候、持参の酒被申候、吉田其外よりさつしやう、御ひかしさまより九こん御持候、

〔御東様とは玄佐自記に、御座所鹿尾島 貴久様 御母公様まします御東と奉申とあれハ、日新様御夫人寛庭様御事ニ可有御座候、薩州家重久御女ニて永禄六年御逝去也〕

四日、しゆと被参候、しゆんいちくよりつかた大夫御酒上申候、「御十九」又四郎との女中被参候、伊集院より御たる参候、

五日、めうこく寺たうちやうりんかうあん其外ひし、「河田飛弾」ま・かハた御さつしやう候、出羽との参上申候、「羽カ」

六日、吉田東また衆中参上候、おく御ひかしへ参候、「秀カ」七日、又四郎かり屋へ参し候、黄幡すハうぬき、「忠平公」

八日、いそのかりにて候、御すハの太夫中嶋神殿より御酒上申候、「儀」

九日、伊集院・いさく其しうく寺家衆被参候、風呂にて候、「伊作」

十日、吉田東光院被参候、丞殿へ御出候、「頸挂」十一日、くそくきはしめ也、馬のりはしめ、おくにて

夕御代申候、〔典カ〕「既」〔忠将〕ニ参候、

十二日、下かたぜんげ被参候、自其たか野ニ出候、
〔瀧〕「禪家」〔鷹〕

十三日、今泉「寺」〔座主〕玖山さす参候、やまと、の御代申候、
〔旗州〕「忠俊」〔伊集院忠朗〕

せつせう御参候、
〔喜入四代〕

十四日、かふりたけしやうくう被参候、せつせうおくニ
〔旗州〕「忠俊」〔奥〕

参候、曲きう其外あまたニ御より合にて候、
〔既〕「忠将」〔數多〕「寄」

十五日、河野邊・山田・高城之地とう被申候、たうちや
〔道場〕

う・大こう寺へ参申候、大すみより黄幡、
〔奥〕「禪」〔清水〕「境飯」
〔本田紀伊守兼親委城去レハ、此頃ハ
右馬頭忠将領カ〕「四ヶ所」

十六日、御連歌、其すき候て、四庄の人衆から立有、連
〔追加〕

衆ハ御参候て、つかニあひ候、所々の人衆ことくく
〔召〕

めし出しにて候、

十七日、かハ山殿・新納四郎殿・三郎四郎殿、いちく・
〔禪〕「安藝幸久」〔武久〕「島津忠賢」

かちきへ御代にて候、其より風呂呂にて、曲きうへ御出候、
〔加治木〕「既」〔忠将〕

くまのたけ光大寺鬼あなこんさうゐん被申候、曲きう御
〔熊〕「嶽」〔金藏院〕「忠将」

宿にて能申候、

十八日、いちしうゐんより御使そう以安の宿へ御出候、
〔乘院〕「僧」〔肝付越前兼廣入道〕

御友申候、津殿へも御入候、

十九日、いりきノゐん・けたうゐんより使者水月寺、
〔入来院又五郎重綱〕「邪答院河内良重」

廿日、春山の御かり、廿一日
〔符〕「ママ」

廿二日、妙谷寺参候、
〔尚久〕

廿三日、又五郎との御参上候、助七との同前ニよりあひ
〔供〕

申候、自其御ひかしへ御友申候、御代にて候、
〔三原重秋入道昌安〕

廿四日、遠江被申候、自其谷山まで御越候、
〔三原重秋入道昌安〕

廿五日、御連歌、谷山まで御越候、
〔加世田〕「三獻」

廿六日、かせたへ御着候、御さんこんすき候て、御代参
ニ候、
〔今ノ日新寺其比ハ保泉寺也〕

廿七日、今泉「寺」・法泉寺御上候、御屋ちにて御代、
〔保〕「地」

廿八日、別而の御代にて候、てんきう・さんせう・いそ
〔典既忠将〕

く・いてう・遠江御てんしんニさつしやう、
〔川上忠克入道〕「點心」〔雜論〕
〔意釣カ〕「三原重秋」

廿九日、御かりにて候、 卅日、太郎上候て御代被申候、
〔狩〕

閏正月

朔日、御屋ちにて先御代、自其今泉「寺」へ御出候、
〔地〕「宿」

二日、御屋とへ、大殿さま御申候、又後御屋ちへ御参候、
〔日新公〕

三日、【保】法泉寺へ御出候、【大中公御姉】南、【今ノ日新寺】御みなミさまへ御参候、【肝付河内兼頼】

五日、大ことの御代御申候、

六日、御屋ちにて朝御代、其より地【頭】とう御代被申候、

大とのさまより御【腰】こしの物被下候、

【按重實譜、採此賜刀事為 貴久公賜、據此所謂 大殿指 公、然則 御屋形云亦非 公而 似當 實明公、姑湊博識爾】

七日、御屋ちにて御代被下候て、其よりあた御【阿多】かりニの

ほり申候、

八日、御屋ちにて御代、それより御【狩】かりたふせ、其よりいさくノことく御出候、【田布施】

【伊作】

九日、二郎さへもん御代被申候、朝ハ御社参御申候、【左衛門】

十日、御連歌にて候、又四郎殿・又六郎殿御参候、【御十九】忠平公【御十七】歳久君

十一日、源太夫御代申候、十二日、田尻ノ御【狩】かり、【伊作大女八幡ノ祝子】

十三日、ミくほの御【狩】かり、其より谷山ノことく御出候、【鹿兒島】

十四日、かこしまへ御つき候、【寛屋様】東

十五日、何たる事もなく候、御【周防守重貞子】ひかしへ参被申候、【周防守重貞子】

伊地知越後守 重實

14 【上井覺兼日記】

天正三年乙亥正月吉日

一元日、烏帽子上下ニ而祇候申候、御社参之御供申候、【義久公】

御帰殿候て、御老中江御三献御寄合候、各茂御酒御上

候、従夫皆々在所へ帰候而、御【地】椀飯に晩氣罷出候、伊

地知殿椀飯にて候、當所衆茂被相従候、【周防重興】 【孫カ】

二日、是も上下にて出仕申候、福昌寺江御禮被仰候、

御供申候、従夫長谷場織部助殿同心申候而各禮申候、【也】

晩氣伊集院之椀飯にて候、罷出候、

一九日、金吾様御假屋江 太守様御禮被成候、終日之御

酒宴にて候、御馬進上候也、我々茂御供申候、【也】

二十日、如常祇候申候、此日談議所へ御申請にて候也、【天乘院也】

御供當候得共、就別用ニ、御老中御留候也、

十一日、如常袴片衣にて早朝出仕申候、此日永吉・吉

利・加治木之椀飯にて候間、申【吉利下總忠澄一所】計上下にて出仕申候、【肝付三郎五郎兼寛一所】

戌時計御差出候、御前ニ故鉢三献参候、三献目ニ拙者【覺兼】

被召出候而、削物計にて御相伴申候、御一禮候而【忠澄】其後

被聞召候、即御盃頂戴候而退出申候、其後吉利下總守

殿御差出候、是茂削物計にて御盃御頂候、其後肝付三郎【兼】五郎殿被罷出候、是も削物計にて御盃被頂候、頼而御酒五篇参候、御次ニ吉利殿、其次村田殿、其次拙者、客居上喜入殿、其次平田殿、其次肝付三郎五郎殿【兼】此衆にて候、已上五篇参候、二返目に三郎五郎殿酌にて候、三献目総州御酌候、四度目ハ大寺大炊助御酌被申候、五度目ハ拙者御酌申候、三献目時、吉利殿・肝付三郎五郎殿・拙者三人江御酌被成候、謹被下候也、
【河野氏】一王太夫祇候申候て御酒宴申候、
【重秀】一此日、御談合初ニ而候、条数餘多にて候、伊地知勘解由殿・拙者御使申候、先々吉日之間、五ヶ条被仰出候、其条々、一神社佛閣修造興行之事、一御弓箭之事、一一下大隅移衆之事、一菱刈繰替之事、一諸法度之事付錢撰事、此等之儀被仰出候、各地頭衆承、中宿へ被罷帰候、
一十二日、如常出仕申候、昨日被仰出候五ヶ条之御返事、諸地頭不揃候へとも、祝【①と候】候として、大形御返事被申候、昨日之兩人して申上候也、

15の1

此日伊集院右衛門大夫とのへ御光儀候也、我々ハ御供之由候つれとも、配當申せと候て、平田濃州【光宗】本田下野守・同刑部少輔・拙者終日罷居候也、
【正親之】一十六日、御連衆ニ参候、御座配、主居、御次川上殿、【忠長之】「高城」【光宗】「忠亮」【親左馬頭殿・珠長・平田濃州・新納刑部太輔・本田因治】伊集院右衛門兵衛尉、客居、不断光院、新納殿、知善・意外・賀雲・川上筑前守・町田伊賀守・拙者、伊地知勘解由・平野丹後守此衆也、
【重秀】一十七日、如常出仕申候、此日本田紀伊守・同名若州之宿にて 太守様御申請候、御供申候、
一十九日、太守様加世田江御越候也、拙者ハ御供當候得共、御配當之儀ニ依而被召留候、此日、永吉へ越候也、
【平瀬氏舊傳集】
義久公御代【境】椀飯
一青銅三千疋 一御樽拾荷但五十盃入
一餅目籠一竿 一猪二丸但二竿
一鯛魚十掛一竿 一雉子十二一竿

15の2

【大史伊地知重英調書】

一 鴨十二一竿 一 塩俵一竿
 一 目籠九色一竿 一 ござ
 一のし 一 山いも
 一 栗 一 里いも
 一 ところ 一 おやし
 一 だひく 一 かつをぶし

右之如く伊地知氏より初り、慶賀之頭、鹿兒嶋・伊作・田布施、椀飯錢田方一段ニ付錢三文ツ、うけ、

一 正月元日両家 御目見之事、
 右、毎年元日伊地知・本田与次第如此ニ罷出候、二人計獨禮ニ而、御年男奏者ニ而候、左候而惣様出仕之衆被遊 御覽、 御社參被遊候、中古より川上將監殿兩家之初ニ被罷出候、何故ニ獨礼をケ様ニ御取分被遊候哉与考申に、
【永禄十一年正月廿日、於馬越蒙徳、二月三日不瘳死、年三十三】
 左近將監久朗無餘儀戰死被仕候故、其御感ニ而ケ様ニ子孫迄茂為被仰付由、彼家傳ニ有之候、中古迄者ケ様之事別而御取分為有之事候、然者右川上

15の3

※『此椀飯の事、東鑑の中に年々見得候、大略正治二年庚申正月一日北條殿獻せられしより、二日常胤、三日義澄、四日廣元、五日八田知家、六日相模守惟義、七日小山朝政、八日結城朝光、十三日土肥彌太郎、十五日佐々木定綱、十

氏不被召出候前者、伊地知・本田兩家計社、元日ニ獨禮仕候云々、
 一年頭ニ兩家より椀飯進上候事、
 右秩父家ハ元日一番ニ進上仕候、本田家者十五日進上仕候、此椀飯之事ハ、頼朝公之御時より為有之御規式ニ而、元日者千葉介・北條、十五日ニ者外様衆より進上と東鑑ニ見得申候、於御家ニハ、元日一番ニ伊地知、夫より二日三日迄有之候、七日者平田家ニ而、十五日者本田家ニ而候、此椀飯之事ハ、鎌倉之古風ニ而候付、
【光久】
 寛陽院様御代初之比迄ハ為有之由候得共、今ハ此御規式を見為申人茂無之候、伊地知ニ者此御規式之圖、又者飾様など書付為申物共有之候事、
 元禄八年亥五月十八日 伊地知【重英】助右衛門

八日島山重忠など献したる類、其外元久二年乙丑正月一日
遠州、三日千葉介、また承元五年辛未正月一日相州、二日
廣元、三日朝政、また建曆二壬申正月一日相州、二日廣
元、三日朝政献上の例にて考れハ、元日はいつれ尼將軍の
家元北條時政より代々一番に上られしと見ゆ、然るに
御家の椀飯御祝も鎌倉の遺風にて、元日は伊地知氏より第
一番に献上し來れる古例を考れハ、先祖彈正季隨世々越
前州井筒城に居て罪を、尊氏に得たる時キ、道鑑公の請
冤に因り康永三年來て臣事す、時年二十九、公は其時御
年七十六御成あそばし、公の御年二十一なりませる御時ま
てハ、御曾祖西忍尼さま御存命の古証あれハ、西忍様より
得佛様ハ御舅、貞嶽院様ハ御姑にて、貞嶽院様御伯父島
山庄司太郎重光の子孫代々越前に居たる事共ハ、御姑さ
まより御聞おかせられ、西忍様より、道鑑公にも御語次
あらせられての事欵、本より越前の国すこしきなとハ、元
亨元年九月、道儀公より、道鑑公へ沙汰あるへき所々を
准置れし五ヶ条の中にも見へ、其上また彈正父伊地知八郎
季清は、道義公と御同番、また彈正は、道鑑公と御同番
役、此餘義なく、思召上られての御事に哉、御恩賞に申易
へ下され、尊氏も赦免にて罷下、段々御寵遇を蒙たる

事共は其譜に述おきたり、左ありて、元日の椀飯古より
御代々、竜伯公の御時まで一番に献上せし古証多く、天
正の日記に見ゆれとも、其由縁を詳にせず、今鎌倉の例も
て推考れハ、北條氏、尼將軍の家許にて、威權おもく一番
に献上と想われる例になすらへ、伊地知も本と島山重忠の
兄より流れし家なれハ、御國においてハ乍恐、貞嶽院様
御家許の場にして、元日一番に椀飯進上仰付られ来りし事
にもある哉、其詳なるを存せず、また文明年間山田聖榮八
十餘歳にて、彈正下向の訣且戦死の事共を、氏久御親父
之御名代ニ六ヶ国肥後之金隈と申所ノ合戦ニ島津氏久と名
乗テ討死す、さるに依て伊地知子孫も、御當代も御繁昌有
とかき、或ハ數ヶ所之御手負御難儀之處ニ、伊地知、御身
ニ替り、島津氏久ト名乗リ討死するに依て御助り候とも書
おける赴と、永祿十一年川上久朗無餘儀戦死の御感にて元
朝第一の獨礼ニ仰付られたる由、彼家傳に有との事共考合
すれハ、彈忠御身替の忠烈を旌表せられての御取訣にも可
有之哉与奉存候』

(本文書八一五の1号文書ノ行間ニアリ)

へ御出なされ候、客殿にて御茶御てんじんなどにて候欝、
宮仕不申候間、然々ハ不存候、御老中一人御座敷江御参
にて候、御かうでん百疋、寺よりも御あふぎ進上候、老
中ニも扇被遣候、それより景月へ御座候て御酒参候、修
正の御案内候得者、佛殿ニ御出候而大般若御いたゞき候
て、すくに十文字を御帰候、御帰宅御座候へハ、まち衆
御目にかゝり申候、定ふたいにさし出し申候、それより
御せく如前日、それよりいしうみんの御さつしやう参候、
御三こむハ二こんめまで、御一人之御前に参候て、三こ
んめに伊集院の地頭参られ候、御酒めし出しつねのこと
し、いしうみんの沙汰人酒被下候、長命祇候仕候、樽な
那珂西沙汰人等兼行地頭職、可令安堵名主之被仰下云々、素
んと給候、此日伊地知との宿へ御出にて候、むかしハす
はうひきとて御すはう被給、又わざと御すはうをこしら
へ候而進上申されたと承及候、各もすはう被引たと承
候、當年はいちゝ宿へ入御無御座候、晩景の御せく如
常、境飯之樽おくへも参候、
三日、御對面所にて先河上殿御對面候、式三献也、御太
刀進上、それより金吾様より御使者被指出候、削物被給

候、それより御せく如常、市来より御さつしやう参候、
いちくの地頭三こんめの時御座へ参られ候、昨日ニ同御
酒召出し、如前晩景の御せくつねのことし、わうはんの
御酒おくへもまいり候、
四日、談義所指出候、御對面所にて御見参候、御茶之子
にて御茶参候、又御汁参候而御酒三返計参候、其内に持
参之御酒参候、衆徒召出しにて候、又山伏衆さし出候、
しゆん差出候、諏方の太夫・内侍さし出候、何もなけし
よりうち参候、太夫ハ御酒給候、それより福昌寺へ御
出候、樽一荷、ふるのよくすへ持せ候、御帰宅を待居候
て、百姓衆さし出候、御庭にて御目につかけ候、又諸職人
いしうみんのまち衆定舞臺にて御覽候、町衆ハ大略御ゑ
んにて御覽し候と聞へ候、福昌寺にて御風呂へハ自然御
入候事も候欝、大略御入なく候、座頭など有合候へハ、
平家ナントかたる事も候、さやうに候得者、かならず折
紙をくたされ候、

五日、福昌寺さし出候、大門あき候、年男庭まで罷出、
『奏者』
そうしや仕候、御對面所にて御見参候、敷居の下まで

御屋形様御おりあひ候、先御茶之子ニテ御たち候、おもてに御座候而いぎらぬき候、其間に南林寺・興國寺・妙圓寺・雪窓院など御對面也、人ニより茶之子ニテ御茶もあり、御茶はかりもあり、それより又福昌寺御對面所へ参候て、御てんじんにて御酒三返計参候、御伴の僧衆一人御座へ参られ候、老中一人、又誰ッ一兩人も被参タル事も候、福昌寺御立候時ハゑんまで御送候、又御馬めし始候、御馬之口ニハ御既の別當立申候、御あふみを八年男をさへ申候、【昔ハ五日大追物始にて候あれとも、永正の五十余条には十一日御吉書の日に見ゆ、寛遠欵】既別當御かハラけを拜領仕候、昔ハ此日必御犬はしめにて候由申傳候、御犬始之時ハ御三こんに子細候欵、たゞ御馬めし始候時ハ、三ツさかなにて候、六日、淨光明寺・不断光院・伊集院の道場さし出候、御茶之子ニテ御茶参候、人により茶計も候、それより南林寺へ御参候、【御剃髪以後ノ御名ナレハ、追加ニ非レハ此年ニハ不審】是ハ龍伯様御代之事也、【美濃光宗】堀飯

七日、御節供如常、先糝参候、平田殿わうはん十二合、御座へなをり候、海山御ゑんに掛申候、さはハ御庭にかゝり候、御たる・てうしの青銅ハ御庭になをり候、さうめんも御座になをり候、御三こんには平田殿参られ候、

二献めの御かハラけはしめられ候、数返の御酒めし出し、如常しゆん罷出候て、大方三へんめの時分御酌ニ参候、それより召出しの酌とり候て、御すわう被下候、それより各々すわうぬぎにて候、平田殿内衆一兩人召出し、御酒給候、それより年男江三こん、元三に同し、晩景の御せく如常、さて鬼籠にて候、前ハ御年男をひ候由申候、此比ハ人をえらひ候て御をはせ候、當年ハ本田出羽守追申候、おに追過候而、やかてまめ参候、はちに入ながら御前に年男持参候を召候て御賞翫候、其后御削物にて御三献にて候、慶賀ハいしうゑんの慶賀、堀飯之時分仕候、

八日、伊集院の諏方太夫中嶋御花かう持参候、遠方の御百姓衆参候事茂候、不定候、老中衆などの内ニしやうう共申されたる事も候、

九日、廣濟寺さし出候、御茶之子ニテ御茶ニテ候、但僧の位によるへし、門中衆餘多差出られ候、人により御茶被給候、大日寺其外聖家衆あまた被指出候、

十日、伊作の大汝八幡の御水持候而、源太夫参候、おく

にてあかり候、此年ハ談議所より御しやうようにて候、
又明日御大般若にて候する由、年おとこ前より老中へ申
候、老中前より談議所江御案内にて候、

十一日、御大般若如例年、開白之時分御さし出候、それ
より御吉書御右筆硯文臺を持参候て、御前にて御吉書を
かき申され候、御判被成候而御老中衆何れも御座へ〔被カ〕参
候て、御吉書のよみあけを被承候、それより御三こんに
て候、御右筆も御座へ参られ候、御老中・御右筆何れも
〳〵百疋充被給候、それより御具足召始候、御三献年男
中公御代モ具足着始馬乗始十一日に見へたり
宮仕申候、兵具衆皆々御土器給られ候、それより諸所之
賀札候、御右筆衆御目にかかけられ候、先新納殿賀札より
御目にかゝり候、賀札持参候中間衆樋之間ニ而御目ニ
かゝり候しも年男奏者仕候、それよりおくにて御いたゝ
き参候、それより永吉よりの御雜餉参候、此年ハ上井殿
樽一ツ・しゝ美代へ給候、
十二日、市来南方の寺家衆参られ候、人ニより御茶之子
にて御茶、又茶計も、又只御目にかゝり候も、
十三日、伊集院・日置其外寺家衆多々さし出られ候、御

茶などの参候事ハ前日ニ同、それより圖書頭殿さし出候、

古鉢三献、それより佐多殿古鉢三献、それより北郷殿・

東郷殿・根占殿より之使者さし出候、

十四日、喜入殿さし出候、古鉢三献也、其后菱刈殿古

鉢三〳〵ん、又ひしかり兩院よりの御雜しやう参候、御三

献、二こんハ御一人之御前ニ参候、三こんめに大口の地

頭其外の地頭皆々一度に参られ候、是ハ早晚ハ昨日十三

日ニ参候、當年ハさし合之儀候而今日参候、召出し其外

早晚之儀ハかはる子細無之候、

※『菱刈兩院の地頭皆々一度に参らるとあれハ、羽月地頭猿

渡掃部介信光・平和泉地頭伊地知民部少輔重康・湯尾地頭

梅北宮内左エ門國兼など、此秋の水俣御陣賦にも見へたる

にて考ふれハ此等ならん』

十五日、枕山殿さし出候、古鉢三こん、敷根殿けつり物

也、坊之津・泊津の御かり屋百姓衆御目にかゝり候、そ

れより宮内之御かり屋、日向八代の御仮屋、濱之市の別

當、樋之間にて御目にかゝり候、それより御節供つねの
御額掛られ御座の名も改められしと、高島新阿彌小坊主の時と申たれハ、
ことし、それより本田塩飯十二合御座になをし申候、御

明和・安永の間にもあるへき欵、後の日記に通りの間とあるも此御座と
 ゑんのかさり・御庭のさは、元・三・七日同前、御三
 奉存候」
 んに八本田参候、二こんめの御かハラけをはしめ申候、
 めし出し已下之儀ハ前に同し、本田悴者三人召出し候、
 かち木殿内者一人罷出候、なけしのうちにて御酒給候、
 諸所之沙汰人なども罷出、御酒給候、さて、年おとこに
 三こんよりあひ如前、晩景の御せく如例、

本田大炊【公親】太夫書之、

一天正十年壬午正月朔日、朝小坂屋御いるりニ火おこし
 候、御茶之湯も仕候、其より御對面所江御指出候て、
 老中衆平敷居の上に奏者申、懸御目候、其後おもてへ
 被成御指出候て、川上左近將監【久辰】・本田紀伊介【重親】・伊地知
 又太郎【重順】なけしの上ニ奏者申、御目ニ懸候、其より衆中
 次之間にて御覽候、やかて御社参、諏方・戸柱・稻荷
 にてハ御三献、春日・若宮ニ而者御塩計也、御帰候得
 者、如恒例御對面所にて御手懸上【ケ】付候、其より
 御節供如常、此日之埵飯者伊地知又太郎【重順】被挙候、わう

飯」
 はん前に老中衆太刀持参候、やかて三「ッ」肴にて加
 「ハ」三献御寄合候、其後懸地頭衆太刀持参、やかてひ
 やニてめし出被給候、其より埵飯、初献より伊地知又
 順【重】太郎被参候、此日しふ【渋谷】や太夫御酒宴ニ参候、召出之時
 谷山之衆中・垂水之使者御酒被給候、奥江樽沓ツ・さ
 ほ三ツ上申候、古後東膳正江樽沓ツ被給候、銚子之料
 足ハ納戸江渡候、此日護摩所江樽沓ツ、下「ノ」年男
 持参申させ候、又沙汰人江樽沓ツ被下候、重信老岐守
 おくにてめし出被下候、

一二日、御座敷は「掃」初候、おくも同前、御茶うすおこ
 し候、御いるり同前にて候、下「ノ」年男御庭は「掃」
 初候、此日川上上州太刀御持参、三肴ニ而加三献也、
 其後入道衆平敷居之上ニ奏者申候て、御目懸候、其後
 雲齋下の平敷居の上にて懸御目候、かつらめ上の平敷
 居へ奏者申候、老せ衆通之間ニて被成御覽候、此日三
 官・唐人も罷出候、其より福昌寺江御光儀なされ候、
 香典百疋、同朋衆とりつかれ候、御舊例之大般若有之、
 御帰候而町衆通之間より御覽候、中紙五拾帖上候、其

より御節供如常、此日金峯山之はなかう奥ニ而上候、

其後院飯三献めに町田出羽介被参候、めし出之時、諸

所の衆も同前に御酒被給候、沙汰人七人めし出也、長

命【今ノ柏氏祖】太夫樽一ツ被下候、此日御假屋江樽一ケ・同看下

「ノ」年男持参候、其より

一三日、川上殿太刀御持参、式三献御寄合候、其より土

持彈正忠太刀持参、三看ニて加三献也、等雪罷出られ

候、其より祇候衆御覽候、其後津留讚岐守如例年若魚

進上候、伊豆守小鮎進上申候、通之間ニ而御覽候、此

御看ハおおくのこたく上申候、其以後御節供如常、此日

之【國真地頭所】院飯市来にちう・瓶子・樽十荷、同朋参合候てな

し候、三献めに比志嶋宮内少輔被参候、其後新納越後

守太刀持参、削物ニて加三献、其より御酒参り候、御

酒盛如恒、めし出之時諸所之人衆差ませて被給候、古

後東膳正・同朋衆重信めし出被給候、又早晚のこたく

沙汰人めし出被下候、此日も渋谷太夫罷出候、古後如

常たる老ッ給候、又比志嶋之内衆一人めし出也、

一四日、談義所伊勢上総守殿御指出候、談議所江者御茶

子ニて御茶也、其より衆徒中罷出られ候、御しるにて

三献参候、三献めに持参之御酒しやくニて御上候、聽

而御しやくにて給候、また衆徒中召出也、伊勢殿江ハ

三献御寄合候、三看也、其後三輪之使僧被召出候、茶

計被給候、昌学坊・大善坊平敷居之上ニて懸御目候、

續而山伏衆被罷出候、其より高崎大炊助太刀持参、削

物ニて御ひや也、しゆん罷出候、下之平敷居之上にて

御覽候、次ニ當所之諏方太夫罷出候、御酒被下候、御

穀供、年男御前江持参候、内侍罷出候、御酒ハ給ハラ

す、其同前に塚田祝子はなかう上候て懸御目候、其後

帖佐別當通之間より懸御目候、中紙二十帖上候、其よ

「此日の御吉書は御手自の御筆取にて、天正十九年正月二日、天筆和

り御吉書削物ニて加三献也、福昌寺へ被成御出候、風

合樂とあそはしたる類と奉存候」

呂よくすニ樽一ケ被下候、御帰るさに、御庭にて百姓

衆被成御覽候、下之門百姓・諸職人通之間より御覽

候、其後御厩江樽壹ケ・猪遣候、又御鷹衆江樽壹ケ被

給候、此晚節分之院飯指宿也、にちう・樽六御座江ハ

十年正月四日夜の節分も皆願娃久虎一所指宿より院飯進上と見ゆ、如

何なる由縁にや存せず」

参、其後内座へ御座候而御寝なされ候ニ、火とほし候て、年男春に成候由候へハ、臈て御てうつ参候て、御對面所江御指出候、其後麦之めし参候、其より御酒宴【久虎内衆】如常、津曲宮内少輔如恒例赤貝めこ五上候、衆中召出之時、古後東膳正・同朋衆重信御酒被下候、此篇之ずゑニ津曲【召】めし出也、其後樽一ツ・赤貝うつらのさは一ツ・めこのさは一ツおくニ上候、此日ハにちう・瓶子、古後東膳正江給候、

一五日、福昌寺御参候、大門明也、年男雨落迄罷出奏者仕、御座ニ申候、臈而御對面所江御指出候て、御茶子ニて御茶也、其より御支度かへさせられ候、其間ニて【天海】んかい・南林寺・興國寺、又雪窓院御茶計被給候、東堂達者御茶子御茶也、其後福昌寺天界、老中御座江御参候て、點心参候、此半ニ俗一座頭懸御目候、其後田布施之地頭指出候、太刀持参、削物にて加三献、其後蒲生別當罷出候、中紙卷束上候、其後御馬召初候、御鑑年男ひかへ申候、御對面所ニて削物にて、御ひや参候、御盃大山肥前守江被給候、

一六日、不断【芳溪】光院道場御指出候、御茶子ニて御茶也、其後加世田ノ伊集院之道場一度ニ指出候て、茶計被給候、其後一察智善被懸御目候、其後森甚助罷出候、札御守上られ候、年男御前江持参申候、其より持参之御酒之時、御盃被下候、其後大田四郎太郎殿懸御目候、其後豊後之使僧被罷出候、御茶子ニて茶被給候、其次ニつ【津實】ぬ木之百姓三人、しらすニて懸御目候、其より蘇民之紙一東護摩所江持せ候、其後南林寺江御光儀、香典百疋参候、其より如常たういわひ申候、此日老中江年頭之御祝言、以年男被仰候間、南林寺江者御供不仕候、

一七日、川上上州御指出候、新納右衛門佐太刀持参、削物にて御ひや也、庄内より之使者削物にて御ひや、其後祇候衆被成御覽候、市来漢・同久見崎御假屋別當間丸通之間ニて御覽候、上原隼人佑喙之百姓内座ニて御覽候、瀬戸口与助扱之百姓しらすニて御覽候、一人ハ内ニて御覽候、其より御節供、御看經所江上候、奥も如常、其より平田濃州塙飯上候、十二合・樽廿四・鳥・魚・さうめん・銚子之鳥目百疋、御座ニ同朋衆参

合候てなおい候、其後御指出し候、初献より平田濃州【光宗】

御参候、其後頼娃左馬助指出候、三肴にて加三献、御

酒盛如常、三篇めにしゆんの酌にてめし出、先御前之

御肩衣しゆん頂戴申候、打續各かたきぬぬかれ候、同

朋古後東膳正・重信召出被下候、其後串良・喜入之使

者・平田濃州之内衆一人召出、いづれも肩衣ぬかれ候、

其より所々之沙汰人次之間にて召出也、此日奥江御樽

一ヶ・さほ上候、渋谷太夫江樽二ヶ遣候、一王太夫し

ゆん重信へ樽一ツ宛遣候、又御小者・御中間衆江樽一

ヶ被下候、伊作・田布施之初狩之し【ハ】、行司兩人持参

候、し【ハ】ハ納戸江渡申候、

一八日、吉田興化寺・曾木之皇徳寺忝度ニ指出候て、御

茶被給候、其後川内之聖家衆懸 御目候、其より熊野

之使僧使者被懸 御目候、使僧江者御茶被給候、八代

より之使僧懸 御目候、此日伊集院中嶋諏方太夫通之

間より懸 御目候、御はなかう上候、御目につかけ候て、

おくのことく上申候、其後川邊之別當式人、通之間より懸 御目候、紙二束上候、此日御老中江御寄合、終日

之御酒宴也、

一九日、廣濟寺御指出候、御茶子にて御茶也、庄嚴寺御

茶子にて御茶也、龍雲寺・金州寺・禅勝寺・総禅寺・

龜仙院忝度ニ指出にて、茶計被給候、其後多寶寺御茶

計参候、つきて諸所聖家衆指出候、禅宗衆茂同前ニ指

出候、此日圖書頭殿太刀持参、古鉢三献御寄合候、大

野治部大夫三献三肴也、從左衛門督殿御使者、削物に

て御ひや、川田駿河守使者、太刀ハ年男請取候て懸

御目候、使者次之間にて御覽候、其後大坊・本学坊・

萬福坊懸 御目候、此日加世田之はかり之し【初狩】、参候、

行司者通之間にて懸御目候、早晚之如く、し【百引】ハ納戸

江渡候、其よりもひきの竹下両沙汰人、通之間より懸

御目ニ候、百姓ハしらすにて懸 御目ニ候、

一十日、大村之出家衆指出候、其後串良道場指出候、其

後從飯野使者、削物にて加三献、其より伊地知平三郎

削物にて加三献、其後八代より使僧・田之浦使者就御

目候、井尻伊賀守罷出候、此日肥後より為使伊地知筑

後守下着ニ而懸 御目ニ候、其より源大夫御はなかう

上候、奥のことく上候、其後帖佐・山田之祝子通之間
ニて懸 御目ニ候、其從談議所^{【トコ】}へ御光儀也、此日明日
之大般若之儀、以御番衆談議所江案内申候、

一十一日、大般若、大門明候、下^{【本マ、】}ノ年男もらせ候、

開闢之時御指出なされ候、其後御吉書、老中・筆者御

座江參候て、削物にて加三献也、御祝物百疋つゝ各へ

被給候、其以後御鎧召初候、御三献ハ年男配膳仕候、

其より佐多殿太刀持參、古鉢三献也、根占使者削物ニ

て加三献、方々より嘉札參候、下年男請取候て、右筆

衆被懸 御目ニ候、其後ハ御吉書之境飯永吉也、御三

献めに本田紀伊守被參候、御座御酒宴如常、めし出諸

所衆打交て被給候、此篇ニ古後東膳正・同朋衆重信御

酒被下候、一王太夫召出被下候、古後東膳正江如早晚

樽一ツ被下候、美代木屋いわひに面々にちう・瓶子・

折むしろ、樽一ツ被下候、此日諸所より嘉札持參申

候、中間下年男奏者ニて、通之間より御目ニかけ候、其

より奥ニて御いたゞき常之ことし、

一十二日、日新寺指出候、御禮茶參候、其後玉泉寺・熊

岳一度ニ指出候て、茶參候、打續而平僧御目にかゝら
れ候、高洲之御仮屋別當通の間より懸御目候、此日御
鎧之餅參候、御座江川上殿・老中いつれも參候、從伊

作之御いたゞき上申候、

一十三日、伊作本坊・知光院一度ニ指出候、御禮茶參也、

其後社家衆兩人罷出候、其より成壽寺御礼茶也、其後

徳元寺・法華嶽寺差出候、夫より喜入式部太輔江古鉢

三献也、同又次郎・大炊助被罷出候、肝付三郎方三着

ニて加三献、東郷・入来院より使者、太刀ハ年男請取

候て令披露候、使者ハ二度ニ被召出、削物ニて加三献

被給候、夫より加世田くしら大坊懸御目候、其後澤源

六、去十一日八幡之大節供之御はなかう穀供持參候、

巨細年男申上候而、御ひやニて參候、纏而源六被罷出

候、此日野村慶綱指出候、同百姓三人通之間にて懸

御目ニ候、餘者しらすより懸 御目候、其より日州之

御仮屋通之間より懸 御目候、御百姓ハ庭より懸 御

目候、御假屋前より中紙巻束上候、

出候、「山崎地頭」「利綱カ」「長野地頭」「良時」「松山地頭」家
其後野村兵部少輔・遠屋信濃守・市来小四郎各
朗明太刀持参、臆而削物ニて加三献也、此日豊後之使僧御
寄合候、其より年繩上候、おくも同前、御看經「所」之餅く
たし候、奥のちう十五日晩にもくたし申せのよし上
意也、おもてニも同前、

一十五日、御對面所江御指出候、川上殿「久信」・老中出仕衆皆
々懸 御目ニ候、伊勢御炊太夫次之間ニ而懸 御目候、

御酒上申候、其後濱之市之別當・宮内之御仮屋、坊
泊・山川之百姓衆通之間より懸 御目ニ候、其より御
節供如常、御かんきん所へも御節供上候、此晩之焼飯
ハ本田紀州被上候、にちう・瓶子十二合・樽廿七、同
朋衆参合、御座江なをし申候、御指出候て、初獻より
本田紀伊守被参候、此日税所越「篤澄」前守持参之太刀有之、
削物にて加三献、伊地知伯耆守太刀持参、其より御酒
宴如常、召出早晚之ことく也、古後東膳正・同朋衆重
信御酒被下候て、已後本田紀州内衆三人召出、御酒被
下候、此日樽二ヶ・御看奥江上申候、御一臺に樽一ヶ
上候、御仮屋江樽二ヶ御看相添上申候、珠玄わかしゆ

19 『伊地知右京亮重則日記』

ニ樽一宛つかハし候、其より御節供常のことし、御看
經所之御節供もくたし申候、奥・おもてのにちうくた
し申候、其後年男江節供被下候、御對面所内之御座ニ
而、納戸衆相伴にて給候、

年男 伊地知又八「重元」

右同 本田又二郎「清親カ」

歳暮より正月之御儀正

修理大夫義久龍伯様御代

「一本伊地知駿河守日記」

天正拾壹年拾二月廿五日夜、節分ニ指宿の大飯に御ち
う・たる六ツ御座へなをし申候、其後御指出候時三献
参候、三献めに「左馬介久虎」鬚娃殿参被成候、其後内座ニて御しん
被成候ニ、年男火をとほし候て参なり、又御手水上候、
其後御指出候に、麦ノめし参候、其後酒盛なり、又い
つれも召出しなり、指宿の津曲方あか「若狭兼音カ」・ひ上候、器ニ
而召出な□、其後おくへ樽二ツうつらさはあけ候、御
假屋へ樽一ツ・うつらのさはあけ申候、

一廿七日、すゝミテの御祝、先御年の餅参候、やかてけつり物にてくハへ三献参候、手なかハしもの年男にて候、

一卅日ニ御年縄ひき申候、御對面所へにちう・瓶子・手かけなをし申候、おもて茂同前なり、御看經所御本尊ノ御前ニ、能比のもちい一折敷・こま餅二おしき、以上五折敷、又荷内所江よきころの餅三折敷、こまもちい二おしき、又御先祖いはいの御前ニ能比の餅一折敷・小餅一折敷・御ほろに能比のもちい一折敷、其後おくへ年縄引申候、二ちう・瓶子・手かけなをし申候、其後御せくつねのことく也、

天正拾二年

一朔日ニ先大門あき申候、小板屋へ火おき申候、御茶湯仕そろ、其後御對面所江御指出被成候ニ、御老中平敷居の上に奏者申候、其後おもてにて川上將監殿・伊地郎重順「紀伊守重親」・本田殿下の敷居ノ上ニ奏者申候、其後御社参なり、三社はくハへ三献参候、二社ハ御塩参候、五社共ニ御ひさつき百疋ツ、参候、護摩所も同前也、護摩

所ニ而御塩参候、其より御對面所にて御手かけ参候、其後御看經所江「節供」せく上候、其より御せく常ノ如、其後晩の御せく如常、其よりおふはん前ニ御老中衆太刀持参成り、三肴にてくハへ三献参候、其後諸地頭衆太刀持参候、やかて平敷居ノ上にて召出なり、其後伊地知殿「塚飯」あふはんニ二重十二かう・樽拾五なをし申候、海山同前、三献にハ初献より被参候、其從御酒盛如常、召出成り、器にて伊地知殿内衆三人召出被給候、其よりおくへ樽一ツ・さかなあげ申候、古後殿樽一ツ、沙汰人へたる式ツ、護摩所江樽壹ツ、慶賀へたる二ツ給候、二ちう茂同前なり、

一二日、先御座敷は「掃」はき初そろ、おく茂同前なり、御庭ハ下の年男拂初候、其從川上上野守殿御指出候ニ、三肴にて加三献参候、其從入道衆平敷居ノ上にて御目ニ懸候、其より福昌寺へ御光儀候、御帰さに町衆とをりの間より御目ニ懸そろ、杉原二束上候、其より御看經所へせく上申候、又御せく如常なり、其より晩の御せく参候、其より伊集院のおふはん「塚飯」、先樽十九なをし

申候、二ちう同前、御三献参候、三献めに地頭まいられ候、其より召出如常、所ノ衆さしませ候て給候、又諸所ノ沙汰人御酒給候、其より御かり屋へたる二ツ上申候、御小物衆・御中間衆へ樽一ヶ給候、又長命太夫へたる一ツ給候、慶賀江二ちう給候、

一三日ニ先御吉書被召候、廳而御弓あそはし始候、其より御けつり物にて加三献、御指出被成候ニ、川上殿御指出候、同太刀持参候、しき三献参候、其従金峯山の御花かう上候、おもてにてあけ候、又おくへもあけ候、其より津留伊豆方小あゆ上申候、やかて奥へ上申候、其より森喜右衛門尉殿御花かう・くつかた・御へい札あけられ候、器にて御ひや給られ候、其より御せく如常、又晩にも御せく参候、其より市来ノおふはんニ先樽拾九・二ちうなをし申候、御指出被成候に、三献参候、三献めに平佐之地頭・くまの城の地頭太刀持参候、廳而三献給候、其より御酒なり、如常召出、諸所ノ衆さしませ候て給候、古後殿・同法師衆召出なり、其より諸所之沙汰人器にて御酒給候、其より御假屋へ樽一

ヶさかなそへ候てあけ申候、又一の大的やへ樽一ヶあけ申候、又一王大夫へたる一ツ、下之年男へ樽壹ツ給候、

一四日ニ先談議所参被成候、又伊勢殿ハ南戸の間の次へそふ者申候、其より御前御對面所へ御指出候時、談議所御さし出候、先茶の子ニて茶なり、やかて御しる参候て、御酒参候、三返めに持せ、御酒御しやくにてあけ候、廳而御しやくにて給候、それよりしゆと衆何茂召出成り、其より伊勢殿へ三看にて、くハへ三こん参候、一度ニ大矢野方召出なり、次ニ山伏衆何茂さし出候、それよりしゆん指出候、又當所諏方太夫・市来塚田殿召出給候、又當所なひし・市来諏方太夫御目ニ懸そろ、此社家衆ハ次の敷居より御目ニ懸候、津留讚岐方若魚上申候、それより福昌寺へ御出頭被成候、御帰さに御百姓衆・御しやめん衆・谷山諸職人通の間より御めに懸候、其外ハしらすより御目にかゝり候、和田玄蕃允殿さはきの御百姓しらすより御目に懸候、一五日ニ福昌寺御参候、大門あくなり、御参之時年男あ

まうちまてさし出候てそふしや申候、先南戸間次ニそふしや申候、其より御對面所へ御指出之時、茶子ニて茶参候、それより天皆「福昌」・興國寺・崇禪寺・南林寺・妙國寺一度ニ指出候、御礼茶参候、茶子ハまいらす候、

又其外ノ禪家衆茂御目に懸候、何茂支度替にて被参候、又御指出之時、天「海」かひ・御老中一人御座江被参候、てんしん「心」参候、御酒中ニそく一さし出候て、御酒給候、其より金吾様御使者平敷居之上にて懸御目ニ候、それより北原彦次郎殿指出候、三肴ニて加三献参候、其従かまうの別當御めに懸候、其より岩切殿懸ノ御百姓庭より御めにかゝり候、其より御馬召初候、けつり物ニて加三献参候、

一六日ニ不断光院「芳溪」さし出候、茶ノ子ニて茶なり、其より一ノりやう道場ノ代に被参候、茶計給候、其より伊集院・伊作の道場一度ニさし出候、茶計給られ候、其より川田殿指出候、太刀持参候、けつり物にて加三献参候、其より北郷殿使者へけつり物にて加三献参候、其より御多賀江御参候、御ひさつき百疋参そろ、其より

護摩所へ蘇民紙一束あけ申候、其より南林寺へ参被成候、かうてん「香奠」百疋参申候、其よりたう祝申候、御對面所へなをし申候、おもて御看經所御いはひの御前茂同前なり、又おくも同前なり、

一七日ニ先蘇民御左ノ御袖に付申候、御腰物同前、其より御指出被成候、平田殿御指出候、太刀持参候、三肴ニて加三献参候、其より右馬頭殿より御使者けつり物にて加三献参候、其より薩州より御使者候、けつり物加三献参候、又市来湊の御飯屋別當、間紙一束ツ、あけ候、又ぐみ「久見崎」さきの御飯屋紙束上候、長谷場殿かゝりの百姓紙一束上候、帖佐の別當御めにかゝり候、八木殿・瀬戸口殿父子ノ懸の百姓・徳永源五左衛門殿懸之御百姓、何茂御赦免之衆はとをりの間より御めに懸候、それより御看經所へ御せく上申候、又御せく如常、又晩の御せく参也、其より鬼籠なり、やかて平田殿「垢飯」おふはんニ樽廿三・拾二かう、海山御座へなをし申候、又御三献にハ初献より御参候、其より顯「左馬介久虎」姓殿三肴にて加三献、それより野村兵部殿・同名備中守殿・本

け候、其より談議所へ、御光儀なり、

一拾一日ニ先御吉書、御老中衆何茂御座へ被成参候て御

吉書なり、けつり物にて加三献参候、筆者一人、御座

江被参候、料足百疋ツ、御老中・筆者一人に給候、

其より諸所の加札【嘉】、筆者御目に被懸候、其より御鎧召

初候、御三献如常、器にて平敷居ノ上にて兵具衆御酒

給候、其より諸所之中間衆下之年男そふ者申候、とふ

りの間より御目に懸候、其よりとくのふちの御百姓之

代ニ間参候、紙拾束あげ候、又間織筋一段あげ申候、

其よりわふはん前【垢飯】ニ上井殿【覺兼】太刀持参候、また其より永

吉のおふはんニ樽拾一なをし申候、御三献【めカ】に地頭御

参候、御酒盛如常、おふはん中には宮崎衆御酒上候、

たる以上十ヲ参候、宮崎衆も召出ハさしませ候て給候、

其よりおくへ樽一ヶ上候、兵具衆へ樽ハツ渡し申候、

それよりおくにて御いたたきあげ候、美代殿おもての

二ちう・折むしる給候、又樽一ヶ給候、

一十二日ニ日新寺・玉泉寺・熊岳寺一度ニさし出候、御

礼茶参候、其より諸所之禪家衆指出候、其より東持坊【長壽院】

盛淳ノ坊号【盛淳ノ坊号】、御礼茶参候、其より諸所之聖家衆御めに懸

さし出候、御礼茶参候、其より諸所之聖家衆御めに懸

られ候、其よりちうしよ【中書家久】様御太刀御持参、こてい三献

参候、御進上ノ御酒ハ御しやくにて御上候、其より愛

宕勝尊坊指出候、茶計給候、其より大坊下の敷居ノ上

にて御目にかゝり候、其より遠矢信濃守殿【良時】・大寺大炊【安辰】

助殿太刀持参、けつり物にて加三献参候、其より百引

の百姓衆しらすより御目にかゝり候、又内よりも御目

ニ懸候、永吉殿へ樽一ツ・岩元筑前守殿へ樽一ツ給候、

一拾三日、冠嶽寺・大日寺一度ニ指出候、御禮茶参候、

其外ノ諸所ノ聖家衆御目にかゝり候、おひの膳つうし【寺】

茶計給候、其より諸所之禪家衆指出候、福嶋之道場さ

し出候、其より野村慶かう御目にかゝり、百姓衆御し

やめんハ、通りの間より御目に懸候、何茂ハしらすよ

り御めにかゝり候、其より日州八代より御百姓衆参候、

御飯屋者内にて御めにかゝり候、其外ハしらすより御

目にかゝり候、其より如阿弥あつかひの御百姓紙一束

上候、しらすより御目に懸候、其より伊集院右衛門太【忠棟】

一拾四日、しやうしゆう指出候、御礼茶にて茶参候、其外禅家衆さし出候、其より飢肥の本坊さし出候、茶計給候、其外聖家衆さし出候、其より佐多殿太刀持参候、こてい三献参候、其より同太郎次郎殿平敷居之上ニ而『同嫡子』『久慶』御目に懸候、其より鎌三郎殿指出候、太刀吉田美作守殿御めにかかけ候、其より武蔵守殿・出雲守殿一度さし出候、太刀持参候、けつり物にて加三献参候、大口の衆中三人・都於郡ノ衆中二人、とふりの間より御目にかゝり候、其より東郷ノ使者にて候、太刀参候、作州御目にかかけそろ、けつり物にて加三献、其より根占殿使者、けつり物にて加三献参候、其より伊作のきやうし初かりのしゝ持せ参候、とふりの間より御目に懸そろ、しゝハ六丸にて候、其よりたかす衆とふりの間より御めにかゝり候、又山下筑後方とふりの間より御目にかゝり候、杉原一束上候、それより田代備後守殿・鎌田加賀守殿かゝりの御百姓、しらすより御目にかゝり候、紙一束上候、宅間与八左衛門尉殿かゝり百姓御目にかゝり候、紙三束上候、それより御鎧の餅参

候、何へも給候、其より御年縄あげ申候、對面所ノ二ちうくたし申候、おくの二ちうハおき申候、五日の晚にくたし申候、

一拾五日、先家久様御指出候、平敷居之上ニ御指出候、川上上野守殿御さし出候、佐多殿御さし出候、其より肝付弾正忠殿御参候、太刀持参候、其より祇候衆御目にかゝり候、其より坊とまりのくハひせん衆御目に懸候、とふりの間より杉原一束ツ、あけ候、又とまりより料足二百疋おさまり候、其より山川のくハひせん衆さし出候、杉原上候、又山川より大樽二ツおさまり候、其大樽ハおくへ一ツ、御かりやへ一つあけ申候、其より御看經所御いはいの前へ御せく上候、其より御せく如常、其より晩にハ本田紀伊守殿おはんニ二ちう拾二かう・樽卅五御座へなをし申候、三こんには初献より御参候、伊集院肥前守殿・税所越前守殿・伊地知伯秀守殿太刀持参、けつり物にて加三献、伯州はまいられすそろ、召出なり、其より御酒盛如常、又召出は當所衆・諸所衆さしませ候て給られ候、番衆召出なり、

20 『上井伊勢守覺兼日記』

天正十二年正月

同法(座)之衆古後殿・重信方召出給候、又本田殿内衆二人召出なり、其より諸所沙汰人召出成り、其よりあいらハより初かりのしハか二丸参候、其よりおくへ樽二ヶ・御かりやへ樽二ヶ上候、幸若太夫江樽二ツ・そく一江樽一ツ給候、二ちう十二かうハ慶加へ給候、

一十一日、早朝鎌田刑部左衛門尉政廣より使にて、参候由承候、此方より茂使者にて申入、殿中江罷出候也、別而御三献御寄合被成候①する義候得共、とても御吉書之御三献ニ参候間、其分之由候而、如早晚御三献ニ参候、御座伊集院、御次忠棟・親貞本田、客居忠長平田・拙者也、筆者本柄也、如恒例御判各頂戴申候、寄合中・御右筆ニ百疋ツ、被下候也、此後拙者舊例之御太刀持参仕候、百疋也、頓而御吉書之椀飯水長吉より参候、御座、御次平田光宗・永吉地頭本田紀伊重親守也、客居忠長・拙者也、数篇御肴にて御酒宴也、一

王唄共申候也、宮崎衆中御酒進上也、御樽五荷・御肴種々也、彼御酒拙者御酌ニ而上候、衆中ハ各召出之御酒被下候也、祇候衆江茂拙者酌にて召出候也、此日御鑑めし始候、御大般若如恒例、御寄合中各へ御禮申候也、皆々三献也、拙者御酒①持申候、衆中も樽一荷ツ、被為持候、同心申候衆中江茂各御酌共被成候也、此晚中書公御参にて候間、御宿江参候、三献御寄合也、拙者持参之御酒御酌申候、頓而又御酌給候、衆中茂樽一荷進入候、同前ニ御賞翫共候也、

21 『伊地知權左エ門藏』

伊地知勘解由重元御年男勤日記

十二月十八日

節分の抗飯御座へにちう・へいし・樽六・かハラけ代・ちうしなをし申候、其より被成 御指出、古鉢三献参候、額殿ハ不参候つる、三献目ニ御盃計町羽州給候、其より内座へ恒例のことく也、其より御指出候、御座へ平田久倍殿・町田殿 麦ノ召参也、五へん参候て御酒盛也、

其内各召出、古後殿・同朋衆も召出也、津留殿あか貝上

られ候、白濱次郎左衛門尉殿被懸御目候、平敷居の下に

て召出被給候、其より樽一ツ・さを二ツ奥へ上候、にち

う・へいしハ古後殿被^{〔給カ〕}候、三^{〔六カ〕}日けつり物加三献

参候、其より御年拵参也、御手長ハ下年男仕候、

卅日、御年縄ひき候、御對面所おもてにちう・へいしな

をし候、奥も同前也、其より物祝ニ御かんきん所大拵三

おしき、小拵二おしき、此内御いはい所へ大拵一おし

き、小拵一おしき、已上五おしき也、おもて御いはい所

へ大拵一おしき・小拵一おしき、已上二おしき也、御ほ

ろニ大拵一おしき、御になひ衆へわたし候、大拵四おし

き、御こしの物大拵一おしき、小拵おしき、已上六おし

き、御になひ衆へ渡候、矢筒ニ二ツ、五わたり祝候、其

より御たらひ・ひさけ^{〔提子〕}小板屋ゑんへなをし候、其より御

節供常のことし、

天正十四歳正月吉日

朔日、御いるりへ火置候、茶湯□候、其より大門明候、

其より御對面所へ御指出候、座中かミの平敷ぬにて懸

御目候、其より面にて本田殿なけしの上にて懸御目候、

其より御社参也、三社にてハ三献参候、二社ハ御しほ也、

百疋ツ、五社へ参候、護摩所も同前也、取次ハ□脇殿、

御劍替ニハ本田刑部少輔殿^{〔正親〕}乗物かきて兩人にて可

有由相定候、御帰候て、御對面所にて水かけ上候、其よ

り御かんきん所・御いはい所へ節供上候、其より御節供

如常、其よりわうはんう^{〔坑板〕}□山十二合、にちう・へいし・

樽十一・盃代百疋なをし候、其より被成 御指出候、老

中太刀持参、諸地頭も同前也、其より老中へ三着にて加

三献参候、其より地頭へ召出也、其より伊地知殿指出

候、古躰三献参候、其より老中御座へ被成参、数へんの

御酒、しふや参候て御酒盛也、其より各召出、古後殿・

重信も召出也、其より伊地知殿内衆三人召出、五へんめ

に伊地知殿しやくにて上られ候、やかて御しやく被給候、

老中も被成給候、其より奥へ樽一ツ、古後殿たる一ツ、

蔵允へ一ツ、護摩所へ一ツ、其より百疋ハ納殿へ點合申

候、うミ山十二合ハ慶賀へ給候、

二日、御座は^{〔掃〕}き候、^{〔圍伊裏〕}いるり、茶うす、其より下年男御

延命院茶給られ候、其次吉田要秀院・北戸寺指出候、其

より當所伊集院衆徒指出候、其より山伏衆かミの平敷の

ニて懸御目候、其より伊勢殿三着加三献也、其より清水

の使者被懸御目候、其より愛宕之使僧おもてのゑんより

指出候、其より六介通のまより指出候、しゆん指出候、

諏方太夫御こつづくにて申上候て、平敷ゐにて御酒被下

候、つか田殿も同前也、ないし指出候、其より福昌寺

内也、其より御吉書〔御内輪ノ御揮毫ならん〕加三献参候、御帰之時

免〔谷山の諸職人通のまより罷出候、百姓衆も御しやめんの衆ハ内より罷出候、其外柴居より懸御目候、福昌寺へ樽ニツ参候、

五日、大門明候、福昌寺雨内まで出合奏者申候、かミの

まへ奏者申候、御對面所へ被成御指出候、ちやのこ茶也、

其より興國寺・南林寺・妙圓寺御禮茶也、其よりゑとう

院・節宗院茶被給候、其よりせんげ衆悉指出候、其より

福昌寺支度かへ候て御指出候、御座へハ興國寺・南林

寺・ゑとう院・老中一人御参候、てんしん参候、さかつ

きハ天目つき御酒也、御酒なかは〔俗一〕ち指出候、奏

座頭

者さとうの右の袖を取て懸御目候、〔座頭〕同前也、其よ

り蒲生の部當通の間より指出候、其より岩切殿抱の百姓

柴居より懸御目候、其より御馬めし候、御あふミひ

人ニけつり物加三献也、そのかハラけちうしニうけニ候

て、〔土器〕大山殿被給候、〔屬別當〕肥前守綱秀

六日、芳溪御指出候、茶の子茶也、道場ちやのこ茶也、

其より伊集院道場指出候、其より一りやう指出候、金吾

様より御使者也、其より忠平様御指出候、大門明也、

其より奏者御門より〔久倍嫡子〕に町田五郎太郎殿〔忠綱〕奏者候、

式三献参候、其よりさうに参候て、肴ニツ参候て、三へ

ん目ニ持参参申候、御しやくにて御上候、即御しやくに

て被成給候、其より老中・年男召出也、今日南林寺へ被

成御参候、かうてん百疋持せ候、其よりたゝいわい申

候、其よりそみんの紙一束・杉原一帖護摩所へ下、とし

男〔蘇民〕おとこ持参候、しふやへ樽ニツ・おりニツ遣候、

七日、圖書頭殿御指出候、古鉢三献也、御持参まいり申

候、其より川上殿・老中祇候衆御目かゝり候、其より市

来湊・くミ崎・さ□のノ衆、通のまにて罷出候、長谷

殿・八木殿・□殿・徳永殿彼衆の百姓、通のまより罷

出候、徳永殿百姓鹿二丸・皮二まい【枚】上候、納殿衆皮ハ糞【丹波守】輪殿へ點合申候、十八貫罷出候、百疋□朝そみん御袖【蘇民】

へつけ申候、御こし物のそみん・御たらしの物も御にな【荷】ひ衆へ渡候、兵具衆へも同前也、其より御たらし御手火

矢あそはし候、けつり物加三献也、其より御節供つねのことし、わうはん樽廿三御座へなをし申候、先□上井殿・遠屋殿太刀□上井殿・多殿三肴也、□献也、平

田殿□指出候、古鉢三献也、其より 忠平様被成御指出候、御座へ圖書頭殿・多殿・上井殿・平田殿也、四へ

ん目にしゆんしやく【酌】、かたきんぬぎ也、諸所衆指ませて被給候、其より圖書頭殿内衆一人・多殿内衆一人・喜入【季久】

殿使者一人・平田殿内衆二人召出、かたきんぬかれ候、其より同朋衆あらためて召出、古後殿・重信も同前也、

其より沙汰人召出也、其より奥へ樽一ヶしゆん一ツ、古後殿一ツ、御かり屋へ一ツ、としおとこ【年男】兩人へ樽二ツ、

猪の足一ツ、給候、下の年男へも一ツ、給候、御同朋衆へも被給候、にちう十二合・樽一ツ慶賀へ給候、其より

御節供鬼籠也【逐ひ也】

八日、廣濟寺茶の子茶也、多寶寺御禮茶也、其よりさかいか衆被指出候、其より□すやまその外しやうけ被指出候、其より伊作の地頭・田布施の地頭太刀持参、御

ひや、上の平敷るにて召出也、其より伊集院中嶋太夫花かうにて申候也、次の平敷るにて御目かゝり候、其より【伊】作・田布施のは符申上候て、□し兩人懸御目候、

猪三丸御具足の餅之時にして召置候、まる猪一丸・猪一丸・鹿四丸奥へ上申候、一之瀬百姓庭より懸 御目候、

九日、りうおん寺・きんしう寺・宗禅寺・貴浅院・日新寺・□蓮寺御禮茶也、其外せんげ指出候、其より要玄院

茶被給候、其よりのうけ二人指出候、其よりしやうけ指出候、其より山伏衆指出候、其より永順・伊勢山伏指出候、新納右衛門佑殿・鎌田雲州太刀持参、ひや給候、源【伊】

作八幡祝子【久饒】、次の平敷るにて御酒被給候、其より加世田のきやうし【行司】、は符の猪六丸・鹿五丸申上候、

納殿へ鹿四丸渡申候、奥へ猪二丸上候、猪三丸納殿衆・

三官へ遣申候、

十日、『常珠』寺東堂四人指出候、御禮茶不参候、

〔其よ〕り平僧指出候、串良道場指出候、其より川田殿三肴

加三献也、忠平様御寄合御座へハ圖書頭殿・伊右衛門

大夫殿・町羽州・川上殿・本野州・平濃州・上井殿被成

御参候、御めし過候て、〔其よ〕りしふや大夫能五はん

〔千疋被下候、其より護摩所へ御大般若の御案内也、

十一日、大般若、下年男寺遣申候、大門明也、御指出な

され、御經始候、御吉書御座へ老中六人・八木殿参候、

〔御吉書おしれへなをし候、〔物加三献也、三

献なかはに百疋ツ、給被成、取次ハ吉作州・税所殿也、

御具足召はしめ候、御三献参也、兵具衆平敷の上にて召

出被給候、賀札右筆衆被懸御目候、諸所中間衆ハ下〔ノ

年男通のまより懸 御目候、其〔り津留讀岐守方 御目

ニ召出、祇候衆・諸所の衆前田方〔出也、市成殿樽一ツ、

わかしゆへ一ツ、にちう・へいし・おりむしろ・さを下

年男被下候、

十二日、金吾様御指出候、古鉢三献也、佐多殿古鉢三献

也、其より撰州・大野殿三肴加三献也、其より比志嶋殿

古鉢三献也、其より林專寺東堂三人指出候、茶不参候、

其より平僧指出候、其より大平寺指出候、茶不参候、其

より肥州八城の道場指出候、其より根占殿使者懸御目候、

其より百姓庭より懸 御目候、中紙上候、納殿へ點合申

候、其より喜入殿太刀持参、古鉢三献也、和泉の使者け

つり物加三献也、彼使者計ニ者例年ひや被給候するニ

上意也、其より長田七郎左衛門尉殿こやの祝おもてに〔

う其外樽二ツ、今日のわうはんニ猪かゝり候へハ、〔

ね被給候、猪かゝらす候へハ不被給候、其より永吉

のわうはん、おりむしろ・にちう・へいし・樽十一・ち

うしの料足三百なをし候、其より被成御指出候、古鉢三

献参候、三献目に〔より野村安房介殿

太刀使にて被上候、請取候て申上候、久木野の沙汰人通

のまにて懸御目候、百姓ハ庭より懸御目候、猪一丸上候、

御よろいの料、御座へ川上殿・老中参候、御酒一へん也、

十三日、大日寺・和光院・佛性院・高宗寺指出候、その

出候、福嶋道場・伊作道場指出候、伊地知民部太輔殿三

看加三献也、野村兵部〔良綱カ〕少輔殿太刀持参、めし出被給候、

〔筑前守定友カ〕
國分殿三看加三献也、從佐土原御使者懸御目候、從東郷〔源七〕

郎重虎〔重虎〕
太刀上られ候、
〔紙持参候て、使者懸御目候、
殿

使者懸御目候、樽二・おり三ツ上られ候、清武伊作州太〔地頭伊集院美作守久宣〕

刀年男持参申候て、衆中懸御目候、樽六・おり六被上候、

奥へ樽二・おりも参候、珠長へ一ツ、御中間・御小者衆

へ二ツ、白次郎左衛門尉殿〔重政〕・河掃部助殿へ樽一ツ、遣申

候、今日 忠平様へ被成〔忠辰〕光儀候、

十四日、東堂四人指出候、其外禪家指出候、其よりのう

け三人指出候、その外ハしやうけ指出候、さいか〔濟家〕・てん〔天台〕

たい衆指出候、念佛寺指出候、敷祢殿太刀持参、三肴〔藤左エ門尉頼元〕

也、日州八城のかりや百姓、高洲川畑方徳持殿、一之瀬

百姓猪一丸・紙三束、川はた方ハ杉原一束上候、申時年

繩上申候、奥も同前也、御對面所にちうハくたし申

候、奥のにちうハ明日の晩に下申候、たらもくたし申候、

〔忠平様被成御参候、
〔歳久〕
〔吾様〕
〔忠長〕
〔金〕
圖書頭殿、老中川上

殿・喜入殿被成御参候、各祇候衆懸御目候、其より房

泊・山川・濱市・みや内かり屋、たうさき百姓通のまよ

り罷出候、杉原名〔鏡〕と上申候、
〔井より樽八ツ・おり四上

候、本田藤八殿・野村四郎三郎殿太刀持参也、從山川恒

例之樽二ツ・いはあかり候、奥へ樽一ツ、いはも上候、

御かり屋も同前也、かつら〔勝浦〕へ樽二ツ・おり二ツ遣申候、

御境飯、うミ山にちう・へいし十二・
〔つゝ二通、大

つゝハ上へなをし候、
〔へなをし候、樽卅四・百疋

なをし候、被成御指出候
〔本田殿三献給候、其より

税所殿太刀持参、御座へ川上殿・喜入殿・比志嶋殿・本〔越前守篤澄〕
〔上野介久隅〕
〔撰州季久〕
〔義基〕

野州・紀州被成参候、数へん御酒盛也、召出諸所衆、指

ませ候て召出市成殿・重信、

22 『喜入五郎兵衛藏』

吉書

天筆和合樂

地福皆圓滿

あら玉の年のはしめに筆とりて

よろつたから我そかきとる

こゝろたにまことの道にかないなハ

いのらすとても神や守らむ
 君か代の久しかるへきためしにハ

神そうへけん住吉のまつ

天正十九年辛卯正月二日

龍伯

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」七一九号文書ト同一文書ナルベシ)

『此御吉書の御例は、天正十年正月四日・同十二年正月三日・同十四年正月四日に遊はしたること相見得、十一日の御書式は年々御右筆より相勤けることも替なけれハ、御内輪にて御自筆にあそばす御吉書ならんと奉存候』

高麗入日記

文祿三年十二月

同晦日

『忠恒公』

一又八様御本陣江御参被成候、同樽ニツ御持せ候、

一樽一ツ良也江被給候、

一光明院江小袖一ツ但朽葉、沈香式両・たゞミニ帖被差

遣候、

一御年越之配膳衆肥後少兵衛尉・白濱二郎九郎被差當候、

『盛吉』
 『后ハ町田藤兵衛』

同兩人江かたきぬ・はかま二とをり被給候、

一御年越之膳配鹿嶋太郎四郎江被仰付候、

一御末之年男加左衛門江被仰付候、同肩衣・袴被下候、

一白尾利右衛門江青銅百疋被下候、次ニ先兵衛尉江茂青

銅百疋給候、

一一夜入候而 又八様御本陣江御参被成候、

一武庫様茂御出被成候、其外歳暮之御礼ニ諸侍祇候被仕

候也、 以上、

文祿三年十二月三十日付之終也、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」一四四〇号ト同一記事ナルベシ)

覺

文祿四年

拾二月一日

十二月廿六日

『伊集院久治』
 『國貞』
 一抱節・比志嶋紀伊守出仕被成候、

一又七殿江翌日之御禮ニ被遣候御書一ツ・のろ二丸御遣

ニて候、

一 竹嶋より歳暮之御礼ニ鷹二ツ、御状相添候而参候、使

者ハ龍造寺六郎次郎殿御振舞候、

一 小西作右衛門殿より歳暮之御禮ニ榎柑二折・白麻拾束

進上候、使ハ名ハ不承候、

一 又七殿より筆一對・六韜進上候、

一 御鞆被遊候、人衆ハ如常候、風ハにし、

一 新納二右衛門・伊東源四郎へ御年男之儀被仰付候、

一 古城江鳥ねらひニ御出候、水鳥セツ被遊候、

十二月廿七日

一 抱節【久治】・比志嶋紀伊守出仕被成候、

一 伊東民部太輔殿【祐兵】より歳暮之御禮ニ御樽二ツ・鱈十、御

状相添候而進上候、使ハ荒武九右衛門尉殿振舞候、

一 加藤殿・小西殿・寺澤殿【清正】・寺澤殿【行長】・志摩守正成【淡路守玄雅】・肥前守久信【平戸法印】・鍋嶋殿

へ歳暮之御礼ニ木脇三右衛門尉江御使被仰付候、銘々

ニ御書被遣候、

一 御鞆被遊候、人衆如常、

一 新納二右衛門【御年男】・伊東源四郎江薄一端宛御給、風ハにし、

十二月卅日

一 殿様古城江鳥ねらひニ御出被成候、廳而御帰館ニ而候、

一 抱節【久治】・比志嶋紀伊守出仕被成候、

一 大村新八殿【喜前】より御樽二ツ・肴二折、御状相添候而進上

候、

一 又七殿【島津】より御樽二ツ・水鳥二ツ、御状相添候而進上候、

使ハ伊地知伊右衛門殿、

一 天草殿より御樽二ツ、肴相添候而進上候、

一 日本より圖書頭殿御船一艘参候、風ハ北こち、

一 下御年男ニはかま・肩衣給候、

一 御道具衆・御中間衆江相中ニ木綿布籠卅一、三十一人

ニ給候、

一 傳吉江小袖一ツ・はかまセツ給候、

一 御小袖セツ光明院

一 大日寺・真徳院江白澤

一 釜山浦ニ而小西撰津守殿

候、寺澤志摩守殿江りんす三端御遣ニ而候、御使者本

田治兵衛尉御越候、

一 御道具衆・御中間衆江つむきいしう十人相中ニ給候、

たび一束一筋ツ、相添候、
 『御年男』
 一伊東源四郎・新納二右衛門、御肩衣・袴一通宛御給候、
 一市来清十郎江御小袖沓ツ被給候、

高麗入日記終、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」一六四三号ト同一記事ナルベシ)

覺 泗川古城

慶二 十二月廿七日

一 曉雪も晴申候、風ハ北、
 一 泗川新城江 殿様奉始 『忠恒公』 『義弘公』 『忠長』
 武庫様、圖書頭、其外大名
 衆・諸侍衆被成御移候、然ハ御城武庫様・圖書頭へ御
 祝言之御寄合ニて候、

一 於蔚山ウルサン加藤主計頭殿居城へ、從漢南表大明人数百萬騎
 押寄、加藤主計頭殿折角成躰ニ候由、注進候、就其泗
 川表江御座候陣衆諸大名へ、本田新介御使者ニ被遣候、
 『清正』 『清正』 『親良』
 一 蔚山表之儀ニ付、固川江野村市右衛門尉殿御使ニ被遣
 候、又七殿・毛利豊前守殿・伊東民部太輔殿・秋月三
 『種』

長』
 郎殿・高橋九郎殿へ御書参候、

一 御年越之男、新納小兵衛殿・伊東喜左衛門殿へ被仰付
 候、

『以上高麗入日記抄』

(本記事ハ「旧記雜錄後編三」三四七号ト同一記事ナルベシ)

26 『御兵具衆上原源右衛門尚氏書留』

一 御甲之餅七重并大折七ツ
 一 御鎧之餅七重并大折七ツ、九つミ有、
 一 御持道具之餅五重并中折五ツ
 一 御長刀之餅三重并中折三ツ
 御兵士
 一 具足之餅十七ツ并足付折敷七枚
 一番具足五拾両・小餅九十九、平折敷十一枚
 一 諸道具ノ小餅百三十五、平折敷十五枚
 メ大餅五拾三、内中餅廿五也、
 メ小餅式百九十七、但九つミ籠也、
 一 にてう・すゑへいし

一 たい・さかつき但きつこう

一手かけ

一新むしろ一まい

一大根・たいく入次第

以上

慶長六年十二月十三日

御兵具所

年之夜御代官所より奉行

山下助左衛門尉也、

27 「企」

御持具足之事

一 鍮ニツイ 御手やり一本、以上五本也、

一 弓うつほ一ツ以上三ツ・ほそうつほ一ツ、シメ一ツ入ヘシ、

一 御鉄ほう一ちやう 藥だしやう念いれラいれヘシ、

一 長刀一振

一 打刀御社参之時入へき欵、

已上

慶之
(三カ)
正月吉日

28

「惟新公御代
加治木御日記」

慶長十三年戊申

正月朔日己丑疊

「島津」久賀「后豊後守、御母、惟新公長女ニ而御外孫さま也」御
一 藤次郎殿江削物ニ而御三献、并吸物ニ而御酒、相伴川
家老「忠兄」

上四郎兵衛尉・新納左右衛門入道「一甫」、

一 鹿兒嶋より年頭御禮使村田刑部少輔被参候、御太刀一

腰・御馬考疋御進上、但藤次郎殿御請取、御使江削物

ニ而御三献、吸物ニ而御酒被進候、

一 平松・吉田・山田衆中出仕、藤次郎殿御覽、何茂御酒

被賜候、

御樽錢進上之事

一 五百文川上四郎兵衛尉「忠兄」

一 式百疋新納左右衛門入道「一甫」

一 五百文松岡市右衛門尉

一 五百文河崎九左衛門尉

一 三百文猿渡左助

一 百文 中山早右衛門入道

一 百文 松本和泉入道

一 五百疋本田源右衛門尉「親裔」

一 五百文川上久右衛門尉「久智」

一 一百五十文川上掃部助

一 百文 白坂仲右衛門

一 式百文白坂内膳正

一 五百文福永宮内少輔

一 百文 比志嶋内蔵允「國詮」

一百文 後醍院喜兵衛尉〔宗重〕 一百文 須田式部少輔

一百文 野村又右衛門尉 一百文 有川與左衛門尉

一百文 安藤權右衛門尉 一百文 日置覺左衛門尉

〔此間脱了〕

惟新様御氣色今日者如何御座候哉之儀也、

〔家久公〕
一 奧方加様より御使勝目志摩助被参候、但

惟新様御氣色如何之儀被仰進候、

一 住吉大明神元日御祭禮之御酒瓶式對進上、但座主坊御

取次南郷覺右衛門尉〔忠重カ〕

一 奥州様江御使羽嶋藏人被参候、

一 明日平松江御越之儀、先々可被成御延引之事、

一 惟新様御氣色然々無御座之事、

一 白濱七介・伊地知彦右衛門・葛西茂右衛門・伊地知主

計介・木佐貫四郎右衛門尉、年頭為御禮義被参候、御〔⑩儀〕

酒被賜候、

一 龍伯様より御使白濱覺右衛門尉被参候、 惟新様御氣

色如何御座候哉之御取次本田源右衛門尉、

〔圖書忠長入道〕
一 紹益老より年頭御禮とシテ使者鈴木猪之介被参候、

一 奥州様江年頭御禮御使比志嶋内記殿被参候、御太刀一

腰・御馬一疋御進上、

一 龍伯様江年頭御使南郷弓八被参候、但御太刀一腰・御

馬一疋御進上、

一 帖佐・蒲生之衆中出仕有、御酒被賜候、

一 山伏衆出仕有之、御賜被賜候、〔⑩酒〕

一 奥州様より御使末廣甚兵衛尉被参候、明日平松江御越

可有之儀被仰候、

一 龍伯様江御使曾木弥兵尉被参候、

一 鉄炮臺木之事、

一 垣京都江水煮料理葉流候事、

一 國府江御使赤塚勘解由次官被参候、

一 鹿兒嶋江御使羽嶋藏人被参候、〔江夏〕

一 中紙卷束進上、但年頭御祝儀、〔友賢〕

〔林〕 一 百梅・窪平内左衛門・伊勢小内記、年頭之御禮とシテ
〔久保〕 被参候、〔貞朝〕

正月三日辛卯晴

一本田助左衛門尉年頭御礼とシテ参上、御酒被賜候、
〔親光〕

一伊東清左衛門被参候、

一川上武藏守年頭御礼とシテ被参候、御振舞有之、相伴
〔倍久〕
川崎九左衛門、

一龍伯様より御禮義御使阿多甚左衛門尉、御太刀一腰・

御馬一疋、御使者へ御三献并吸物ニ而御酒、

一阿多掃部助入道・中存坊・大善坊、年頭之御礼ニ被参候、

一年頭御禮被申上衆、山口五郎兵衛尉・生田小兵衛尉・

有馬次右衛門・白濱次郎左衛門・沓岐少左衛門・鹿嶋

喜兵衛尉・猿渡加右衛門・隈岡与兵衛尉・飯牟禮權右

衛門、已上、

一惟新様御養性〔生〕之儀ニ付、奥州様より被仰付、鎌田四

郎左衛門尉・瑞泉被参候、

一年頭御禮被申上衆、町田弥兵衛尉・森喜右衛門尉・大

村平藏・黒田加兵衛尉・加藤惣兵衛尉、已上、

一大緒一筋進上、晝飾利兵衛尉、但舊冬罷下り候由被申上候、

一阿多新介年頭御礼ニ被参候、

一本田与兵衛尉〔親政〕・有川七左衛門尉・蒲地弓右衛門尉・國

分左京亮〔友廣〕・白坂式部少輔・國分拾右衛門尉、御年頭御礼被申上候、何茂御酒被賜候、

一年頭被申上候人衆、新納四郎右衛門尉〔忠徳〕・八木新左衛門

尉・大迫平左衛門尉・曾木次郎左衛門尉・坂本平右衛

門尉、何茂御酒被賜候、

一伊集院肥前入道〔玄巢〕より年頭御禮とシテ使者弓削内藏介被参候、
〔親政〕

一山田越前入道〔理安〕年頭御礼とシテ参上、但鳥目百足進上、

奥江被参候、

一敷根中務少輔年頭御禮とシテ参上、挾肴ニ而御酒、

一川上左京亮〔久林〕年頭御礼とシテ参上、御酒被賜候、

一談議所江年頭御禮とシテ御使本田小源五被参候、
〔親存〕

一御祈念法華經修行之事、

一小城權現座主屋敷之事、伊勢兵部少輔江被仰候事、
〔貞昌〕

一成正院江年頭御礼とシテ御使本田小源五被参候、
〔大乗院〕
〔親存〕

一高野山江御使僧とシテ可被上之事、

一 右打立之時肝煎衆同心之事、

一 伊勢長安出仕、但瓶子酒一双・鯛一掛進上、

一 奥州様御来光、但御樽三荷・折三合御進上、奥ニ御

寄合有ニ付、御供衆江御振舞有、

一 比志嶋紀伊守殿参上、御樽・錢百疋進上、

一 市来八左衛門尉被参候、瓶子酒一双・三目籠進上、

一 茶碗一ツ大田飛彈守殿よりニツ参候内一ツ也、奥州様江被進候、

正月初四日壬辰晴

一 真言宗衆年頭之御礼之事、但進▽[㊦]上物△

一 中紙二束 般若寺 一同沓束 増長院 一同沓束 座主坊 住吉

一 一同沓束 神守院 一同沓束 五月院 一同沓束 威徳院

一 一同沓束 寶勝院 一同沓束 持宝院 一同沓束 醫王院

一 一同沓束 薬師院 一同沓束 若宮坊 一扇子三本空性坊

一 一同三本 源昌坊 一同式本 浄智院 一同式本 講演坊

一 一同式本 堯織坊 一同二本 幸福寺

一 新正八幡之御祭禮之御酒瓶子一双進上 増長院

一 上井神『里兼』五郎被参候、

一 瓶子一對進上 岩剣大明神之 祝子 一瓶子一對進上 黒嶋大明神之 祝子

一 市来八左衛門尉上洛ニ付被仰上せ條々、

一 銀子沓貫弍百目愛宕山江大百味料也、

一 銀子百廿目愛宕山江中百味料也、但

惟新様旧冬御煩ノ時分、御料様御立願成就也、

一 銀子百目ハ人参求代、但塩屋孫右衛門江被遣候、

一 銀子沓枚并御書者北野江千句料、但新納五郎右衛門

へ被遣候、

一 銀子百目・御文一通、但吉道丹波守へ御詠物代也、

一 銀子弍十目ハ吉道丹波守へ被遣候、

一 一本多下野守殿江御書并襦子弍端進上、但御書ハ

奥州様 惟新様御連書也、

一 掛繪一幅被成御上せ候、

一 山口駿河守殿江御書一通被進候、

一 友枕老江御書一通被遣候、

一 道与老江御書一通被遣候、

一 宗可老江御書沓通被遣候、

一 菊屋宗可老江御書沓通被遣候、

一 銀子弍百目、但金薄并朱之代道与へ被遣候、

一 銀子拾匁、但白炭之代道与へ被遣候、

一 蔭繪屋彦七江御書一通被遣候、

一 中紙卷束進上、福永弥兵衛尉年頭御禮、

一 大膳亮殿年頭御禮とシテ参上、御樽芍荷・三日籠進上、

吸物ニ而御酒、但藤次郎殿御相伴、

一 國分五右衛門尉・土持大炊左衛門尉年頭御礼とシテ被参候、

一 三原次郎左衛門尉・鎌田左京亮・税所弥右衛門・豎山

民部左衛門・川野猪右衛門・東郷十左衛門、年頭御禮とシテ被参候、

一 吉利左右衛門尉・新納市右衛門・築瀬平右衛門・奈良

原喜左衛門・荒武覚右衛門・野元与兵衛尉・松方伊賀守・永俊坊・石神源兵衛・平田吉左衛門・木勝三右衛門、年頭御禮とシテ被参候、

一 北郷加賀守殿より年頭御禮とシテ川野弥左衛門被参候、

正月五日癸巳晴

一 又四郎殿より年頭御禮とシテ使町田平左衛門被参候、

一 加久藤之衆中より年頭御礼とシテ、桑原新藤・萩原喜

兵衛被参候、

一 禅家衆年頭之御禮とシテ参上、但進上物之事、

一 茶一對 総禅寺 一茶一對 龜泉院 一茶一對 天福寺

一 茶一對 心岳寺 一茶一對 興化寺 一茶一對 大樹院

一 茶一對 雲門寺 一茶一對 陽春院 一茶一對 永興寺

一 茶一對 津友寺 一茶一對 吉祥寺 一茶一對 東江庵

一 茶一對 泰椿書記 一茶一對 祖有書記 一御礼并茶一對

高麗坊主

右総禅寺・龜泉院・陽春院・吉祥寺・大樹院、高麗

坊主江御菓子ニ而天目茶酒御寄會、餘者御通酒被賜

候、

一 願成寺年頭御禮とシテ参上、中紙卷束進上、但菓子ニ而天目承酒御寄合有、

一 伊地知平三郎より年頭御礼とシテ中馬九郎左衛門被参候、

一 木脇若狭入道・野村藏人年頭御礼とシテ被参候、

一 高橋右近太夫殿より飛脚到来、即御返書有之、

一 大野左近将監・伊集院市右衛門・野村才右衛門・大山

六右衛門・稻津伊豆・中嶋四郎左衛門・徳永助右衛門・森内膳正・平田清兵衛・相良五左衛門・弟子丸治介・鎌田右兵衛尉、年頭之御禮とシテ被参候、
一 鎌田又七郎年頭御禮とシテ被参候、御樽一荷・鯛一掛進上、

一 横山惣左衛門・山下吉左衛門・曾木三右衛門・鎌田城之介・鎌田利右衛門、年頭之御禮とシテ被参候、
一 大井七右衛門・高原對馬丞・前田弥右衛門・富山左近将監・安田源太、年頭御禮とシテ被参候、

一 皿良善助・小嶋三左衛門・中嶋主水佐・田中市左衛門尉、年頭御禮とシテ被参候、

一 田中伊豆守・平田安房助年頭御禮とシテ被参候、
一 惟新様去年御煩時分之御立願成就、

一 霧嶋山江一七日参籠、願主隈本小監物

一 大久坊・伊地知勝八・大山稻介・三原七左衛門尉・市成左介・肥後七郎・津留根兵衛尉・平田民部左衛門尉、年頭御禮とシテ被参候、

一 山田民部少輔・下村主水正御年頭御禮とシテ被参候、

御酒被給候、

一 川上【久林】左京亮年頭御禮とシテ被参候、

一 霧嶋⑧山ノ座主坊年頭御禮とシテ▽⑩参上△、御樽一

荷・五ツ目籠進上、

一 惟新様去年御煩立願成就、

一 霧嶋大権現江臨時祭有之、御花かう進上、願主座主坊

一 中村勘左衛門尉・肥後榮右衛門尉・橋口七郎左衛門尉・堅山安右衛門尉・鎌田八兵衛、年頭御禮とシテ被参候、

一 宝泉坊・常圓坊・瀧聞喜太郎・山鹿弥介・肥後与五郎・安意、年頭御禮とシテ被参候、

一 又吉殿之御袋様より年頭御禮とシテ使者加治木少兵衛尉被参候、

一 三嶋掃部助・西田對馬守・銀屋源兵衛尉・小嶋勝介・

堀弥右衛門・二階堂城之介・國分平藏・日高常珍・織

屋【中村氏】彦岐入道・池田左吉、年頭御禮とシテ被参候、

一 川上【上野久隅入道】慰歌年頭御禮とシテ参上、吸物ニ而御酒、相伴藤

次郎殿、

一 川上治兵衛尉・村田刑部少輔〔經水〕・有川源左衛門尉・本田

弥六、年頭之御禮とシテ被参候、

一本田吉藏・大迫内藏介・森山助太郎・安藤源左衛門、

年頭之御禮とシテ伺候仕候、

一 豊千代年頭御礼とシテ被参候、御樽一荷進上、
三百之字

一 妙圓寺年頭御礼参上、修正御礼并茶一對進上、菓子ニ

而天目承酒御寄會有、
(マヤ)

一金剛寺江御使上井神三郎、但此中被成御祈念候御礼也、

一 國府江御使上井神三郎被参候、

正月六日甲午晴

一 牧田勘解由次官・久保郷左衛門尉・伊東市左衛門尉・
〔⑩正〕

須田家西、年頭御礼として被参候、

一 上野隼人佐・海老原平内、年頭御礼トシテ被参候△
〔⑩正〕

一 正興寺参上、汁ニ而御酒、相伴藤次郎殿、
〔文之和尚〕〔久賀〕

一 阿蘇玄与年頭御禮とシテ被参候、右同座ニ而御酒、
〔高力〕

一 竹崎弥六・上井甚七・税所休心・神村弥左衛門尉・村
〔行定〕

松清九郎・日高給作・賀阿弥〔⑩忠〕・猿渡新介・林藤七・川

野次郎五郎・相良藤次郎・伊地知利兵衛〔重光〕・新納孫右衛

門尉・有川仲右衛門尉・瀧間源右衛門尉・友野七郎、

年頭御禮とシテ被参候、

一 奥州様より平松衆中江御酒被下候、

一 大佛師年頭御礼とシテ被参候、弓弦〔拾力〕楯筋進上、

一 樺山大藏殿年頭御禮として被参候、
〔⑩九〕

一 福昌寺隠居より年頭御禮とシテ使僧被参候、但茶一對
進上、

一 平田二兵衛尉・貴嶋仲兵衛尉・宇田小左衛門・中野新
〔⑩吉〕

六・伊地知四郎兵衛尉・白濱長右衛門尉、年頭之御礼
とシテ被参候、
〔重賢〕〔⑩成〕

一 御祈念星供成就有之、

一 龍伯様より御使和田拾介被参候、
〔⑩徳〕

正月七日乙未晴

一 御炊大夫被参候、御樽式荷進上、

一 中紙卷東進上、

伊地知筑後入道
〔重則〕〔一寒〕

一 高城衆中より年頭御禮とシテ中紙一束進上、使桶元主

水佐・杉本右京亮、

一 惟新様去年御煩時分立願成就有之、

一 八幡新田宮江一千度参、願主 中郷衆中より使鳴海弥四郎、

一 大脇屯岐守・鎌田丹波入道・稻垣對馬入道・溝口備前守、年頭御礼とシテ被参候、

一 龍伯様より御使川村八左衛門尉被参候、

一 東郷藤兵衛尉・白瀨覚左衛門尉被参候、

一 甘葛一筒進上、貞昌 境田五兵衛尉

一 伊勢兵部少輔殿より書状到来、但南郷覚左衛門尉ニ而、

一 伊集院加左衛門尉・高野傳兵衛・椎原与右衛門尉・神

宮司筑前・皿良彦兵衛、年頭御礼とシテ被参候、

一 奥州様江御使伊東新四郎被参候、

一 此中御夫婦為被成御越御礼之事、

一 出水江ヤクシヤ可被召移之旨△盈信

一 龍伯様より御使土持左馬權頭殿参上、但

一 惟新様去年御煩ニ付、御祈念之御札守配帙持参也、

一 奥羽様より御使榮俊坊被参候、様子者 惟新様御氣色

如何御座候哉之儀也、

一 浄光明寺年頭御禮、茶一對進上、汁ニ而御酒参候、

一 比志嶋國貞紀州参上、御振舞有、相伴一甫、

正月八日丙申晴

一 奥州様江御使春成甚左衛門尉被参候、但鮎被進候、

一 野間孫兵衛尉・大迫主計助・鮫嶋大藏助・三嶋小平

藏・児玉五右衛門尉・上原源右衛門尉尚氏・浦川金左衛門

尉、年頭御礼とシテ被参候、

一 奥州様江御使後醍院李允被参候、

一本田与左衛門入道公親・北原治部右衛門尉玄叱・上井神六・大

坊、年頭御禮とシテ被参候、

一 平田七左衛門・武村孫左衛門年頭御礼とシテ被参候、

一 長善寺幻生院・宗香院年頭御禮とシテ参上、但汁ニ而

天目承酒参候、

一 惟新様御煩時分之立願成就之事、

一 正八幡江御供被成御上ニ付、御酒瓶子一双、

一 桑幡左馬助より進上、但願主 又四郎殿、

一 菱刈善次郎重秀・川野弓兵衛・相良孫兵衛、年頭御礼とシ

テ被參候、

一喜入大炊助年頭御礼とシテ參上、御樽一荷進上、

一平田久兵衛尉年頭御礼、御樽一荷進上、

一奈須主膳正年頭御礼とシテ參上、羚羊四肢進上候、

一村田雅樂入道・相良勘解由次官・指宿九郎次郎・赤崎

弥平兵衛尉・指宿九郎左衛門尉・川上彦左衛門尉・藤

山茂介、年頭御礼とシテ被參候、

一惟新様之御祈念鹿兒嶋ニ而護摩供有、巻數・御札御進

上、御使伊集院藏人・鮫嶋筑右衛門尉、

一廣濟寺年頭御礼とシテ參上、茶一對進上、

一栗野衆中より年頭御礼とシテ野本越中守被參候、

一河内守之御内儀より年頭御礼とシテ、使新納越前守被

參候、御樽一荷・鯛一掛御進上、

一五代勝左衛門尉年頭御礼とシテ被參候、中紙式束進上、

一白坂佐渡入道・川上彦十郎年頭御礼とシテ被參、

正月九日丁酉晴

一北郷加賀守殿年頭御禮とシテ參上、御樽二荷・鯛三掛

進上、但吸物ニ而御酒樽、相伴本田源右衛門尉、

一不断光院年頭御禮とシテ參上、茶一對進上、但挾肴ニ

而御酒被賜候、

一鎌田源六年頭御禮とシテ被參候、

一入来院石見守殿年頭御礼とシテ參上候、但御酒二荷・

鯛一掛進上、

一城戸仲次郎殿より年頭御禮とシテ、使者西藤新左衛門

被參候、

一篠原源太夫年頭御礼とシテ被參候、但御祭之御酒瓶子

一双・五目籠進上、

一惟新様去年御煩時分立願之事、

一大、汝八幡江神飾、

一大汝八幡江社衆五人其日參詣、

一五社江御神樂、願主篠原源太夫、

一龍伯様より御使鎌田清兵衛被參候、来十二日平松へ御

越可有之儀被仰候、

一奥州様御光儀有之、

一瓶子一對進上、川崎九左衛門尉、

一樺山權左衛門尉殿年頭御禮とシテ參上、但進上

一鳥目百疋

一中紙式束進上、御料様江、

一穎娃長左衛門尉〔久政〕・税所清兵衛尉・飯將右衛門尉・柗山

藤太郎、年頭御禮とシテ被參候、

一内小野寺年頭御礼とシテ被參候、

一伊集院宮内少輔垣為被召直ニ付被參候、

一高山衆中より年頭御礼とシテ市來孫兵衛尉〔@姓〕被參候、

一高崇寺年頭御禮とシテ參上、茶一對進上候、挾肴ニ而

御酒被給候、

一伊集院肥前入道より年頭御礼とシテ、使者肥後宮内少

輔被參候、

一龍伯様江御使南郷治部左衛門尉被參候、

一北郷掃部助年頭御礼とシテ御樽一荷・鯛一掛進上、

正月十日戌戌晴

一肝付越前守殿より年頭御礼とシテ使者新納孫左衛門尉

被參候、

一執印吉左衛門より年頭御禮使僧被參候、

一日高傳吉年頭御礼とシテ被參候、鳥目式百疋進上、

一日高藤右衛門尉年頭御礼とシテ被參候、御樽錢式百疋
進上、

一濱田民部左衛門尉年頭御礼とシテ被參候、

一木原七郎左衛門尉年頭御礼とシテ被參候、蜜柑一折進

上、

一相良左兵衛〔求麻人吉城主〕佐殿より年頭使者佐牟田少右衛門越着候、

但進上

一御太刀一腰 御馬一疋并書狀▽〔@考通〕△

一御太刀一腰 御馬一疋并 奥州様江、

使者挾肴ニ而御酒、 奥刃様御寄合有御振舞、相伴

川上四郎兵衛尉、

一美代九左衛門尉・井尻勝右衛門尉年頭御礼とシテ被參

候、

一惟新様去年御煩ニ付、御祈念仁王經百部之御礼、

善哉坊より進上、使并尻次郎、

一龍雲寺年頭御礼とシテ參上、茶一對進上、但菓子ニ而

天目承酒、相伴本田源右衛門尉、

一千手院年頭御禮とシテ參上、汁ニ而相伴川上久右衛門

尉、

一 木屋彦左衛門年頭御礼とシテ被参候、瓶酒一對進上、

一 平田太郎左衛門尉年頭御禮、但御樽式荷・五目籠進上、

挾肴ニ而御酒、相伴川上大炊助、

一 入来院衆中より年頭御礼とシテ肥後孫四郎被参候、御

樽一荷・鯛一掛進上、

一 不動寺年頭御礼、但中紙一束進上、

一 御舊例轉讀大般若經一部有之、

一 徳元寺年頭御礼とシテ参上、茶一對進上、

一 惟新様去年御煩時分之立願成就之事、

一 金峯山大權現江臨時祭願主相真坊鳥目百疋被給候、

一 黒木宇右衛門尉・渡邊佐兵衛・荒田助右衛門・児玉五

太右衛門尉・長瀨文七、年頭御禮とシテ被参候、

一 伊東修理太夫殿より年頭御禮并舊冬以来 惟新様御煩

御見舞とシテ、使者伊東助右衛門殿越着、御振舞相伴

川上久右衛門尉・川崎九左衛門尉、使者江鳥目式百疋

被遣候、御使波多彦八、

一 伊東修理太夫殿より 奥筋様江年頭御禮、但御太刀一

腰・御馬一疋進上、挾肴御酒御寄合有、

一 南林寺・笑^⑧寺年頭御禮、茶一對進上、但汁ニ而御

酒、御相伴川上掃部介、

一 大聖院年頭御礼とシテ被参候、

一 御臺より年頭御礼とシテ、使長崎織部助被参候、御樽

一 荷・三日籠進上、

一 伊集院半右衛門尉・比志嶋宮内少輔年頭御礼とシテ被

参候、

一 龍伯様より▽^⑩御使△野村喜介被参候、

一 福昌寺・龍盛院年頭御礼とシテ、茶一對ツ、進上、

一 御鷹狩初、吉野ニ而有之候、

一 赤塚三右衛門・野田八郎左衛門尉・加藤七左衛門、年

頭御礼とシテ被参候、

一 北郷次郎殿之留守居より年頭御礼とシテ、使北郷喜兵

衛被参候、

一 井尻常陸坊・同兵右衛門尉年頭御礼とシテ被参候、

一 談議所より年頭御礼とシテ、使僧瓶子一双・三日籠進

上、

一 成正院年頭御礼とシテ、御樽一荷・三荷・三日籠進上、
一 國府江御使猿渡李助被參候、但明日 龍伯様可有御越

御悅也、

一 寺澤志摩守殿より使者遠山六兵衛殿・台庵越着、但伊

勢平左衛門尉出合之儀為被聞召分御禮也、

一 書状并御酒大樽六丁、

一 皿拾五 内サ、イ皿五ツ 三角皿五ツ、

一 御太刀一腰・馬代銀子三枚 ▽ 進上 △ 六兵衛殿

一 御酒大樽式丁進上、

台庵老

右兩使江御振舞有、相伴樺山權左衛門殿・川上四郎

兵衛尉、但六兵衛殿江禰子三端、台庵老江禰子一端

被遣候、

一 寺澤志摩守殿より右之趣鹿兒嶋江茂同前ニ被仰候、但

兩使江平松ニ而 奥州様御參會有、御酒御寄合有、

正月十二日庚子晴

一 般若寺脇坊衆年頭御礼とシテ參上候、

一 中紙一束進上 普門坊 一 雜紙一束進上 實相坊

一 雜紙一束進上 南谷坊 一 雜紙一束進上 勢藏坊

一 惟新様去年御煩之御祈念愛宕秘法五百座成就之御札守
進上 出水衆 普門坊

一 柏原左近將監・比志嶋彦太郎・田代刑部少輔・伊地知

治左衛門尉 重康・比志嶋勝次郎、年頭御礼ニ被參候、

一日新寺年頭御礼ニ參上、但茶一對進上候、

一 竹内惣右衛門年頭御礼とシテ、御樽一荷・鯛一掛進上、

一 半天連年頭御禮とシテ被參候、

一 呂宋紙四拾四枚并呂宋蠟燭四挺進上、

一 御樽壹丁并南蠻菓子一折 通司シモン

一 伊集院肥前入道より年頭御禮とシテ、伊集院小右衛門

尉被參候、御樽錢百疋・鴨一番進上、

一 惟新様御煩之儀ニ付加世田之道場より使僧被參候、

一 相良左兵衛佐殿江年頭御禮御使とシテ、川上久右衛門 久智

被差越候、但進物之事、

一 御太刀・馬代銀子貳枚并書状一通

一 樽錢三百疋相良清兵衛殿江、

一 惟新様御煩ニ付御祈念、飯綱法一千座之驗規并御札進

上、 中侯右近將監

一 泰平寺より年頭御礼とシテ使僧被参候、

一般若寺別當坊江被進上教寄道具之事、

黒折敷五枚足打黒腕五膳アカリコツホ皿五ツ

一 寺澤志摩守殿より之使者江御音信之事、

一 樽式荷・折一ツ 遠山六兵衛殿江、

一 樽老荷・折一ツ 台庵老江、

京泊 一 寺田良右衛門年頭御禮とシテ被参候、中紙一束進上、

一 龍伯様年頭御礼とシテ御光儀御進物之夏、

一 御樽四荷・折三合、猪一丸 巳上、

一 御供衆江御振舞有、

一 御舊例護摩供開白有、川闌梨 別當坊

一 妙圓寺・雪窓院年頭御禮とシテ参上、茶一對苑進上、

一 酒匂新右衛門尉・同志摩助年頭御礼とシテ被参候、

一 惟新様御煩御祈念愛宕法一千座之開白有、行者宝真

坊・明星坊・威光坊、

一 又四郎殿年頭御禮とシテ参上、御樽一荷・五日籠御進

上、奥座ニ而御寄合有、

正月十三日辛丑雨

一 紫尾山之座主坊年頭御禮とシテ被参候、

一 龜山又兵衛殿年頭御禮とシテ参上候、

一 佐多又太郎殿年頭御禮とシテ参上候、

一 河田大膳亮年頭御禮参上候、

右三人江挾着ニ而御酒、相伴川上四郎兵衛尉、

一 有川備後守年頭御礼とシテ被参候、瓶子式對・串柿一

連進上、

一 龍伯様江平松衆中御樽進上、何茂御前ニ而御酒被下候、

一 法華嶽寺年頭御禮、但修正之御礼并茶一對進上、

一 惟新様去年御煩ニ付御祈念之事、

一 轉讀大般若經一部

一 首椽殿神呪一百座

一 北斗延命經一千卷

右御礼進上、 法華嶽寺

正月十四日壬寅晴

一 野村市右衛門尉年頭御禮参上、

一 龍伯様御帰宅被成候、

一 留守・桑幡・澤・最勝寺、年頭御禮とシテ参上候、

『以久』

一 右馬頭殿より年頭御禮使者伊集院吉右衛門被參候、御樽錢三百疋御進上、御取次比志嶋内藏殿、但御酒被給候、

一 有川源右衛門尉年頭御礼とシテ被參候、雉式ッ進上、

一 難波七右衛門尉年頭御禮とシテ被參候、筆三對進上△

一 開聞座主坊年頭御禮とシテ參上候、

一 惟新様去年御煩ニ付御祈念正觀音法三百六十ヶ座修行之卷敷進上、挾肴ニ而御酒被給候、

一 寺沢志摩守殿より鹿兒嶋江飛脚到来、去月廿二日亥刻

駿府屋形火事之儀御注進也、但平松ニ而 奥州様被聞

召、即御返書有之、

一 妻霧嶋之座主坊年頭御禮とシテ參上候、

正月十五日癸卯晴

一 奥州様より被 仰出條之事、

一 駿河御普請ニ付、諸國辛勞之儀候処ニ、當國御有免

之事、付出物被指置候事、

一 御普請之儀慇懃可相勉之矣、

一 刀之柄白革ニ而卷間敷之矣、

一 上髮剃間敷事、

一 御番無未進可相勤之事、

右口達新納左衛門入道、

一 平松之衆中出仕、 奥州様御覽有、

一 伊集院修右衛門・田中源八左衛門・米良縫殿助殿、年

頭御礼とシテ被參候、

一 又吉殿年頭御禮御樽式荷・一折進上、

一 大田左京亮・美代主水佐・勝目兵右衛門・関小次郎・

有馬丹波入道・同主馬首、年頭御禮とシテ被參候、

一 白鳥山之座主坊年頭御礼とシテ參上、御祈念之御札并

中紙式束進上、汁ニ而御酒、

一 惟新様御煩之儀ニ付御祈念供養法廿一ヶ度・護摩供廿

一ヶ度・諸神供三ヶ度之巻敷 白鳥山座主坊

一 敷衾仲兵衛・同彦三年頭御禮とシテ參上、御酒被給候、

一 魚屋惣左衛門被參候、但進上

一間鍋式ッ 一 鮭塩引二尺 一千鮭五ッ 一 鱒五ッ

一 鱒ノ子箱物一ッ 一 奈良漬一桶 惣左衛門江御振舞、

相伴泉齋、

一源七郎殿より年頭御禮とシテ本田大四郎被参候、御酒被給候、取次南郷久八、

一成正院上洛之儀ニ付参上候、

一大脇内藏助被罷下候、

正月十六日甲辰晴

一仙海・八重尾因幡守年頭御禮被参候、

一惟新様去年御煩ニ付御祈念醫王善逝供之卷数、鹿嶋駿河守・伊地知縫殿助〔重願〕より進上、使野崎三次、

一乗院より年頭御禮とシテ使僧被参候、御祈念卷数并中紙一束進上、

一龍光院年頭御礼ニ参上、但茶一對進上、

一惟新様去年御煩ニ付立願成就之事、

一諏訪大明神江 一稻荷大明神 一岩劍大明神

一宮大明神 一宝現大明神江七日参詣、願主明学坊

一秋月長門守殿〔種長〕より年頭御禮とシテ、使重松新右衛門殿

参着、御太刀一腰・馬一疋進上、御振舞并鳥目二百疋

被遣候、相伴川上掃部助、

一境田加左衛門尉年頭御禮とシテ被参候、上井神六年頭

御禮とシテ参候、并 惟新様去年御煩ニ付立願、但一

萬矢奉射成就之由、上井神六并小村衆中より被申上候、

一惟新様去年御煩ニ付立願轉讀大般若一部之配帙進上、

小村之真言宗衆・禪家衆より、

一正國寺年頭御禮、并 惟新様去年御煩之時分立願轉讀

大般若經一部成就之由被申候、挾着ニ而御酒、相伴波

多彦八、

一総持院年頭御禮ニ参上、挾着ニ而御酒、相伴波多彦八、

一熊嶽寺年頭御禮、但胡桃一袋并久年母進上、挾着ニ而

御酒、相伴波多彦八、

一龍伯様より御使肝付大右衛門被参候、 惟新様今日御

氣色如何御座候哉之事、御取次鎌田与兵衛、

平松にて一奥州様弓遊ニ御出被成候、

一龍伯様江御使長野助七被参候、昨日より御氣色御使御

座候由被成御申越候、

正月十七日乙巳雨

一奥羽様被成御帰宅候、

一西郷老岐守年頭御礼とシテ参上候、

一 奥州様より御使勝目志摩助被參候、

一 今晩者御氣色如何御座候哉之事、

一本ニ為可被成御腰物、切物アリ、御借用之事、

已上

正月十八日▽⑩丙午晴△

一 宝林坊・阿多美作守・佐土原左近將監、年頭御禮とシテ被參候、

一 惟新様御煩ニ付御祈念愛宕一千度成就有、行者寶真坊・明星坊・威光坊、

一 伊集院肥前入道煩ニ付、御使長野助七飯野江被遣候、

一 奥州様江御使上井神三郎參候、先日御越滯留被成候御禮也、

一 石野田孫左衛門年頭御礼とシテ被參候、

一 寺澤志摩守殿江年頭御禮とシテ▽⑩御使△北郷甚左衛門尉被差越候、御太刀一腰・馬代銀三枚并御書一通被

進候、付御書一通台庵老へ、

※ 一 荒木拾左衛門殿江御書并肩衝一ツ・御馬一疋駈・燒酒

一 壺被進、但唐津より可被相届由、台庵老江被成御煩

候、御使北郷甚左衛門尉、付小川与三左衛門尉、

※ 『慶長十九年三月 惟新公より川□^(上カ)喜左エ門に為被下馬術傳

書之御奥書に、予自少之時以騎馬為業未嘗一日不勤之矣、

往歲随荒木安志公學此業者五六年矣、後就于其子十左エ門

尉元滿傳此数卷、今也久幹随予学云々かゝせ給へハ、如此御音問も其謂と奉存候』

(本記事ハ行間ニアリ)

一 種子嶋左近太夫殿年頭御禮とシテ被參候、御太刀一腰・馬一疋進上、奥座ニ而御寄合有、

一 惟新様去年御煩ニ付立願仁王經百部讀誦成就之御札進上、川内山田衆中より使原田五郎兵衛尉、

一 奥州様より御使鮫嶋孝左衛門被參候、

一 今日者御氣色如何御座候哉之事、

一 来廿四日可有御越之儀、御延引之事、

一 北郷加賀守當病上洛難成儀ニ付、又吉殿御上洛可有

之夏、

一 先日御賜候御馬乘一段能候事、

一 遠矢下^{【良時】}総入道年頭御禮とシテ被參候、

一新納武藏入道年頭御礼とシテ参上、但同心衆肥後仲右【忠元】

衛門尉・中嶋孫左衛門尉被参候、

一惟新様去年御煩ニ付立願御日待卅三ヶ度成就之人数、

泉齋・里村織部介・仲永・正琢・仲藝・秀齋・守梅・

宗徳、已上、

正月十九日丁未晴

一御舊例護摩供結有之、

一蒔繪屋弓次年頭御礼とシテ被参候、御酒被給候、

一龍伯様より御使泉昌坊被参候、

一今日 御氣相如何御座候哉之事、

一當年御茶下之儀、如何御座候哉之事、

一奥州様より御使松坂坊被参候、

一執印吉左衛門尉・加治木与三年頭御礼とシテ被参候、

御酒被給候、

一疊屋長兵衛御樽錢百足進上、御酒被給候、

一成願寺年頭御禮瓶子一双・三目籠并 惟新様之御祈念

薬師之法七十五座修行御札守進上、御酒被賜候、相伴

南郷弓八、

一惟新様去年御煩ニ付立願

一本門躰内五番神呪二萬遍、

一本門常住一鉢三寶、

一本門内陀羅尼品三萬遍、

一本妙法華經中一鉢三宝、

右、成就之卷数進上、

種子嶋左近【久時】太夫殿

一惟新様御煩ニ付、御料様より御祈念観音經一千卷讀誦

成就有之、

一藤次郎殿【久賀】より使、但 惟新様御氣相如何御座候哉之儀

也、

正月廿日戊申晴

一大福院實相坊年頭御禮とシテ参上、御酒被賜候、

一保壽院年頭御禮并 惟新様御煩御祈念とシテ仁王經一

百部讀誦成就之御札進上、御酒被賜候、

一年頭御礼被申上衆、本田才右衛門尉・吉留小左衛門・

丸尾弥六・祇答院掃部介・松本勝兵衛・川野伊與守・

脇岡早左衛門・池田六左衛門、御酒被給候、

一惟新様御煩ニ付、正八幡宮江三千度参成就之人数、桑

幡源左衛門尉・牧田勘解由次官・脇本源三郎、但目錄

進上、

一 權執印年頭御禮とシテ被參候、御酒被給候、

一 惟新様御煩ニ付御祈念轉讀大般若經一部之配帙進上、

川内
宝現大明神座主坊

一 御祈念虚空藏法一千座開白、阿闍梨増長院、

一 惟新様御氣相如何御座候哉、藤次郎殿より使參候、

正月廿一日己酉晴

一 奥州様江御使比志嶋内藏丞被參候、

一 龍伯様江本田源右衛門を以御移所之御礼申上被成候

夏、

一 鹿兒嶋御普請之事、

一 比志嶋紀伊守殿・伊勢兵部少輔殿江御使比志嶋内藏丞、

但御意之趣、

一 御移所之儀被仰候之事、

一 猿渡弥七郎出合、福昌寺大樹院江被仰儀ニ付、川上

四郎兵衛可被成相付候事、

一 鹿兒嶋御普請ニ付辛勞被申候事、

一 徳永玄蕃丞・池田九右衛門・川崎内藏允、年頭御礼とシテ被參候、

一 山田寺年頭御礼とシテ被參上、并 惟新様▽^⑤御煩△

ニ付御祈念不動明王秘法一千座修行成就之巻数進上、

一 新納江州より年頭御禮使田中傳左衛門被參候、御酒被

給候、

一 田邊屋道与より茶半袋一ツ進上、邊牟木彦兵衛尉存、

一 真如坊・大久坊年頭御礼とシテ被參候、

一 奥州様より御使國分拾左衛門被參候、但小刀一ツ氏房

作御進上、

一 藤次郎殿より使被參、但 惟新様御氣如何御座候哉之

儀、

正月廿二日庚戌晴

一 龍伯様より御使伊地知治左衛門尉被參候、

一 加治木之儀被仰越事、

一 御鷹之事、

一 塩田助之年頭御禮ニ被參、猪肢四ツ進上、

一 奈須彈正殿より年頭御礼とシテ使椎葉勘六被參、熊ノ

い、一ツ進上、使者江鳥目百疋被遣候、

一連長坊・黒田納右衛門・黒田加兵衛・阿蘇新九郎、年

頭御禮とシテ被参、御酒被給候、

一奥羽様より御使桂太郎兵衛被参候、但猿渡弥七郎出合

之儀ニ付也、

一藤次郎殿より使被参、但 惟新様御氣相如何御座候哉

之儀也、

一福昌寺参上、但猿渡弥七郎出合之儀ニ付、大樹院江為

被成吳見也、御振舞有、相伴桂太郎兵衛尉・川上四郎

兵衛尉、

正月廿三日辛亥雨卯刻雷轟、

一平松本屋地御屋敷見者小齋江被仰付、案内者伊東五郎

兵衛・竹下又右衛門、但様子新納左右衛門入道を以被

申上候、

一妙圓寺参上、芳真様御年廻ニ付、法華一千部會可有之

御談合也、

一寺山四郎左衛門年頭御礼とシテ参上、鶉廿二進上、御

酒被給候、

一藤次郎殿より使被参候、 惟新様御煩如何御座候哉之

儀也、

一惟新様御快氣ニ付、御廣間ニ而衆中夜遊有之、

一猿渡弥七郎出合ニ付、此中大樹院東堂・津友寺被立退、

就夫鹿兒嶋より 御意とシテ、福昌寺・桂太郎兵衛被

差越、吳見ニ而被成帰寺候、

正月廿四日壬子雨

一大樹院帰ニ付、福昌寺・桂太郎兵衛尉参上、

一樺山權左衛門尉殿参上、御振舞、相伴道甫、

一佐多六郎兵衛尉年頭御禮とシテ参上、但唐津燗ツホ五

ツ・ヒラ皿五進上、御酒被給候、

一奥州様明日可有御越儀ニ付、御使伊地知主計助被参候、

一念佛寺年頭御礼とシテ参上、茶一對進上、

一藤次郎殿より使被参候、 惟新様御氣相如何御座候哉

之儀也、

正月廿五日癸丑雨

一鹿兒嶋江御使鈴木徳右衛門尉、但御鷹之儀ニ付也、

一正龍寺年頭御禮とシテ参上、但 惟新様御煩ニ付御祈

念轉讀大般若經一部之配帙進上、

一 奥州様御越、但鹿兒嶋より御調にて御寄合有、御内不

断衆ニ御振舞被下候、

一 道服一ツ、二階堂〔行廣〕弥六江被下候、

一 猿渡弥七郎御成敗被成候、此儀出合之時分、噯人衆被

召失候、

一 藤次郎殿より使被上候、 惟新様御氣相如何之儀也、

正月廿六日甲寅晴

一 成正院参上、御樽一荷進上、御酒被進候、相伴本田源

右衛門尉、

一 惟新様御煩ニ付御祈念観音經一百卷讀誦之御札進上、

百次之衆中より使二木勝内、

一 藤次郎殿より使被上、但 惟新様御氣相如何御座候哉

之儀也、

正月廿七日乙卯晴

一 妙圓寺江御使須田内膳正被参候、

一 執印吉左衛門尉より湯田甚兵衛進退之御柁ニ付、使僧

参上候、

一 又吉殿〔常久〕より使東郷弥次郎被参候、但 奥州様より江戸

江年頭御禮之御使被成御當ニ付也、

一 半天連江年頭御禮之御書并米三石被進候、御使伊地知

彦右衛門入道、〔重清〕〔佳世〕

一 奥州様江御使本田源右衛門・比志嶋内藏允被給候、〔田参〕

一 惟新様御煩ニ付立願成就之事、

一 王子權現江神飾一座 一 老神大明神江神飾一座

一 奈良田大明神江神飾一座 一 正一位正八幡江神飾一座

一 稱荷大明神江神飾一座

一 奥劔様より御使市成左介被参候、

一 雷ニ相當候者之刀、為御一覽被成、御持せ被成候事、

一 鶉并市成海苔御進上之事、

一 宮原孫四郎年頭御禮とシテ被参候、腹白魚一掛進上、

御酒被給候、

一 惟新様御煩ニ付御祈念十一面之法百座御札進上、宗俊

坊、

一 宮里式部少輔・竹内吉兵衛尉御鉄炮細工ニ付被参、鳥

目百疋ツ、被給候、

一藤次郎殿【久賀】より使被上、但 惟新様御氣色如何之儀、為聞召也、

一奥州様江御使本田源右衛門尉・比志嶋内藏允被参候、

正月廿八日丙辰晴

一根占右近大夫殿年頭御礼ニ参上、但御樽式荷・一折進

上、吸物ニ而御酒、相伴川上四郎兵衛尉、

一大慈寺年頭御禮ニ参上、但饑法卅三座御札并茶一對進

上、

一龍伯様江御使猿渡李助被参候、 惟新様御氣相中節々

御念為被入御禮儀也、

一藤次郎殿より使被上、但 惟新様御氣色如何御座候哉

之儀也、

正月廿九日丁巳晴

一又吉殿之御袋様より御使種子田新右衛門被参候、御樽

一荷・鯛一掛御進上、

一源七郎殿之御袋様より御使有川弥六右衛門入道被参候、

御氣相如何御座候哉之事、當年御茶詰之事、

一御鉄炮細工ニ付永俊坊被参、鳥目式百疋被給候、

一藤次郎殿より使被上候、但 惟新様御氣相如何御座候哉之儀也、

一飯限山別當坊年頭御禮とシテ被参候、但 惟新様之御

祈念轉讀大般若一部之配帙并修正之牛王進上、挾着ニ

而御酒、相伴新納左右衛門尉入道、

正月晦日戊午晴

一惟新様御吉書被遊候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編四」四一九号ト同一記事ナルベシ)

【此御日記は外ニ茂多々御座候由、全躰 御隠居後於加治木之

御儀式ニ而、當 御城之御規式与者難準事茂為有御坐候、

御屋形之式例ニ御坐候得者、藤次郎殿御格者古躰三献之場ニ

御座候得共、削物ニ而 御三献云々御坐候、旁 竜伯様御代

より御手輕やう御坐候、先ハ寫洩置申候】

29 (年カ) 参頭ニ

惟新様

二川上殿 『上野入道惣政 今筑後殿祖』

三 新納殿 『近江守忠影始名又助 今勇之介祖』

一 相模守殿 『島津相模守久信 初又四郎 今讚岐殿祖』

右者式三献

八 北郷殿 『讚岐守忠能 今豊前祖』

佐多殿 『又太郎忠充 今右門殿祖』

喜入殿 『撰津守忠政 今多門殿祖』

下野守殿 『島津久元 今圖書祖』

豊後守殿 『島津久賀 今豊後殿祖』

比志嶋殿 『彦太郎範員 今静馬祖』

樺山殿 『權左衛門尉久高 今主殿祖』

▽ ㊦ 中務殿 △

下総守殿 『島津常久 今下總祖』

右者古鉢三献

『石見守重國』 入来院殿 『今平馬祖』

右者渋谷三献

(本文書ハ、旧記雜錄附錄「一三三六号文書トホボ同文ナリ」)

30 『横折用紙二丁』

當國國衆三献

式御三献 いしん様

川上殿 『上野介久貞』 『近江守忠影』 『島津』 『久信』 『新納殿』 『又四郎殿』 (公卿・公卿)

右之三人しき三献也、但御前ハくきやうにて、次ハか(掛)なかけにて、

北郷殿 『讚岐守忠能』 『又太郎忠充』 『撰津守忠政』 『島津』 『久元』 『島津』 『久賀』

佐多殿 『彦太郎義之』 『喜入殿』 『下野殿』 『豊後守殿』

比志嶋殿 『樺山殿』 『嶋津中務殿』 『下総殿』 『權左エ門尉久高』 『時十八』 『忠榮』 『島津』 『常久』 今中務祖

右ノ八人之御人衆ハ古鉢三献也、盃之臺ハ三方ニ而参、

入来院殿

しふや三献也、

下総守忠張 『安藝守重張』 『大膳亮忠榮』 『半右衛門重榮』

吉利殿 根占殿 嶋津之大膳殿 菱刈殿 『今本之』 『祖』 『今仲祖』 『今小松相馬祖』 『今矢柄祖』 (介也)

『基作兼康』 『縫殿重順』 肝付殿 伊地知殿 『今伴助祖』

右六人ハ三ツさかな三献也、

其外諸地頭衆・御老中三ツさかなにて、盃之臺ひらへぎ也、又國衆使者之時ハひら折敷、けつりもの三献参、

但御前者(足打)あしうち也、

一 正月朔日ニハ数之盃ニ而かわらけ五十程、くぎやう一膳ニうけてあけ申也、

一 御社參御下向之時ハ、御廣間にて御手かけ參候て、奥へ御入被成候、又談議所・福昌寺御出仕之時分、三はんてんしん御寄合被成候、但福昌寺ハ天目ニ而三へん御酒參なり、談議所ハかわらけ盃御酒三へん、ちうし、右盃之臺ハくぎやうニ而參、其外諸寺家之事ハ御茶之子參也、御茶計ニ而、

慶長十九年九月四日

右、重信七郎右衛門殿より書写也、

亥十二月廿五日

31 『北郷久加世別』

『按ニ光久公ハ前年三月十七日御発駕、四月廿七日江戸御參府、十六年五月七日江戸御発駕、六月十六日御着城ニテ、十七年正月御初入部後ノ年頭ナレバ、十七年ノ正月乎、新納四郎文書ヲ併セ知ラルベキ也』

寛永十六年己卯正月二日、太刀進上座配之次第、如

左方、

『光久公御三弟』『久直』
北郷式部太輔殿

上 『島津』『久朝』
兵庫頭殿
『光久公御次弟』

敷根筑前守
『久頼』
渋谷伯耆守
『重高』

一与

『久孝』
佐多又四郎

顯娃左馬頭
『久政』

上 『島津』『久賀』
豊後守

喜入撰津守
『忠政』

一与

上 新納四郎
『久辰』
北郷佐渡守
『久加』

上 川上上野介
『久運』
家久公十五男
『久尚』
樺山又九郎殿
諏方神六
『正兼』

一与

上 『光久公御十一弟』
『忠朝』
桂又十郎殿
根占七郎殿
『重永』

吉利下総守
比志嶋左京亮
『義時』

上 安藝守殿
『忠張』

上 『光久公御八弟』
内之御座

『忠尚』
『光久公御十弟』
『久國』
『御十三弟』
『貞昭』
町田出羽殿
伊集院右衛門佐殿
伊勢隼人佐殿
『島津』
『忠廣』
『光久公御十二弟』
『久朝』
『光久公御九弟』
『正勝』
東市正殿
伊集院源介殿
鎌田又七郎殿
『光久公御四弟』

如右例年者不究候得共、先當年者次第如斯ニ候、新納殿・北郷佐渡守殿此賦ニ付、少申分有之候、後年者御

談合ニ而可相定者也、

『久賀』

『久實』

『久實』

『久實』

『新納四郎藏本』

右御座配、貞享元年甲子五月、忠昭後年為見合、於御城ニ書拔、爰ニ写置之、

寛永十七年より正月之御太刀あかり候座之次第御賦之覺

一 寛永十七年

『又四郎久孝』 『久實』
佐多殿三番座但嶋豊前殿与
新納殿四番座但河上野殿与

右御賦難心得存候由、仁禮主計助殿・野村大学殿御使

※
□再三申上、口能ニ及候得共、殿様御家督之御祝儀候故、後年之例ニ罷成間敷申上、如御賦太刀上ヶ申候、

一同十九年、町田勘解由殿御使にて申上候者、定而當年茂去々年之御賦にて太刀あかり可申候、毎年右之様ニ被仰付候得者、家茂相定候様ニ被存、迷惑ニ存候条、佐多殿座ニ御くりかへ可被下旨申上候、就夫新納殿三番、但豊前殿与、佐多殿又口能被仰、元日ニあかり不申、日をかへ二日ニ被為上候、

※『此御賦ハ島津圖書久通賦らせられ候御座配のよし、貞享二

丑十二月、河野六兵衛通古より宮之城に遣候覺書に、只今之御座配ハ故圖書殿被成置候得者、如何様御賢慮之上ニ而右之通ニ御究被成候半与奉存候事と御坐候、然トモ此佐多・新納の争はかりに無之、萬治二年正月は美作殿も兵庫殿との前後に申分、大膳殿も何と欲申分、貞享二年に至てハ右久通の息圖書久竹までも申分せられしと見得たり』

(本記事ハ行間ニアリ)

一同廿一年、如右佐多殿同日をいやと被為申候得者、如先年四番座ニ上候儀難成よし申上、日をかへ二日ニ上申候、

一 正保四年、新納殿三番座、但豊前殿与、佐多殿口能被為申、太刀上り不申候、

一 慶安二年佐多殿と家位濟不申候ニ付、双方上申間敷候由被仰出候、同者御祝儀ニ進上仕太刀之儀ニ候条、家之儀御濟被成候ハ、太刀進上申度候得共、右之分被仰聞候上ハ、ともかくも 御意次第と申候、

一 慶安四年、右同断にて双方あかり不申候、

33 一元禄十三庚辰年頭御座配、

二日 例年元日迄ニ而候得共、此節者 思召程有之候ニ付被仰付由被 仰出候

御 佐多豊前殿 嶋津圖書 嶋津中務 嶋津勘解由殿

嶋津助之允 新納美作 喜入安房 種子嶋藏人 肝付主殿

三日

御 嶋津圖書、嶋津内膳与三年代 嶋津又七

御 嶋津兵庫殿

病氣ニ而納太刀 伊集院源助 家督御礼無之候得共、此程より着座故書載、 榊山助太郎 顯娃左京

御 嶋津内膳、嶋津又七与三年代 嶋津圖書 御家老之座ニ而上ル 嶋津又四郎殿 若年ニ而納太刀

嶋津新八与隔年、但在江戸ニ而進上無之 嶋津主計 諏方舍人 亦寝徳慈丸殿 幼少江戸ニ而御介 抱放進上無之

御 御家老之座ニ而上ル 嶋津又四郎殿 若年ニ而納太刀

病氣ニ而納太刀 嶋津筑後殿 若年ニ而納太刀 權十郎着座 抱放進上無之

御 佐多豊前殿 御礼 嶋津新八 鳥津石見 部屋栖ニ而候得共 依願着座

御 御城代之席ニ而上ル 嶋津石見

新納家ニ番座之時ハ申 分表立候御奉公者依願 宇右衛門殿ハ着座 入来院主馬

御 鳥津石見 部屋栖ニ而候得共 依願着座

新納家ニ番座之時ハ申 分表立候御奉公者依願 宇右衛門殿ハ着座

御 新納美作

北郷作左衛門 川田長右衛門

御 川上上野

御家老之座ニ而上ル 喜入安房殿 比志嶋孫太郎

御 嶋津勘解由殿 嶋津圖書、嶋津又七与三年代 嶋津内膳

大野隼人

御 嶋津弥市郎

町田助太夫

御 嶋津助之允

島津主水

右終而、

吉利治部

川上式部

新納刑部

右之三人持参太刀ニ而一人ツ、御禮、着座無之、御流頂戴、

山田新助

諸地頭次第不同、志岐藤左衛門 田尻金右衛門 中四 戸ニ而進上無之 長門右衛門

頂戴、

右引次、山田七郎右衛門 御目見迄ニ而御太刀進上無之、

在江

内之御座配

御 島津頼母殿 島津織部 阿多淡路殿 伊勢弥九郎

御 嶋津大藏殿 嶋津備中殿 伊集院将監 鎌田隼人

右終而、大嶋清太夫

右、持参太刀ニ而御禮、着座無之、御流頂戴、

四日

御 種子嶋彈正

一 所列之御座配被相定候年間御記録所ニ承候処、肥後
仁右衛門信(盛香九)・市来源右衛門家年返答、右之御座配相

始候年間書付等茂有之候哉、未見當候、然与之寛茂無
之由候間、信安寛(猿渡)之趣申達ハ、家久公御逝去少前方

嶋津下野久元・伊勢兵部少輔貞昌杯専吟味有之、相究

『今按に、寛永以来の御座配ハ島津圖書久通の賦られし事は貞享二年河
り為被仰渡由ニ候、寛永九年・十年・十一年之間欵と
野通古書置にて明驗なるに、肥後・市来は少し後れた史官にて、聞知
承寛候様ニ有之由相達候者、信・家年より茂信安寛
らざりしハ不審之事御坐候』
之通寛永十年欵十一年欵の間ニ而有之候半与此方ニ而

茂相考候得共、書付等不見當候得者、究而者難申候由
返答ニ而候、初ハ少人数ニ而候、段々ニ相重ミ為申由
候事、

『享保九年 仰出』

▽ ◎寛 △

年頭御禮着座之次第、向後客居主位(◎唐)之無差別、御對
面所客居之方江一流(◎二)着座被仰付候、一流(◎二)相殘候人数
者、又一座二座ニ茂人数次第(◎二)可被仰付候、

嶋津兵庫殿(久車)

嶋津玄蕃殿(黄櫛)

嶋津左衛門(久唐)

嶋津周防殿(久備)

川上一学(久東)

嶋津圖書(久繪)

嶋津内膳殿(久兵)

嶋津中務殿(久真)

右圖書・内膳殿・中務殿家同格ニ而、三年替(◎代り)家格之

場(◎二)着座仕来候得共、圖書事乍同格無役ニ而、大御目

附之引次月并御禮御座之間江罷出事候付、當分者右名

書之通圖書上座(◎二)可罷出候、中務殿・内膳殿御役(◎ナシ)

付而者、御書院着座被仰付候家格之場ニ而子共罷出事

候、先役者中務殿ニ而候得共、内膳殿嫡子嶋津藤次郎(久賀)

寺社奉行御役相勤、中務殿嫡子嶋津又七事御番頭相勤

候付、當分者藤次郎、次ニ又七可罷出候、到後年ハ部

屋栖無役之者ハ、親之御役次第(◎二)罷出答候、家督ニ而

其身無役之者同格之家ハ、年生次第[◎]上座可仕候、此儀者時々其時節之御役又者年生を以前後之沙汰可致候、

嶋津^(久武)本殿

嶋津將監殿

嶋津助之丞^(久白)殿

右將監殿・助之丞家同格ニ而、隔年[◎]家格之場[◎]着座仕事候得共、將監殿御役内ニ而、養子嶋津小平太^(事)茂御番頭相勤候、助之丞事無役ニ而候故、當分者右之通着座被仰付候、尤後年之儀も都而前条之通相しらへ可申^(出)候、

新納^(時平)菊千代

右御四男家ニ而候得共、先祖之勲功を以三年ニ[◎]考度嶋津本殿[◎]着座之場ニ罷出来候、此節一流ニ被仰付候付^(茂)而者、三年ニ[◎]考度ハ此中之通本殿家之場ニ着座被仰付、其外者此場^(ニ)着座^(ニ)被仰付候、且又本殿家^(ニ)部屋栖有之、一所^(ニ)着座仕候時者、本殿家之次ニ三年ニ[◎]考度ツ、着座被仰付候、

禪山主計

嶋津筑後

桂太七郎

喜入主膳

町田郷九郎

伊集院藏人殿

嶋津帶刀

嶋津内記

右帶刀・内記家同格、着座之次第前条同格之家同断[◎]可相心得候、

北郷四郎

嶋津權太夫

大野七郎太夫

吉利本右衛門

種子嶋津正殿

右七郎太夫・本右衛門家同格、着座之次第前条同断、右弾正殿家只今迄者四日[◎]着座仕来候得共、今度年頭御禮着座都而一列^(ニ)被仰付候付、三日ニ此連名之通着座被仰付候、

嶋津仁十郎殿

顯姪長左衛門

祢寝内記

入来院主馬殿

比志嶋隼人殿

肝付典膳

菱刈孫兵衛

諏訪甚六

河田助右衛門

右之通思召を以、向後年頭御禮着座被仰付候、尤右之内病氣差合等ニ而着座御断申出候時者、其家之着座之場不明置、右連名之次第一流ニ着座可仕候、同格之家者、其時之親之御役又者子共之御役を以相糺、家督ニ而無役之者は、年生次第▽◎上座ニ△罷出候儀、時々相替[◎]候間、前条右書之趣を以、御記録奉行しらべの上罷出候様可申付候、尤以後しらへ迄ニ而難致儀者、時々可相伺候、只今迄ハ御對面所ニ而客居・主居与双方[◎]着座仕来候得共、自今客居之方〔へ〕流[◎]着座被

仰付候、

一於御書院年頭御禮着座被仰付候人数茂、右御對面所

着座ニ準、客居之方一流[◎]着座被仰付候、嶋津周防殿

今度一所持[◎]被仰付候付、御對面所着座被仰付候、

左候得者、御書院ニ而之上座ニ者嶋津大藏罷出答候、

一御對面所ニ而年頭御禮着座之節、此内者客居・主居[◎]

着座仕候付、御城代御家老其外相詰候人数、常式列座

之席より引下り相詰事候得共、今度客居一流[◎]着座被

仰付候付而者、平生御出座之節之通、主居之方江列

座可仕候、御書院ニ而年頭御禮着座之節茂、右[◎]準

列座可仕候、

右之通被[◎]仰付候条、此旨承知[◎]被致候〔様〕可申渡

候〕、以上、

〔享保九辰〕七月

大藏「久春」

(本文書ハ「旧記雜錄追録三」一六七八号文書ト同一文書ナルベシ、尚(ノ印ハニヨリ補フ)

34の2

一只今迄ハ年頭御座配と唱候得共、向後年頭御禮着座与
唱、書付等ニ◎右之通可仕候可相記候、

▽◎右之通向後被仰付候、以上△

◎ナシ
〔辰〕七月

大藏

〔本文書ハ「旧記雜錄追録三」一六七九号文書ノ抄ナルベシ〕

35
【史官雜抄】

覚

年頭御禮之儀、此以前年頭御座配、六番座迄有之候処ニ、
享保九年右御座配被相止、一列御禮着座之次第被仰付
候、右御座配之節より新納家段々勲功有之、御取分を以、
三年ニ一度佐多家之場ニ而御太刀進〔上脱之〕着座有之、其節者
佐家〔多脱カ〕之儀、納御太刀被仰付候旨被仰渡置候、然處ニ享保
九年一列〔座脱カ〕着被仰付候節茂、三年ニ一度者新納家此内之通
佐多家之場ニ着座被仰付候、且又佐多家部屋栖有之、一
所ニ着座仕候時者、佐多家之次ニ新納家、三年ニ一度宛
着座被仰付候旨被仰渡置候、佐多家之儀、近年御家老御
役引續、年頭着座御家座〔老カ〕之場ニ而有之、其後ハ新納家佐

36
【全】

覚

多家之場ニ上り候儀無之、来年一所ニ着座有之候儀、初
而ニ而御座候、御座配之節者、佐多家之場ニ新納家着座
有之候得者、佐多家入場無之候故、納太刀被仰付候、一
列着座被仰付候節、部屋栖有之一所ニ着座仕候時ハ、佐
多家之次ニ三年ニ一度宛着座被仰付候旨被仰渡置候、然
者當本殿事家督之儀ニ御座候得者、弥以本殿次ニ新納家
着座可被仰付儀与奉存候、以上、

〔宝曆三〕
西十二月

川田伊織殿〔通稱〕、来年頭御役之場ニ而御太刀進上被致筈候得
者、家ニ付進上被致候御太刀之儀者、養子川田〔國起〕彦七江家
格之場ニ而進上仕候様ニ与願被申出、調被仰渡候、彦七
事、當分御用人御役ニ而候得者、御役之場ニ而御太刀進
上被致、家格之場者伊織殿連名之場ニ而其記書記置候
ハ、可相濟事ニ候、左候得者、彦七事ハ御役之場ニ而御
太刀進上被致筈ニ候、此段今一往吟味仕候而可申上旨承

知仕候、年頭御座配之儀者、寛永以來為差立御規式之由候、古來一所傳領之地ニ致在城、其身御祝儀ニ致參上候得者、一人ニ而茂 御對面所江 出御被遊御規式為有之由候、其後 寛陽院様御代より、古來之歴々・一所持・先祖軍功之家者、御吟味之上御座配被仰付置候処ニ、淨國院様御代より 御對面所御座配被相止、御對面所御書院共、一流一列十人ッ、持參太刀着座、御盃頂戴被仰付來候、右着座ニ被罷出候歴々、其身大御目附以上之御役被相勤候得者、御役之場ニ而御太刀進上有之、着座之場ニ者、依願嫡子着座被仰付候、右嫡子寺社奉行已下之御役被相勤居候而茂、年頭着座之儀者、右通古來より為差立御規式ニ而候故、嫡子親之席ニ而御太刀進上御盃頂戴仕候筋、其家之先祖之功を茂第一相立規模之事御座候故、從前々親之席ニ而嫡子着座被仕來候、然共嫡子幼少又者無據差合等有之人者不及其儀候故、家格之場之御太刀進上ハ無之候、適嫡子有之、御役を茂被相勤居候而茂、親之家格之席ニ而御太刀進上被致候筋、古例与相見得申候、然者嫡子親之席ニ而持參太刀被致候方、別

而不輕事与奉存候間、彦七事、願之通可被仰付儀与吟味仕候、以上、

『宝曆』十三年

十二月廿九日

御記録方禮古(政公)

市來瀨兵衛(親敷)

川上(親敷)

御記録奉行

児玉早之丞(實門)

本田新右衛門(親方)

吉田用右衛門(清純)

37 『全』

御年男列調之儀ニ付

覚

一來辰年之御年男祢寢孫左衛門・伊勢兵部被仰付候處、

孫左衛門事服有之被差免、右之跡今一人誰江可被仰付

哉之旨、市太夫殿より与頭・御番頭之内、御年男名書

しらべ之伺被差出、私より相良源太夫御取次ニ而相同

候処ニ、義岡左平太江可申付旨被 仰出候、

一右ニ付御意候者、御年男連名兵部御番頭ニ而、先役故

兵部・左平太与連名之次第、若取違申儀茂可有之候、

御年男役ニ付而ハ、平日御役之場連名之次第ニ無構、御名字下之者前ニ書可申事ニ候得者、左平太・兵部与連名之次第可有之候、向後左様可相心得旨承知仕候、一御年男之儀、以前者御小姓之内より兩人為被仰付事候得共、表御内證御規式事多有之候故、(吉慶) 總州様御家督内表より兩人被仰付候、右之誤候得者、表方より被仰付候迎茂、あなから與頭・御番頭より被仰付与申ニ而ハ無之候、一人者御側御小姓杯より被仰付候共、時々思召次第可有之候、左様之節も、たとへハ御側より御名字下之者被仰付、御番頭より他家之者被仰付候ハ、連名且亦席之次第茂、御名字下之者いつ迎茂可為始候、將亦表御内證御年男一人ツ、者、必御名字下之者不被仰付候而難成与申ニ而茂無之候、兩人共他家之者被仰付候而茂不苦事候、御名字下之者被仰付候儀者、御小姓杯之内ニ者本輕キ者之子共を茂被召仕事茂候得者、左様成所より卷人者御名字之者被仰付方可然与之思召ニ而、此跡右通為被仰付事候、他家之者ニ而茂訖被召仕者ハ、他家ニ而茂可被仰付事候、御

年男者、一所持・寄合ニ而茂、其格ニ而無之者ニ而茂、平日之家格付而之御取訳者無之事候、御年男者重キ勤ニ而候故、右通被仰付事候、年頭御禮之砌、門首之奏者御年男相勤、門中奏者者御奏者番より相勤候茂、御年男者重キ所より右通被仰付事候、右之趣本意を不存候得者、至後年物每一向ニ覺候而如何之事候間、同役中得与承知仕、表御家老中江茂申聞せ可置旨、(吉慶) 總州様御意候、(享保廿年) 十一月 右仰出、享保廿年(卯カ)己欵、比志嶋隼人殿より表方へ被仰遣候よし、

38 『史官雜抄』

月之五節供之事
「年中の五節句は、寛陽公御殿ある前条にあり」
 一月之五節供者、正月朔日・二日・三日・七日・十五日也、※ 正月は月之初成故に是を用るとなり、

※ 『 正五九月之事

一正五九月、不レ上レ官レ戴垣云、釋氏智論、天帝釋以寶鏡、

照^ス四大神州、毎月一移^ニ祭^ス人善惡、此三月照^ニ南瞻部州、唐人以^レ此不^レ行^ニ死刑、曰^ク三長月節^ニ云々、瑯玕醉^ニ出タリト承^レリ』

(本記事ハ行間ニアリ)

諸士朔望廿八日出仕之事

一 諸士出仕日、朔日・十五日と被定置候、鎌倉御代より御傳授なり、朔日ハ日之初、陽之初、十五日ハ望月、陰之始ニ而候故、右之通于今在来候、然処 忠宗公諸士ニ御逢被遊候事、一ヶ月に兩度ニ而者間遠候、日月計ニ而無星故、可加星とて廿八宿星を表し、廿八日ニ茂出仕可仕由 御意候、乱世ノ故、廿八日ニ出仕然々無之、其後 龍伯公御事、忠宗公之御志を被遊御繼、右之旨被 仰渡、朔日・十五日・廿八日ニ諸士出仕有来候由、

一 慶長二年二月廿八日、義弘公被仰渡御条書ニ、

一 毎月地頭所ニ朔日・十五日之出仕懈怠有間敷事、

※ 『同四年夏

覚

一 龍伯様被召置たる法度已下、用捨可入之事、付御内之作

法出仕已下、此跡に不易やうニ可有分別之事、

一元日作法之事、外ケ条略ス、

(本文書ハ行間ニアリ)

一 寛文七年七月廿六日、光久公より 綱久公江被 仰

進候御條書、

一 五節供并毎月之禮日ニ者可有出座事、

39

『文政年中此碑文を頼まれ、撰方取付申候処、全躰坂元家並に三門乙名より召出され、往古より代々 御規式方勤来たる由緒にて、坂元ハ勿論、白石・永田・藤崎の三氏も糺し撰おき、寔に不束なから、御規式向の由緒御座候故、此まゝ載おき申候』

永田氏冢木碑

本府養泉山嶺、有^ニ古松六七株、各數十圍、其蟠根皆跨^ニ數歩、老幹龍鱗、偃蓋翳鬱、相傳、永田氏上祖、世世葬^レ此、即其冢木云、子孫承繼、歳時拜掃者、數百年矣、近文政中、為^ニ樵夫所^ニ翦伐、忽亡^ニ三株、而所^レ遺亦屢遭^レ颯、巨枝多折、每^ニ其或^レ然、輒^ニ必粟白、莫^レ不^レ賜^レ材、

今純口以為、幹亦殆危、若加_三之颯、將_三復_レ僂多碎_三旁近墓、不_レ如_三疾斬易_レ石、遂以上_レ請、允_レ之、乃斬_三二株、賣以立_レ石、於是、謁_レ余記事、按_レ狀、其先江州東坂本人、與_三白石氏・藤崎氏_二同邨、永田居_三水口、白石居_三片平、藤崎居_三西原、家皆業_レ農、建武三年、道鑑公之值_三新正於江_二也、使_三從士後藤某_レ掌_三賀正事、時三氏、採_三宜_レ供物、奉_三給行厨、公大驩、命充_三從卒、乃皆胥議、各負_三擔所_レ尊四神、遂遷_三于藩、而迨_三齡岳公都_レ魔島、擬_三江州例、名_三邨坂元、分移_三三氏、各受_三一廬、為_三民長焉、因皆名以_三舊里、世謂_三之_三門、後藤某、掌_三邨及正賀事、三氏任_三其使令、求為_三故事、於是、後藤改_三氏坂元、皆奉_三所_レ負四神、各祠_三其里、坂元則福迫諏方、白石則片平毘沙門、藤崎則西原山王、永田則寶珠院藥師、是也、而藥師之後、行_三三十六步、得_三邨場圃、自_レ此五六步、距_三古松之所、乃係_三古水口地、而永田氏所_三世受、故死葬_レ之、樹而不_レ石云、稽_三譜乘、天文中、有_レ從_三公戰_三幾岩劍_二者、失_レ名、降_三天正間、有_三主計諱純正者、弟四人、壹岐純方・對馬純安・清兵衛純明・善四郎純

種、純安嗣_三坂元氏、純明・純種陣_三歿莊內、純正生_三純重、襲_三稱_三主計、自_三純重_二下、有_三表石、無_三佗先墓、則為_三渠等塚、明矣、昔_三三氏、別賜_三宅於_三城府、每_三君夫人或_三行遊、輒入直_三掖厨、迨_レ慶長中築_三今府城、收_三宅地_レ開_レ通衢、皆歸_三田廬、直_レ掖如_レ故、至_三寬永初、夫人質_三于江戶、三氏不_レ任_三常直、自求_レ罷_レ之、後優待減、至_三子純尚、懷_三舊弗_レ憚、偕_三二氏_レ有_レ請、慶安五年、復_レ賜_三宅各一區、天和三年、特命_三純尚、陞_三府士籍、二氏亦先後舉焉、而旁族皆耕_三舊田、至_レ今、尚供_三故事、但_レ碑剝_三於_三得佛公_レ云、然_レ廢_三史可_レ証、若_三道鑑公_レ與_三太平記_レ合而諱亦相似、蓋傳聞誤書_レ考、純尚稱_三迫右衛門、今純口其五世孫也、銘曰、
滑水之澗 厥山養泉 有_レ松鬱々 茂_レ兮彼巖
維松為_レ冢 拜_レ兮致_レ祭 歷_三星及_レ霜 不_レ知_三幾歲
惟物有_レ數 颯與_三樵夫_レ 既_レ僂既_レ伐 僅餘_三二株
乃告載_レ訟 戒_三斬_レ罹_レ咎 永勒_三諸_レ石 以傳_三不朽

40 右は年中御規式事の舊籍に覺へたるをハ申上よとの

御ことを承りて、おもひ出すまに／＼永正年間撰ひおかれし五十餘條の御事目を始とし、また鎌倉以来其事をハ御代／＼おほん行はせ給ひし年頭碗飯且五節供の御飾圖など載せられたる記籍より

大岳公傳へ置れし御移徙の式てふ類まで、世／＼伊地知氏其職掌に預りて舊蔵するものあれば、それらを今右に類抄し、また其事証に合へる日記等もかれこれ旁羅し、就中天正中御年男日記などいへるは數も多けれハ、執筆の材により詳略異同も取／＼互の援證とも成ぬれハ、此は皆全文を収載し、問／＼また淺陋の管見識者の誚も恐れふかけれと、審問の枝折に設け、朱もて愚按を旁註し、斯くハ冊子て姑らく御舊式類抄と題して、いさゝか艸稿を成せり、此外なほ秘閣の史本などには採録すへきも固より多かるへし、世に^(もカ)□また諏訪氏には治部經兼かの日記、宮ノ城には圖書久通等の日記、および其族内記方も甲斐久馮等の日記、川上氏には式部久重等日記の類、某／＼家蔵せしと承りをれと、過ぎし此四日に

命を奉け、僅一句を踰るの業にしあれハ、さほどの探索には届かたし、若追／＼右等の日史まで涉獵せば、是までの沿革も猶おほかたは考証を獲んとおもひながら、誠に／＼此不束なる草稿をハ、實以て恐惶の至に堪がたけれど、御取次の方まで先はおほん試に再拜稽首して呈上すること爾りといふ、

嘉永壬子閏二月十八日

伊地知季安敬書